

平成 21 年第 3 回 つくばみらい市議会臨時会会議録

平成 21 年 7 月 17 日 開会
平成 21 年 7 月 17 日 閉会

平成 21 年第 3 回 つくばみらい市議会定例会会議録

平成 21 年 9 月 2 日 開会
平成 21 年 9 月 17 日 閉会

つくばみらい市議会

平成21年第3回つくばみらい市議会臨時会会議録

○招集告示	1
○日時	2
○出席並びに欠席議員	2
○出席説明員	2
○出席事務局職員	2
○会議録署名議員	3
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○開会	3
・開会の宣告	3
・会議録署名議員の指名について	3
・会期の決定について	4
・報告第7号、承認第4号、議案第42号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	4
・閉会の宣告	12
○閉会	12

平成21年第3回つくばみらい市議会定例会会議録

○招集告示	15
○会期日程表	16

会 議 録 第 1 号

○日時	17
○出席並びに欠席議員	17
○出席説明員	17
○出席事務局職員	17
○会議録署名議員	18
○議事日程	18
○本日の会議に付した事件	19
○開会	19
・開会の宣告	19
・会議録署名議員の指名について	20
・会期の決定について	20
・請願について	21
・報告第8号、報告第9号、同意第5号～同意第9号、議案第43号～議案第48号、 認定第1号～認定第9号 上程	21
・提案理由の説明及び監査報告	22

・同意第5号について先議	31
・同意第6号について先議	31
・同意第7号について先議	31
・同意第8号について先議	32
・同意第9号について先議	32
散会の宣告	33
○散会	33

会 議 録 第 2 号

○日時	35
○出席並びに欠席議員	35
○出席説明員	35
○出席事務局職員	36
○議事日程	36
○本日の会議に付した事件	36
○開議	36
・開議の宣告	36
・一般質問	36
7番 堤 実 君	36
1. 宅地の評価及び税金等について	
2. 学校給食費の滞納状況について	
13番 海老原 弘 君	41
1. 市公園等の管理について	
2. 稲戸井線につながる県道の整備について	
5番 中 山 栄 一 君	50
1. 丘陵部地区小中学生に対する教育施設の受け入れ態勢について	
2番 坂 洋 君	57
1. 小中学校統廃合と学校耐震化の問題	
4番 染 谷 礼 子 君	62
1. 健康診査の推進について	
2. 避難支援プラン策定状況について	
・散会の宣告	68
○散会	68

会 議 録 第 3 号

○日時	69
○出席並びに欠席議員	69
○出席説明員	69

○出席事務局職員	70
○議事日程	70
○本日の会議に付した事件	70
○開議	71
・開議の宣告	71
・一般質問	72
18番 川 上 文 子 君	72
1. 「弁当の日」について	
2. きらくやまの施設の活用について	
3. 空き地の草刈りについて	
12番 古 川 よし枝 君	84
1. 国民健康保険について	
2. 介護保険について	
3. 公的住宅の整備を	
1 番 秋 田 政 夫 君	94
1. コミュニティバスの通学利用について	
2. つくばみらい市誕生4年目における合併効果について	
14番 山 崎 貞 美 君	101
1. 行政と市民の協業について	
・議案第43号～議案第48号、認定第1号～認定第9号 質疑	104
・議案第43号及び議案第45号～議案第48号について各委員会付託	104
・決算特別委員会の設置及び認定第1号～認定第9号について委員会付託	105
・散会の宣告	105
○散会	105

会 議 録 第 4 号

○日時	107
○出席並びに欠席議員	107
○出席説明員	107
○出席事務局職員	107
○議事日程	108
○本日の会議に付した事件	108
○開議	109
・開議の宣告	109
・議案第43号～議案第48号、認定第1号～認定第9号、請願第3号、請願第5号 委員長報告、質疑	109
・討論・採決	118
・発議第5号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	129
・発議第6号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	130

・ 閉会中の継続調査の件	132
・ 閉会の宣告	133
○ 閉会	133

第 3 回臨時会会議録

つくばみらい市告示第 8 1 号

平成 2 1 年第 3 回つくばみらい市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 7 月 1 0 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1. 期 日 平成 2 1 年 7 月 1 7 日
2. 場 所 つくばみらい市議会議事堂
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の報告について (第 3 号)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて (第 4 号)
 - (3) 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算 (第 3 号)

**平成 21 年第 3 回
つくばみらい市議会臨時会会議録**

平成 21 年 7 月 17 日 午後 2 時 40 分開会

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	16 番	今 川 英 明 君
6 番	倉 持 悦 典 君	17 番	豊 島 葵 君
7 番	堤 實 君	18 番	川 上 文 子 君
8 番	岡 田 伊 生 君	19 番	中 山 平 君
9 番	直 井 誠 巳 君	20 番	神 立 精 之 君
10 番	横 張 光 男 君		

1. 欠席議員

15 番 廣 瀬 満 君

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市 民 経 済 部 長	中 川 修 君
保 健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	間根山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大久保 明 一 君
税 務 課 長	沖 田 照 雄 君
産 業 政 策 課 長	奈 幡 優 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
議 会 事 務 局 長 補 佐	関 俊 明 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 会議録署名議員

20番 神 立 精 之 君
1番 秋 田 政 夫 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成21年7月17日（金曜日）
午後2時40分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第7号 専決処分の報告について（第3号）
承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（第4号）
議案第42号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第7号 専決処分の報告について（第3号）
承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（第4号）
議案第42号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）

午後2時40分開会

開会の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードに切りかえるか、電源を切るようにお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。欠席議員は15番廣瀬 満君です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第3回つくばみらい市議会臨時会を開会します。

○議長（今川英明君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者及び各関係課長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

○議長（今川英明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、20番神立精之君、1番秋田政夫君を指名します。

会期の決定について

○議長（今川英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

報告第 7号 専決処分の報告について（第3号）

承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（第4号）

議案第42号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）

○議長（今川英明君） 日程第3、報告第7号、承認第4号及び議案第42号、以上3案件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） こんにちは。本日、平成21年第3回つくばみらい市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

既に皆様ご周知のとおり、去る7月10日、さらには7月16日、きのうでございますが、当市内におきまして新型インフルエンザの患者が確認されました。

市では、即日、私が本部長を務める新型インフルエンザ対策本部会議を招集し、市民の皆様への不安解消と感染拡大防止の対応を指示いたしましたところでございます。今後も市民の皆様のご健康と安全を守るため、茨城県と連携しまして、正確な情報を発信してまいります。

さらには、この秋以降に再流行することが懸念されていることから、これに備えるためにも、本日提出させていただきました補正予算に、新型インフルエンザ対策に係る事業費を計上し、市としましてでき得る限りの対策を講じてまいりたいと考えております。

さて、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議で決定されました「経済危機対策」を実施するための国の補正予算が、去る5月29日に成立したことに伴い、国から地方公共団体への支援として「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の交付が予定されております。

市では、この交付金を活用して、新たに「安全・安心の実現」「地球温暖化対策」「少子高齢化社会への対応」「その他将来に向けた事業」など、地域の活性化・経済対策に資する事業を実施いたします。

あわせて、失業率が悪化する情勢の中で、雇用対策として、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供し、生活の安定を図ってまいります。

今臨時会に提出いたしました補正予算は、これらを実施すべく計上したものでございます。

それでは、今臨時会に提案をいたしました議案について説明を申し上げます。

今臨時会に提出をいたしました案件の内容は、報告案件1件、承認案件1件、補正予算案件1件の合わせて3件でございます。順次ご説明を申し上げます。

報告第7号 専決処分の報告について（第3号）でございますが、本年4月に発生しました印鑑破損事故による損害賠償の額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（第4号）でございますが、平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により行った専決処分の承認を求めるものでございます。

当補正予算は、当初予算における個人法人市民税還付金及び還付加算金が大幅な不足となったことにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億441万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億2,800万6,000円としたもので、還付加算金は還付支払決定日まで加算されることから、速やかに還付を行う必要がございましたので、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分としたものであります。地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。

議案第42号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,743万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億1,544万円とするものでございます。

歳入の主なものとしましては、先ほど申し上げました国の21年度一次補正予算に絡む地域活性化・経済危機対策臨時交付金2億235万9,000円、安全・安心な学校づくり交付金4,645万円、及び茨城県で緊急雇用創出事業臨時交付金をもとに造成された基金からの緊急雇用創出事業補助金415万円でございます。

歳出の主なものとしましては、冒頭にも申し上げましたが、「地球温暖化対策」「少子高齢化社会への対応」「安全・安心の実現」「その他将来に向けた事業」の四つを柱とした「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用した事業を実施いたします。

具体的には、市内小学校2校及び中学校2校への太陽光発電施設設置事業費7,200万円、ひとり暮らし高齢者及び生活保護世帯に火災警報器を設置する事業としまして390万円、新型インフルエンザ対策事業費1,650万円及び市内の幼稚園、小中学校、公民館及び防災拠点へ地上デジタルテレビを整備する事業費8,275万円等でございます。

さらに、緊急雇用創出事業としまして、放課後子ども教室拡充事業を初めとして4事業を創出し、5名程度を雇用する費用415万円を計上しております。

詳細につきましては、配付させていただきました議案書をごらんいただけますようお願い申し上げます。

以上、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

報告第7号は、報告案件でありますのでご了承願います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから承認第4号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第42号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番岡田伊生君。

〔8番 岡田伊生君 登壇〕

○8番（岡田伊生君） 議案第42号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）ということで質疑をいたします。

先ほど市長からもご説明がございましたとおり、政府の緊急対策事業ということで今回補正が出たわけでございます。概要につきましては、市長の方からございましたとおり、また、この本臨時会の前に全協が開かれまして説明がございましたので、省略をしたいと思っておりますが、概要については、地域の活性化、経済対策に資する事業費の補正ということで地域活性化・経済危機対策臨時交付金の事業等の中身についてであります。

この事業については四つほどありまして、総額が2億8,328万4,000円ということでございます。その事業の内容については1から4番まであるわけですが、安全・安心の実現ということで7事業、総額が8,327万8,000円、この詳細についてはいろいろと七つほど載っております。

1番新型インフルエンザ対策事業、それから、3番の防災拠点への地上デジタルテレビの設置事業、あるいは4番の公共施設へのAED設置事業、それから、5番の橋梁長寿命化点検等事業ということであります。これが4点で総額5,930万円になって、約70%ほどであります。

なぜこの質問をしますかという、確かにこの緊急対策ということは、ある意味では全国から考えれば日本全体の緊急対策であるという定義ができると思うのですが、私どもつくばみらい市としては、その中でもつくばみらい市でどれだけ効果があるのだろうかということを考えざるを得ないと思っております。その中で今言った七つの事業の中の

四つについては、約70%の5,930万円ほどが、大手といいますか、市外業者であろうということになると思うのです。ほとんどそちらに流れていく。あるいは2項目めの地球温暖化対策事業であります、これは2事業ですが1億269万円、これは100%大手さんというか、大企業さんの方に流れる。それから、3番目の少子高齢化社会への対応ということで2事業、これも1,546万6,000円ほどあるのですけれども、約96%が大手さんの方へ行ってしまう。また、その他ということも2事業、これもほとんどが、言い方は悪いのですけれども、全体の市の中にそれほどそういう業者がないということもあるのですけれども、ほとんどが行ってしまう。

そうすると、全体でいきますと約2億8,328万4,000円ほどあるのですけれども、これはあくまでも数字だけかもしれませんけれども、7,422万円ぐらいで、一応お金の換算をしていくと、お金の流れといいますか、そういうことを考えると、それがイコール活性化ということになるかどうかというのは疑問だという見方もありますでしょうが、私はそういう点で、これで活性化としての本当の対策が、日本全体で考えればそれは確かにそれだけお金が動くわけなのですけれども、地域ということを考えたときにどうなのかということでもあります。

そういう意味で、全協でもちょっと質問はさせていただいているわけなのですが、改めて、ここまでにきた経緯をもう一度お伺いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

今回の地域活性化・経済対策ということで、市としての効果というか、そういったことのお尋ねでございます。

1点目の、いろいろな、今回四つの項目に分けての13事業を予定してございますけれども、大半が市外の業者に行ってしまうのではないかとのご指摘でございますけれども、これは、この補正予算がご可決いただければ、来月中旬あたりに入札をそれぞれしていきたいなとは考えておりまして、中でも地上デジタルテレビ等といったものについては、市内の業者をすべて指名入札という形でやっていこうという考えも一部持っております。

ですから、できるだけそういったことで、市内の業者さんに少しでも活性化の一助となるように対応していきたいなとは考えておりますけれども、具体的にはそれぞれ今度予算成立の後、それぞれの各課でいろいろな指名業者とか、そういったものがあるかと思しますので、十分にその辺のところは考慮の上、お願いしていきたくて考えております。

それから、全体的な事業といいますか、これの話でございますけれども、やはり先ほど冒頭に市長の方からあいさつがありましたように、5月のそういったときの国からの補正ということですので、非常に市としても時間的なこともなかったような関係で、なかなか事業そのものをすべて精査してやっていくというのは難しいといいますか、ただ最終的にはこれは国の方の了解も得ないと、オーケーが出ないとこの事業が進めませんので、全国からこういったことで国の方に問い合わせ、国の方に照会をして国の方の了解を得ないと、地域活性化・経済対策の予算の中には受けてもらえないということでございましたので、本当に急にまとめてしまったという感はちょっとぬぐいきれないかなとは思いますが、これが当つくばみらい市に来ている2億3,900万円よりも、まだそれには余裕がござ

いますので、入札の差金あるいは不足しているもの等については、再度また9月の補正予算の中で何らかの事業をご提案していきたいと考えておりますので、そういったことも念頭に置いて、新たなそういった事業もこれから精査していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 岡田伊生君。

○8番（岡田伊生君） 部長の方からありましたけれども、デジタルテレビとかいろいろな、私も事業の中身があれですけれども、テレビだけではないわけですから、例えば百歩譲ったとしても、JVにするのか、入札方法としましては多分そういう方法になるんだと思うのです。これが強くなれば強くなるで、全部地元を入れてJVでやりましょうみたいなことにもなるのかなと。そうすればある程度地元が云々という話にはなるのですけれども、でも中身からしますと、それでいいのかどうなのかというのはあるのですけれども、一番感じますのは、先ほちょっと全協の中でもお話しましたけれども、決して職員さんの努力が足りないとか、そう言うつもりはありません。ただ、今こういう状況で、つくばみらい市もそうですし、どこもそうなんですけれども、商工業さん、あるいは建設屋さん、厳しい状況下でやっているわけですよ。ですからそのためにと言うと、ある団体から怒られてしまうかもしれませんけれども、そういうことを考えたとき、今何が必要なのか、例えば、言いましたけれども、この4事業の中でも温暖化対策にしても、じゃあ地域的にこういう考え方があるよとか、あるいは例えば商工会を売るわけではございませんけれども、商工会に市長を初め本当にご指導賜っている方ですから云々ということではないのですけれども、商工会の方で何かないかと、こういうアイデアを出せとか、あるいはそういうことをしていただいて各課の方へまた持ち上げてもらうようなことがあればいいのかなという、決して商工会を売るわけでもないのですけれども、そんなことを感じます。

また、学校の問題にしても、確かに全協でも次長の方からもございましたけれども、いろいろな教育面だとかいろいろなことが、そういう国の流れがあるんだということもわからないわけではございませんけれども、各学校でじゃあ今何が必要なのということで、もう少し、時間がなかったということで処理されてしまうと、それ以上はないのですけれども、ぜひともその辺をもう一度考え直していただけないかと。

というのは、これ、結構出ています。しかし、果たしてこれが本当に必要なのだろうかという問題が、これは全協でも出たのですけれども、例えばきらくやまの滑り台にしましても、一時草茫々になっていましてほとんど使用してないわけです。使用しているんだということですから、それはそれで後で数字を出していただければいいことですが、ですから担当の方は、たまたま出てきたお金だから使わないと損だという答弁がありましたけれども、そういうのでいいのだろうか、私は思うのであります。

その意味でもうちょっと、現況がこういう現況なものですから、何としてももう少し市民の要求する部分、そんなものをもうちょっと研究していただければと思っております。そういう意味で、今回この補正が、通す、通らないということではなくて、一つの過程といたしましてもう一度再検討をしていただくわけにはいかないかという考えを私は持っているのですが、例えばこれが、いや時間がないんですよと、ですからこれで政府の方というか、国の方で了解が出ませんよと、それじゃ私どももそんなことはできませんので、いただくものでやれるのであればそれはその方がいいわけですが、その辺はもう一度

見直しができて、ちょっと時期はずれても可能なのかなのか、その辺の見解をちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（今川英明君） 岡田議員、見直しをという話ですか。

○8番（岡田伊生君） いや、見直しではなくて、あくまでもこれが延びちゃった場合ですね。ちょっと質問が悪いですか。

○議長（今川英明君） 見直しということになると根本の話になりますから、でなくて、どういうことだという形でお願いできれば。

○8番（岡田伊生君） それでは訂正します。

この検討は可能でありますでしょうか。

○議長（今川英明君） では、市長に総括の考え方を述べてもらいますので。

市長、総括の考え方で、どんなふうな考えでということだけ述べてもらえますか。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

先ほど部長からもございましたが、これで終わりではございませんので、今後の中でそういうすり合わせとか、そういうものは必要だと思いますけれども、今回お願いしている議案につきましてはお認めをいただきまして、そして、その中でいろいろ精査してやっていくと、それで次回の9月の補正ということも、さっき総務部長から出ましたが、その中で見直しをかけていく、こういう方針でやっていきたいと思っております。

○8番（岡田伊生君） 補正と言いましたけれども、残り1,000万円の話だと思うのですよ。ですから……。

○議長（今川英明君） 質疑は2回までになっておりますので。

そういうことでよろしくをお願いします。

○8番（岡田伊生君） わかりました。まとまりませんで、申しわけありません。

○議長（今川英明君） ほかに質疑ございませんか。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 今回の補正ですけれども、地域経済対策関連の予算が2億8,000万円、それから、緊急雇用創出事業で400万円ということで補正が組まれています。

質問したいのは、地域活性化・経済対策の部分ですけれども、この関連事業を含めた2億8,000万円のうち、一つはデジタルテレビ。学校の教室等において169台、これが約工事費を含めて8,000万円、それから、防災拠点に15台設置をするということで1,100万円、つまりデジタルテレビの購入に9,000万円歳出をすると。それから、太陽光発電、設計委託も含めて8,000万円、電子黒板980万円、公用車9台で2,200万円、2億8,000万円のうち2億円を超えるお金が、いわば物品購入というか、しかも今一生懸命地元の企業にも発注したいという話がありましたけれども、実態的に言えば、これだけの台数、それから、これだけの形でのもろもろのものを考えたら、当然メーカーとの取り引きというのが大半にならざるを得ないのだろうと思うのですよ。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのは、政府自身も言っているように、地方公共団体において地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた、地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実現を実施するようにとい

うことで2億4,000万円という大変な金額が急遽補正で組まれて、つくばみらい市においてくるわけで、このお金をその趣旨に合って積極的に利用すれば、それなりに仕事ができる金額ですよ。だけど2億円以上こういう形で物品購入に回すというのは、どうなのか。

特に、この2億8,000万円の使い方の中で政府が出している事例集を見ましても、少子高齢化社会への対応という事例の中で、保育所の整備、保育サービスの充実、それから、準要保護児童世帯に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等の軽減、不妊治療に対する費用の助成、また、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティー交流スペースの整備、高齢者巡回訪問事業などというメニューも含めて上げているのですね。

こういう部分について、火災警報器はともかくとして、少子高齢化社会への対応という市民の今の暮らしの実態や経済の実態からいえば、非常に求めている部分が全く欠落をしている。安全・安心の問題でも、地域公共交通の活性化で、巡回バスが今新たな組みかえで大変苦労しているところだと思うのですけれども、地域にきめ細かに、小さな車で足の確保でお迎えに行けるだとか、いろいろ考えれば、やらなければならないたくさんの仕事があったんだと思うのですよ。そういう検討が何でされなかったのか。何で2億8,000万円のうちの大半がこういう予算なのかという点で、全協の中でも話が厳しく出されましたけれども、再度部長の方から、この点での検討はどうだったのかということで答弁が欲しいと思うのですが、質問したいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

川上議員がただいま申し上げました、今回の補正の大半がそういった備品購入とか、そういうものに充てられているのではないかと、もう少し国の方針である少子高齢化、あるいは安全・安心、そういった事業に当然充てるべきだったのではないかとのご指摘でございますけれども、確かに議員おっしゃるとおりでございますけれども、先ほども全協の中でも若干お話ししたかと思うのですけれども、やはり各課の方にこういったことで今回

の方からの臨時交付金が当市に2億3,900万円に近いお金が来るから、何とかそれを有効に使ってほしいということでお願いしたところでございまして、事業例等につきましても、地球温暖化対策についてはこういったものがあるよ、それから、少子高齢化についてはこういったものがある、あるいは安全・安心についてはこういったものがあるよということで、それぞれ各課には投げかけをしておきましたけれども、最終的に各課の方から上がってきたのが、今回補正でお願いした項目でございました。

先ほど市長の方からもありましたけれども、恐らく8月に入札をやった場合には入札差金等も出るかと思えますし、そういったことで幾らかの当然まだ余裕がございますので、そういった中でこういう少子高齢化といったもの、あるいは安全・安心といったものにもっとできる事業があれば、そういったものにも目を向けていきたいとは考えておりますけれども、何分先ほど岡田議員の質問にもお答えしましたとおり、最終的には国のヒアリングといえますか、そういったものがあっての話で、そういったことで時間的余裕もなかなかございませんので、そういうことですので、なるべく各課からのそういった意見を尊重して今回は臨時議会で補正をお願いしたということでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 公用車の購入も、それから、ほかのそろそろの事業についても、本来一般財源でやらなければならない事業の前倒し事業もあるわけです。それが、少なくとも地域活性化・経済危機対策臨時交付金でやれたとすれば、その分を、議会の中でも指摘されたいろいろな事業のところに、本来一般財源を使う予定のものが臨時交付金でできたわけですから、市民要求にこたえる形で積極的な取り組みを今後考えなければいけないと思います。

それともう一つは、言われたように、経済対策の臨時交付金2億3,900万円のうちの残金もそうですし、それからもう一つ公共投資の臨時交付金、これも国レベルで1兆3,790億円ですから、経済危機対策臨時交付金の1兆円よりも大きい金額が予定されているわけで、当然つくばみらい市にもそれなりの金額が来るはずですよ。

それから、ふるさと雇用についても、さっきの説明の中で4,191万円が還付されていると、それから、緊急についても1,659万円あると、そのうち415万円しか今は使っていないわけですから、これらの事業の中でも、これ2度目ですから、去年の地域活性化生活対策事業のときにも、もっと地元を引き寄せた事業をやるんじゃないかという指摘がされているわけですよ。しかし今回の結果、これ以後のそれらのお金の使途についても、それから、来年度も同じように経済危機が続けば、それなりに対応策が地方自治体に補てんされるかもしれませんし、そのときに市民要求をしっかり押さえた上で、お金がないと言ってやれなかった仕事を、だったらやるということをしちっと各課も把握する必要があるし、全市的に部長レベルでの積極的な政策展開ができるような準備をすべきだと思いますよ。

おたおたして、結局非常に安直だということは、ものを買えば一応安直ですけども、しかしそれが市民の今の生活実態からしたら、2億4,000万円近いお金が来たのに大半がこうだというのは、絶対私は納得できないような、そういう中身の提示になっていくというのは、余計市民との離反を生むことになるわけですから、今後について、ぜひ本当に対応してほしいと思うのですが、その点ではどうですか。

○議長（今川英明君） 川上議員、42号の中身についての質疑をお願いしたいのですね。要望とか、こういうことをお願いしますというのは違う……。

○18番（川上文子君） 要望と言っても、この予算についてそういう結果だから、今後もあるわけだから。

○議長（今川英明君） ですから、中身について質疑ということで。

総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

川上議員がおっしゃるとおりでございますけれども、先ほどの全協の中でもお話が出ましたけれども、市民の要望というのはそれぞれ各課で持っているわけですから、そういったものは一つにして、実際こういったものの交付金については、じゃあどれを最重要として使用していくんだということでもとめなくてはならないのかなという感じがいたしております。

それから、雇用等の方の問題ですけども、これにつきましては、今回415万円ということですけども、23年度までで1,600万円ほどの金額が交付されるということですので、来年度、再来年度、あと2年間ございますので、そういった中で残りの緊急雇用の方を創

出していきたいと考えております。

それから、ふるさとの4,100万円の方ですけれども、これについては実際市が雇用してやるとかというのではなくて、やはり外部にそういったものを委託してやるということで。

○議長（今川英明君） 部長、きょう提案している議題にだけ答弁してください。

○総務部長（古谷安史君） はい、わかりました。

そういうことですので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

それから、公共投資の臨時交付金等については、これから考えていくということですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（今川英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号については委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第42号について採決をします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、今臨時会に付議された事件は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成21年第3回つくばみらい市議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成21年7月17日

つくばみらい市議会議長 今 川 英 明

つくばみらい市議会議員 神 立 精 之

つくばみらい市議会議員 秋 田 政 夫

第 3 回定例会会議録

つくばみらい市告示第100号

平成21年第3回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年8月26日

つくばみらい市長 飯 島 善

1. 期 日 平成21年9月2日
2. 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成21年第3回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
9月2日	水	本会議	◎開会 ◎会議録署名議員の指名 ◎会期の決定 ◎請願の委員会付託 ◎議案の上程及び説明・監査報告
9月3日	木	本会議	◎一般質問
9月4日	金	本会議	◎一般質問 ◎議案に対する質疑 ◎議案の委員会付託 ◎決算特別委員会の設置及び委員会付託
9月5日	土	休 日	
9月6日	日	休 日	
9月7日	月	休 会	◎総務常任委員会
9月8日	火	休 会	◎教育民生常任委員会
9月9日	水	休 会	◎経済常任委員会
9月10日	木	休 会	
9月11日	金	休 会	◎決算特別委員会
9月12日	土	休 日	
9月13日	日	休 日	
9月14日	月	休 会	◎決算特別委員会
9月15日	火	休 会	◎決算特別委員会
9月16日	水	休 会	
9月17日	木	本会議	◎委員長報告、質疑、討論、採決 ◎議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決 ◎閉会中の継続調査 ◎閉会

第 1 号

〔 9 月 2 日 〕

**平成 21 年第 3 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 1 号**

平成 21 年 9 月 2 日 午後 1 時 00 分開会

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君	20 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市 民 経 済 部 長	中 川 修 君
保 健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	間根山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大久保 明 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君
代 表 監 査 委 員	竹 内 啓 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 会議録署名議員

2 番 坂 洋 君
3 番 高 木 寛 房 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成21年9月2日（水曜日）

午後1時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 請願について
日程第4 報告第8号 専決処分の報告について（第4号）
報告第9号 健全化判断比率等の報告について
同意第5号 政治倫理審査会委員の委嘱について
同意第6号 政治倫理審査会委員の委嘱について
同意第7号 政治倫理審査会委員の委嘱について
同意第8号 政治倫理審査会委員の委嘱について
同意第9号 政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第48号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について
認定第2号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
認定第4号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
認定第5号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
認定第6号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
認定第7号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
認定第8号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第9号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 請願について
日程第4 報告第8号 専決処分の報告について（第4号）
報告第9号 健全化判断比率等の報告について
同意第5号 政治倫理審査会委員の委嘱について
同意第6号 政治倫理審査会委員の委嘱について
同意第7号 政治倫理審査会委員の委嘱について
同意第8号 政治倫理審査会委員の委嘱について
同意第9号 政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第48号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について
認定第2号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
認定第4号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
認定第5号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
認定第6号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
認定第7号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
認定第8号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第9号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

午後1時00分開会

開会の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようにお願いします。
傍聴者の方に申し上げます。

傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第3回つくばみらい市議会定例会を開会します。

○議長（今川英明君）　これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長、局長及び代表監査委員が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

○議長（今川英明君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により2番坂　洋君、3番高木寛房君を指名します。

会期の決定について

○議長（今川英明君）　日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果の報告を願います。

議会運営委員長豊島　葵君。

〔議会運営委員長　豊島　葵君　登壇〕

○議会運営委員長（豊島　葵君）　それでは、議会運営委員会の報告をいたしたいと思えます。

去る8月26日に議会運営委員会を開催しまして、本定例会の日程等について協議をいたしました。その結果についてをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日から17日までの16日間でございます。

本日は、議案の上程及び執行部からの議案の説明を行い、また、監査委員さんから平成20年度の監査報告を求めます。なお、同意第5号から9号までは人事案件でございますので、委員会付託は省略しまして先議をしていただきます。

あした3日は、午前10時から本会議を開きまして、通告順に従いまして5名の方の一般質問を行います。

翌4日は、午後1時から本会議を開きまして、残り4名の方の一般質問を行います。一般質問終了後、執行部提出の議案に対する質疑を行います。質疑は通告制でございますので、質疑のある方は、あした正午までをお願いをいたします。続いて、決算特別委員会の設置及び正副委員長の互選、議案の委員会付託を予定しております。

5日、6日は休日でございます。

7日、8日及び9日は、各常任委員会を開催し、それぞれ付託された議案及び請願の審

査を行っていただきます。

10日は休会となります。

11日、14日及び15日は午前10時から決算特別委員会を開催し、平成20年度決算の審査を行っていただきます。

なお、12日、13日は休日でございます、16日は休会となります。

最終日17日は、午後1時から本会議を開き、各常任委員長及び決算特別委員長の報告、質疑、討論を行います。なお、討論は通告制ですので、討論のある方は、16日正午までにお願いをいたします。引き続きまして議案の採決を行い、その後、閉会中の継続調査の件が予定されております。

以上、出席委員異議なく決定した次第でございます。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（今川英明君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの16日間に決定しました。

請願について

○議長（今川英明君） 日程第3、請願について。今期定例会までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたから、ご報告をいたします。

なお、継続審査中の請願は、お手元に配付の継続審査中の請願一覧表のとおりです。

報告第 8号 専決処分の報告について（第4号）

報告第 9号 健全化判断比率等の報告について

同意第 5号 政治倫理審査会委員の委嘱について

同意第 6号 政治倫理審査会委員の委嘱について

同意第 7号 政治倫理審査会委員の委嘱について

同意第 8号 政治倫理審査会委員の委嘱について

同意第 9号 政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）

議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第48号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）

- 認定第 1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について
 認定第 2号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
 認定第 3号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
 認定第 4号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
 認定第 5号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
 認定第 6号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
 認定第 7号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
 認定第 8号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定について
 認定第 9号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

○議長（今川英明君） 日程第4、報告第8号、報告第9号、同意第5号から同意第9号まで、議案第43号から議案第48号まで及び認定第1号から認定第9号まで、以上22案件を一括上程いたします。

提案理由の説明

○議長（今川英明君） 提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 提案理由の説明を申し上げます。

本日、平成21年第3回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用中にもかかわらずご出席をいただき、まことにありがとうございます。

全国的な天候不順により、本市の基幹産業である農業、とりわけ水稻の生育の影響が危惧されているところですが、先ごろ茨城農政事務所が発表した県内の水稻の作柄概況では、茨城県全体は平年並みとしたものの、県南地方はやや不良との見通しで、指数的に見ますとやや厳しい状況が示されております。

農作物の生育に大きな影響を与えるこうした天候不順や、時として多くの尊い人命をも奪う局地的集中豪雨など、異常気象とも言えるこうした現象は、地球温暖化が一つの原因とされており、地球温暖化の原因とされるCO₂の排出量を減らすことは世界的な課題であることから、今、私たち一人一人は、真剣にその削減に努めなければならないことは言うまでもありません。

水と緑豊かなこの大地を守るため、そして、安全安心なまちを築くため、市としては、でき得限りの地球温暖化対策を講じなければならないと、改めて強く感じているところでございます。

市では、市内の事業所の一つとして、ことしから試行的に伊奈・谷和原両庁舎でグリーンカーテンを施し、室内温度の上昇を抑制することで冷房効率を上げ、消費電力量を削減し、結果としてCO₂の排出抑制に努めてまいりました。今後とも、皆さんの先導的役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、この秋以降、さらなる流行が懸念されている新型インフルエンザ対策についてで

ございますが、現在、国や県において、ワクチンの準備と抗インフルエンザウイルス薬の確保等が進められております。市といたしましても、市としてでき得る限りの対策として、市民の皆さんの感染拡大を防止するための準備を進めているところでございます。市民の皆さんに当たっては、正確な情報に基づき、今後とも冷静な対応を切にお願いをするものでございます。

さて、7月の臨時会で、経済危機対策にかかわる事業の補正予算の承認をいただいたところでございますが、小学校2校、中学校2校の計4校への太陽光発電施設設置事業、防災避難施設の地上デジタル化事業、及び橋梁長寿命化点検・修繕計画事業など、地球温暖化対策事業、安全安心のまちづくり事業の発注をいたしました。

緊急雇用対策としましては、離職を余儀なくされた方を対象として、市臨時職員の募集を現在実施しているところでございますが、8月末現在で、募集人員に対しまして約2倍の応募をいただいているところでございます。

このように、各自治体が国と連携し、さまざまな施策を実施していることが功を奏してか、先ごろ発表された国の月例経済報告では、景気は厳しい状況にあるものの持ち直し傾向にあるとの報告がなされ、また、8月下旬に県から発表された茨城県の経済動向においても、県内の景気は、厳しい状況の中、一部に下げどまりの兆しが見られるとされていることから、景気は底を打った感があるとの予測もされているなか、雇用情勢は依然悪化傾向にあり、7月の完全失業率は5.7%と、平成15年4月などの5.5%を上回る過去最悪を更新し、また、有効求人倍率も0.42倍と、昭和32年の調査以来の過去最低を3カ月連続で更新している状況でございます。

こうした厳しい経済・雇用状況の中で、先ごろ当市にとっては明るいニュースが舞い込んでまいりました。

かねてから、みらい平地区に進出が計画されておりました株式会社アシックスの東日本の物流拠点となる配送センターが、来年8月の稼働開始に向け、建築がスタートされましたということでございます。このセンターが完成しますと、250人程度の地元雇用が予定されていることから、今後に大きな期待を寄せているとともに、まさに今が経済・雇用対策の正念場であると気持ちを新たにしているところでございます。

こうしたことから、市では、さらなる景気浮揚、並びに雇用情勢の改善を図るため、新たに国の政策と連動した事業、並びに市の単独事業として行う経済対策事業にかかわる補正予算を今定例会に提案させていただきました。

住居を失った離職者に対する新たなセーフティネットの構築のために、住宅・生活支援としての住宅手当緊急特別措置に関する事業を、今年度の緊急措置として新たに予定いたします。

子育て支援としては、昨年度に引き続き、今年度も子育て応援特別手当給付事業を実施するとともに、女性特有のがん検診事業を今年度は特に推進し、受診率の向上を図ってまいります。

また、7月の臨時会において、ご審議、ご可決をいただきました国の経済危機対策に関する事業を再度活用いたしまして、市立図書館など、市内3施設にLED照明及び省エネタイプ蛍光灯を設置する事業を計画し、当市における地球温暖化対策としてのいわゆるCO₂排出量の削減を図るとともに、安全安心の実現のため、市総合運動公園テニスコートの改修事業を実施してまいりたいと考えております。

さらに、市の単独事業として取り組んでまいりました住宅リフォーム資金助成制度が、今年度、最終年度を迎えるわけですが、今回、当初予算に計上しました補助金総額を増額し、地域産業の振興、並びに景気対策の一助としてまいりたいと考えております。

以上のように、生活支援、子育て支援、並びに環境関連事業等を早期に実施することで、安心安全な生活環境の創出、並びに地域の景気浮揚につなげてまいるとともに、コンビニ収納の拡充、消費生活センターの機能強化など実施し、市民サービスの向上にも対応してまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提案をいたしました議案について、ご説明を申し上げます。

今定例会に提出をいたしました案件の内容は、報告案件2件、人事案件5件、条例の一部改正案件1件、一般会計並びに特別会計の補正予算案件5件、及び一般会計並びに特別会計の決算認定案件9件の合わせて22案件であります。

順次に説明を申し上げます。

報告第8号 専決処分報告についてでございますが、車両損害事故による損害賠償の額を定めたこと及び庁用車車両事故による和解の額を定めたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

賠償額等につきましては、添付いたしました専決処分書のとおりでございます。

報告第9号 健全化判断比率等の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

監査委員の審査は、去る8月7日から8月13日までの間において3日間をかけまして審査を受けてございます。

同意第5号 政治倫理審査会委員の委嘱についてでございますが、本年10月2日の任期満了に伴い、引き続き坂倉悦子氏をつくばみらい市政治倫理審査会委員に委嘱するため、議会の同意を求めるものでございます。

同意第6号 政治倫理審査会委員の委嘱についてでございますが、本年10月2日の任期満了に伴い、引き続き羽生恵洋氏をつくばみらい市政治倫理審査会委員に委嘱するため、議会の同意を求めるものでございます。

同意第7号 政治倫理審査会委員の委嘱についてでございますが、本年10月2日の任期満了に伴い、新たに大崎知篤氏をつくばみらい市政治倫理審査会委員に委嘱するため、議会の同意を求めるものでございます。

同意第8号 政治倫理審査会委員の委嘱についてでございますが、本年10月2日の任期満了に伴い、新たに鈴木忠博氏をつくばみらい市政治倫理審査会委員に委嘱するため、議会の同意を求めるものでございます。

同意第9号 政治倫理審査会委員の委嘱についてでございますが、本年10月2日の任期満了に伴い、新たに小川清一郎氏をつくばみらい市政治倫理審査会委員に委嘱するため、議会の同意を求めるものでございます。

議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、被保険者または被保険者であった者が出産したときに支給する出産育児一時金を、平成21年10月から平成23年3月までの間4万円引き上げるため、つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,467万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億5,011万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算においては、冒頭に申し上げましたとおり、住居を失った離職者に対する新たなセーフティネット構築のための対策事業を初め、子育て支援策事業、地球温暖化対策事業、安全安心の実現のための事業、市の単独事業としての景気浮揚対策、並びに市民サービスのさらなる向上にかかわる経費の補正でございます。

議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,380万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,283万2,000円とするものです。

保険給付費の高額療養費、出産育児諸費並びに諸支出金の償還金及び還付加算金等にかかわる補正でございます。

議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,172万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,462万3,000円とするものです。

諸支出金の償還金、国庫支出金、県支出金、並びに支払基金交付金の返還金等にかかわる補正でございます。

議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億743万9,000円とするものです。

これは、公共枿取り出し工事において、当初予定していた新規加入件数よりふえたため、それに対応するための補正でございます。

議案第48号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正は収益的収入及び支出の補正でございます。

収益的支出総額は、営業費用を283万4,000円補正することにより、合計で10億5,368万2,000円となるものでございます。

主な内容につきましては、総係費では、上水道料金と下水道使用料の一元化に伴うデータコンバート業務委託にかかわる補正でございます。

減価償却費につきましては、今年度減価償却費が確定したことによる補正をするものでございます。

認定第1号から認定第9号までの9案件につきましては、各会計の決算認定についてでございます。

一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、去る7月9日から8月18日の間において、11日間をかけまして監査委員の審査を受けております。

地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して提案するものであります。

詳細につきましては、配付させていただきました議案書をごらんいただきたいと思います。

以上ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

ただいま、省エネ対策、地球温暖化対策の一環により冷房をとめています。皆さん、上着を脱ぐなり、それぞれ辛抱を願いたいと思います。

次に、監査委員により、認定第1号から認定第9号までの9件の決算審査結果及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等について、意見報告を求めます。

代表監査委員竹内 啓君。

〔代表監査委員 竹内 啓君 登壇〕

○代表監査委員（竹内 啓君） つくばみらい市平成20年度決算審査の報告をします。

皆様方に配付されている平成20年度つくばみらい市決算審査意見書、これをごらんになっていただきたいと思います。

1ページをお開きお願いします。

第1、審査の対象

平成20年度つくばみらい市一般会計及び特別会計、水道事業会計が審査の対象で、全会計の審査を実施しました。

第2と第3、審査の期間、それに、審査方法及び範囲ですが、実施期間は7月9日から8月18日までにおける11日間でした。

審査に当たっては、各会計とも歳入歳出決算書及び証拠書類、その他の関係書類について審査しました。

第4、審査の結果

審査に付された各決算書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、各決算書は適正妥当と認められました。

また、予算の執行状況は、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認められました。

2ページ以降、24ページまでについては、議員の皆様方、それから、市職員幹部の皆様方には、この決算審査意見書をあらかじめ配付してあると聞いております。そういうことですので、これらの事項の内容説明は割愛させていただきます。ご了承ください。

では、意見及び指摘事項です。

25ページ、5、むすびというところを開いて見ていただきたいと思います。

一般会計、特別会計については、ここに記載のむすびについて、意見、指摘事項を申し上げさせていただきます。

金額については、千円単位まで記載してあるところについては、百万円単位で申し上げます。ご了承ください。

では、前段の文章は省略してもらいまして、（1）一般会計と特別会計の歳入歳出の総額について。

一般会計と特別会計の総額は、歳入230億9,100万円、歳出219億5,100万円で、前年度に比較しますと、歳入で24億600万円、歳出で21億3,000万円、それぞれ減少しております。

一般会計と特別会計における実質収支は、10億6,000万円の黒字でありました。

一般会計の実質収支は6億8,000万円の黒字で、特別会計の実質収支は3億8,000万円の黒字でした。

一般会計の性質別歳入の内訳を見ますと、自主財源は83億200万円、全体に占める割合は57.9%です。

依存財源は60億4,300万円、歳入全体に占める割合は42.1%でした。

自主財源の詳細は、そこに記載のとおりであります。

市税が64億4,000万円、あとは、記載のと通りの金額でございます。

財政力指数と経常収支比率については、次のとおりになります。

財政力指数0.790。基準財政収入額、これは徴収が見込まれる税収のことですが、これを分子にしまして、基準財政需要額、これは行政を実施するための費用、そして市の施設を維持管理する費用のことです。これを分母にして、イコールが財政力指数0.790となりました。

この財政力指数というのは、市税の収入、自主財源ですが、この能力がどの程度か、地方交付税、依存財源に依存する割合がどの程度かをあらわす指数となります。財政力指数が大きいほど市税の収入能力は高く、交付税への依存度が低いということになります。

この財政力指数、1を上回ると地方交付税の不交付自治体となりますが、財政力が強く通常水準を超えた行政活動が可能ということです。近隣では、ご存じのとおりと思いますが、取手市、守谷市、つくば市が、これに該当します。

次に、経常収支比率94.2%。この比率のことについては、ここに記載のとおりでございます。簡単に申し上げますと、100円の予算に対して新たな事業は、この94.2の逆数5.8ですか。100円に対して新たな事業は5円80銭ができると、あるいは、しかできないということかな、そういうことの数字です。自治省の指導においては、この数字は75%を上回らないことが望ましいとされています。当市の94.2%は、自治省の指導の数字よりも19.2%高くなっている数字になっております。

次のページを開いてもらって、26ページですが、（２）平成21年3月末の債務について申し述べます。

一般会計では124億5,800万円、以下、記載のとおりですが、一番下の一部事務組合分が75億2,600万円、合計の298億6,200万円です。これがつくばみらい市の21年3月末の債務、借金ということでしょうか、なります。

なお、一部事務組合の残高の内訳は次のとおりで、この金額は負担金構成比率等により按分した額でございます。

2番目の記載の取手地方広域下水道組合70億1,100万円が、突出している数字です。

つくばみらい市の借金は約300億円ということで、つくばみらい市の1世帯当たり、約1万5,000世帯とすると1世帯当たり200万円くらいになるんじゃないかと思われます。

（３）、次の入札制度について。

ご存じのとおり昨年4月から設計価格が1,000万円以上の工事については、条件付き一般競争入札となりました。表に記載のとおり工事の条件付き一般競争入札35件、平成20年度しか、この条件付き一般競争入札がありませんので、95.5%です。

平成19年度の指名競争入札が89.8%、これをちょっと、ことしになって条件付き一般競争入札が入ったんですが、この95.5%の中には、板橋コミュニティセンター、予定工事価格1億6,900万円、これに対して落札率が99.3%ですので、これを外すと平成20年度の条件付き一般競争入札は94.7%になると思われます。そして、19年度は指名競争入札だけだったので、この89.8%の中には、去年も申し上げましたが、防災行政無線整備工事の落札率54.6%があるので、これを除くと94.3%となります。今、申し上げました板橋コミュニティセンターを除いた94.7%と今の94.3%、そんなに差がないので、条件付き一般競争入

札を導入した結果、こういう数字があらわれております。

今後は、電子入札という制度があるということなので、それらの検討も踏まえて、競争性を高め、工事費の削減の期待ができるものではないかと思われます。

次に、ページをかわりまして、27ページ。

この上の表は、工事と委託を条件付き一般競争入札と指名競争入札、それに随意契約におけるそれぞれの落札率の件数をあらわしたものです。

次に、（４）合併特例債事業について申し上げます。

合併特例債事業の内容等については、この表に記載のとおりでございます。板橋コミュニティセンター、幼保一体化施設建設、県道豊体横町下宿線、県道東檜戸台線、これが20年度に実施したところでございます。

事業費、起債費、記載のとおりです。起債費は、事業費のおおむね95%ということになるかと思います。

次のページ、開いていただきまして、黒く太い矢印の表になっていると思いますが、事業名13、それから次に、概算事業費が書いてございまして、18年度から始まり10年間の27年度の完成を目指すということになります。

ほぼ真ん中の県道東檜戸台線、概算事業費59億3,000万円ですか。当初は38億6,000万円だったのに、この数字になったということで約20億円増加ということでしょうか。これは、13概算総事業費の50.5%に当たるかと思います。概算事業費総額は117億4,600万円です。

合併特例債は合併後10年間に限り、発行した地方債の元利償還金の約70%が地方交付税によって措置され、残り約30%が市の負担ということになります。県道整備事業は、他に県が20%負担することになっております。

これらの事業について、事業効果の十分な検証を行っていただき、慎重に事業を行うことと、それから、真に必要な事業については早急な対策を講ずるとともに、各種事業の計画的な推進を進めていただくことを期待しております。

次に、ページかわりまして、30ページですが、（５）性質別歳出額について説明します。

歳出項目と３年間の推移の金額が記載してございます。

下の方の補助費等、この20年度の金額は全支出額の約19%、繰出金は16%です。この二つの項目の比率が20年度の財政分析指導速報値によりますと、茨城県では44の自治体があるそうですが、補助費等については５番目に多い割合、それから、繰出金については、44の自治体のうち２番目だと、こういうことになって、補助費等、繰出金については、他の自治体に比べて多い数字だということがあらわれております。

人件費については、ごらんのとおり緩やかな減少傾向にあります。

次に、横のページ、31ページですが、（６）医療費について。

医療費、費用額は70億2,300万円です。そのうち個人負担額は９億8,200万円、14%となります。医療費の内訳は、国民健康保険医療費が34億9,000万円、49.7%。老人保健医療費３億1,000万円。これは移行しましたので、後期高齢者医療費が32億2,000万円、45.9%でした。

ちなみに、後期高齢者医療費のうち個人負担額は２億8,400万円、28.9%となっています。

また、未就学児、６歳未満ですが、この医療費は約8,000万円で、個人負担額は1,600万円、約20%です。

個人負担額は、他の法律の負担額、約900万円、それから、医療福祉費支給制度、これはマル福というらしいんですが、これによっても助成されておりますので、実質負担額は500万円以下ではないかと思われます。

今、申し上げたことを表にしましたのが、ここに書いてございます。

次に、ちょっとスピードが早くて申しわけございませんが、（７）滞納税額について。

記載のとおりでございますが、限られた人員の中で頑張っておられることと思いますが、悪質事案は優先的に処理し、今後とも滞納額の圧縮を図ってみたいところです。

不納欠損額について。

最後になりますが、ここに記載のとおり合計で1,700万円。平成19年度、約1,200万円減少しております。

以上が、一般会計及び特別会計の意見、指摘事項です。

次に、水道事業会計について申し上げます。

水道事業会計は、決算審査意見書、これは33ページになると思いますが、33ページから40ページまでですが、内容の説明は省略させていただきます。

同じく、むすびについて説明します。

41ページをお開きください。

前段に記載してある文章は、これも割愛させていただきます。

当年度における営業成績、営業利益は8,200万円の黒字、営業外損益は5,600万円の赤字、差し引き2,600万円の黒字となります。

次に、1立方メートル当たりの給水原価は219円52銭、供給単価は235円79銭、利益は16円27銭となります。

この表は、20年度と19年度の比較です。

この表を見てもらえばおわかりいただけるように、供給単価は県と全国の平均値よりも約30%高くなっています。

水道事業の指標とも言われる有収率は、当年度85.4%です。前年度の84.6%と比較すると0.8ポイント増加になっています。引き続き、有収率の向上に努めていただきたいと思います。

過年度料金未収金、約4,600万円があります。滞納金の整理に一層の努力をお願いいたします。

平成20年度末の企業債未償還残高が19億7,500万円になっています。これに対し減債積立金が9,200万円、4.7%しかありません。今後は、企業債の額に達するまで積み立てをする必要があるかと思われます。

次に、資本金収入9億1,500万円のほとんどが国庫補助金9,300万円、負担金2億200万円、及び企業債5億3,900万円で賄われているため、資本金収入が減少すると水道事業の建設改良、排水設備改良、拡張事業等ができなくなるので、一層の財源確保に努めてもらいたいところでございます。

安全で良質な水の安定供給に向けて、なお一層の努力を要望申し上げます。

以上です。

次に別紙の、このつくばみらい市財政健全化及び経営健全化審査意見書をごらんになってください。

平成20年度一般会計の財政健全化審査報告、並びに水道事業会計及び公共下水道事業特

別会計、農業集落排水事業特別会計の経営健全化審査の報告をします。

審査の対象及び審査の期間、審査の概要、審査の結果については、1 ページから 4 ページのそれぞれの審査意見書に記載のとおりでございます。

それでは、意見及び指摘事項です。

まず、一般会計の健全化判断比率については、1 ページの財政健全化審査意見書の 4、審査の結果に記載のとおりです。

1 ページをごらんになってください。

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

健全化判断比率、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率。

①、②については、赤字となっていないので比率は算定されません。その横に書いてあります早期健全化基準は13.34%、②が18.34%ですが、当つくばみらい市においては赤字となっていないので比率は算定されません。③実質公債費比率は、平成20年度15.3%、早期健全化基準が25.0%ですので、まだ9.7%の差があります。将来負担比率122.9%です。

では、この実質公債費比率とはどういうことかと言え、失礼ながら簡単に言えば、公債費に充てる一般財源の比率のことでございます。

19年度は15%でしたので0.3%上がっています。茨城県の自治体44のうち、19年においては比率の高い方から13番目です。去年はワーストテンに入らないでいましたが、正確には13番目だそうです。この比率が、ご存じのように18%以上になると一般的許可団体となります。このことは、地方債の発行に許可が必要となるということでございます。

将来負担比率、これは難しい算式になるんですが、標準財政規模から算入公債費等の額を引いたのが分母で、分子は将来負担額から充当可能額の財源を引いた、それを除したものが122.9%でございます。

今後、合併特例債を起債すると、この③実質公債費比率、④将来負担比率が高くなると思われます。

次に、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計の資金不足比率については、各経営健全化審査意見書の審査の結果に記載のとおりでございます。

審査の結果、説明しますと、いずれの会計においても、資金不足になっていませんので資金不足比率は算定されません。

以上が、財政健全化審査の報告です。

これで全部終わりますが、長時間になったことを、それから、わかりづらい説明、意見であったことをおわびし、平成20年度の決算審査報告と財政健全化審査報告を終わります。

○議長（今川英明君） 監査委員の報告が終わりました。

報告第8号及び報告第9号は、報告案件でありますのでご了承願います。

お諮りします。

ただいま議題となっております20案件のうち、同意第5号から同意第9号までの5案件については、人事案件でありますので、委員会付託を省略し、先議したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、同意第5号から同意第9号までの

5 案件については、委員会付託を省略し、先議することに決定しました。

同意第 5 号について先議

○議長（今川英明君） 同意第 5 号 政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから同意第 5 号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、同意第 5 号は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第 6 号について先議

○議長（今川英明君） 同意第 6 号 政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから同意第 6 号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、同意第 6 号は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第 7 号について先議

○議長（今川英明君） 同意第 7 号 政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。
討論を省略し、これから同意第7号について採決をします。
この採決は挙手によって行います。
お諮りします。
本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第8号について先議

○議長（今川英明君） 同意第8号 政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。
討論を省略し、これから同意第8号について採決をします。
この採決は挙手によって行います。
お諮りします。
本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第9号について先議

○議長（今川英明君） 同意第9号 政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。
討論を省略し、これから同意第9号について採決をします。
この採決は挙手によって行います。
お諮りします。
本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

散会の宣告

- 議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
次回は、明日９月３日午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。
なお、議案に対する質疑の発言通告は、明日３日正午まで本職あてにご提出願います。
本日はこれにて散会いたします。
どうもご苦労さまでした。

午後１時５８分散会

第 2 号

〔 9 月 3 日 〕

**平成 21 年第 3 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 2 号**

平成 21 年 9 月 3 日 午前 10 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	20 番	神 立 精 之 君
10 番	横 張 光 男 君		

1. 欠席議員

19 番 中 山 平 君

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市 民 経 済 部 長	中 川 修 君
保 健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	間根山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大久保 明 一 君
税 務 課 長	沖 田 照 雄 君
社 会 福 祉 課 長	長 塚 工 君
健 康 増 進 課 長	吉 田 邦 恵 君
都 市 計 画 課 長	木 村 明 夫 君
建 設 課 長 補 佐	浅 川 昭 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成21年9月3日（木曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いします。

また、本市議会では、小中学校の児童生徒を対象に、計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市の教育委員会並びに各学校の協力のもと事業を展開しております。本日も伊奈東中学校の3年生の皆さんが傍聴に来ております。本会議の途中で入退室するなどありますので、皆さんのご協力とご理解をお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。欠席議員は19番中山 平君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局職員、議案説明のため、市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長、局長及び課長補佐が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長（今川英明君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

7番堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

○7番（堤 實君） おはようございます。一般質問のトップバッターの7番堤でございます。通告してございます2件について、順次質問をさせていただきます。

一つは、宅地の評価及び税金等について、もう1件は、学校給食費の滞納状況について、この2件について質問しますので、ひとつよろしく願いいたします。

まず、市内の宅地の評価額及び税金などについてでございますけれども、宅地の評価額の見直しはどのように決められるのか。毎年見直されるのかということと、そして、宅地には当然それなりの立地条件や場所によって変わってくることは当然だと思いますが、特にみらい平地区丘陵部の仮換地が進められております。この評価額はどのように決められているのか。そして、いわゆる仮換地になったときの固定資産税はいつから納めるのかというようなことでございます。このことは、つくばみらい市全体の見直しになるのか、いわゆる都市計画税と申しますか、それに絡む見直しなのかというようなことも含めて。

と申しますのは、小絹地区の開発地区では、評価額が大幅に上昇したという報告を聞いてございます。この大幅な理由などについて、とりあえず説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

まず、固定資産税関係の見直しということですが、これは議員ご案内のように、3年に一度の評価替えということで見直しをしているところでございまして、今回は平成21年度、ことしですね、見直しの年ということで今年度見直しを実施しております。

それから、開発地関係の方の税金の賦課ということでございますけれども、TX沿線開発地における土地の固定資産税の賦課ということでございますので、その点についてお答えをいたします。

当然まだ仮換地されていない造成中の土地につきましては、従前地の地目で課税されておりまして、ほとんどがTXのみらい平等につきましては、農地あるいは山林が主でございました。これらTX沿線開発に伴う区画整理事業地内に所在する土地が、道路等により整然と街区が形成されまして、上下水道あるいは電気、ガス等々の生活インフラが整備されますと、仮換地により使用収益が開始になります。そうすると当然市街化区域内の宅地ということで課税されることになります。

仮換地後の土地の評価につきましても、絹の台、あるいは谷井田地区等の市街化区域と同様に路線価による評価法と切りかわりまして、当然資産価値も上がることから、平成21年度の標準宅地の評価で申し上げますと、大体1平米当たり4万900円から7万7,000円という金額になってございます。

仮換地後の土地につきましては、当然従前地とは形状あるいは地積、地目等が全く違った新しい土地になるわけでございますので、従前地から引き続き所有している地権者の方から見ますと、税負担というものは当然大きく上昇していくということになるかと思えます。

仮換地後の土地につきましては、原則として宅地並み課税ということになりますけれども、例えば仮換地後の土地を駐車場等の雑種地に使用するといった場合には、宅地で使用する場合の約7割程度の評価額ということになっております。また、農地等に使用する場合には、宅地で使用する場合の評価額から造成費相当分を控除した評価額により固定資産税を算定するということになります。

固定資産税は毎年1月1日時点の現況により賦課されますので、それまでに仮換地された土地は、その4月から固定資産税が当然変わってくるということになります。

以上、開発地における使用収益開始後の固定資産税の賦課について、ある程度そういっ

たことでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 具体的に申し上げますと、絹の台1丁目では昨年の評価額が、これは約200坪なのですが2,880万円ということで、書類も私持っていますが、それがことしになって4,190万円と。2,880万円から4,190万円に評価が上がったと。これは当然固定資産税に絡んでくると思うのですが、要するに通常常識的に考えれば15%や20%ということであれば、これはある程度理解できなくもないのですが、これは45.3%なんですね、これはちょっとやり過ぎじゃないかということなのですよ。

この辺の、これが正しいのか、間違っているのではないかという意見もありまして、間違えることはないと思うのですが、当然この評価額の設定については専門の評価委員に依頼して決められたと思うのですが、これはどういうところに依頼して設定されたのかということも、あわせて聞きたいと思います。

そして、実勢価格と相当かけ離れているということも事実なんですね。今こういう大不況のさなかでございますから、ちなみに、今、私は絹の台2丁目におりますが、私の家の100メートル以内に、うちを除いて10軒あるわけですが、このうちの6軒が転出されたのですね。もちろん中古を買ってとか、あるいは借りているという面もありますが、これはなかなか見逃せないのではないかと。これは税金などを含めて持っていられないと、あるいは住んでいられないという事情があるのではないだろうか。

当然あの辺はサラリーマンのローンによる建築というのが通常ですから、この辺ちょっと理解に苦しむと。いずれにしても、こういったことについて、市民にわかりやすいような説明をする必要があるのではないかとというぐあいに思います。現実には我々も他人事ではないわけで、もうちょっと、総務部長、具体的に説明願えればありがたいと考えております。

それから、あわせて、この質問の内容に税金の滞納者がどのくらいいるのかと。きのうの監査委員の報告では、金額的には7億4,000万円の税金の滞納があるという説明を受けました。これはちょっと多過ぎるのではないかと。したがって、滞納者は何名ぐらいおられて、今後どのように納税を進められるのか、担当者の見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

評価額が非常に上がってしまったということでのお話でございますけれども、先ほど申しましたように、今年度評価替えの年ということで、合併後最初の評価替えの年でございますので、当然その評価額の見直しとあわせて、旧町村ごとの評価基準というものも若干見直しを行っております。

そのために、地域によっては評価額が上昇した区域もございますけれども、やはりその原因というのは、大きくTX沿線関係の区画整理事業、特に駅周辺ですか、絹の台あたりは近くに守谷駅といったものがありますので、そういった関係でTX沿線関係の区画整理事業等が大きく影響しているのかなと。

ご指摘のありました西ノ台、あるいは絹の台等々でございますけれども、絹の台の標準

宅地ですと前年度に比べまして1.24から1.52倍ぐらい上昇してございます。

先ほど、具体的に駅前では45%ぐらい評価額が上がったということでございますけれども、最高では1.52倍まで上がっているところもございます。1平米当たり約3万9,000円から6万7,400円ぐらいの評価額でございます。

それから、当然これは鑑定士等に依頼をして、この評価というものは決めてございますので、間違いのない評価ということで手前どもは自負しております。

それから、3点目の滞納者の関係でございますけれども、市税あるいは国保税、これを合わせますと、先ほど議員おっしゃったように7億4,600万円という数字になってございます。これはことしの5月末現在でございますけれども、件数では約2,760件でございます。国保税を除いた数でございますけれども、国保税を除きますと、市税関係では2,200件の約2億7,300万円という数字になってございます。19年度と比べますと滞納件数は約360件、滞納額は約800万円ぐらい増加しているという状況でございます。

この滞納者に対する納税といえますか、そういったことにつきましては、大多数の方が優良納税者ということで納めていただいているわけですので、どうしても納めていただけない方といえますか、そういう方については当然滞納処分ということで、それなりの差し押さえとか、そういったものをしてございまして、ちなみに、平成20年度では784件の差し押さえを実施しております。

ただ、収納関係では、非常に当市は皆様のご理解を得ているということで、茨城県内でも3番目の収納率を誇っております。特に滞納の繰り越し分ですね、過年度の滞納の繰り越し分の徴収については、茨城県1位という実績を上げてございます。これは手前みそになりますけれども、税務課内にある収納対策室の職員が、専門的にそういったことを実施しております。非常に徴収については、そういったことも県の方で認められまして表彰等も実際に受けております。ですから、今後、引き続きまじめにちゃんと納税されている方との公平性というものを確保するというためにも、関係機関との連携を強めまして、差し押さえ等をこれからもさらに強化して徴収率向上に取り組んで、自主財源の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） ありがとうございます。

市の財政も決して余裕があるわけではございません。400億円近い、あるいはやがて広域事業を含めれば500億円を超える借金につながるということが見込まれているわけで、ぜひともさらなる努力によりまして回収を進めていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

確かに現在不況のさなかで、百年に一度とか言われておりますが、こんな中で昨日の市長の報告の中で唯一朗報は、アシックス社の工事が着工に入って、来年度はいよいよ約250名の採用と、これは大きなことですね。これもぜひとも、つくばみらい市の住民の中から、住民といえますか、特に新卒者を中心にだろうと思うのですけれども、ぜひともそういうぐあいに市長の方から後押ししていただきたいと。大半はつくばみらい市からの採用ということで進めてもらえば、まことにありがたいかなということで、あわせてお願いしたいと思います。

次に入ります。学校給食費の滞納状況について。

きょうは伊奈東中の皆さんが傍聴に来られておりますが、これはちょうど3年ほど前、平成18年度に質問をいたしました。またしつこいようですが、この問題は非常に大事なことで、子供の教育という面もありますし、その後どのように改善されたのか。各小学校、中学校の滞納者は何名ぐらいおられるのか。あるいは先ほどの集金方法についての具体的な教育長の説明をお伺いしたいのですが、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの堤議員の質問にお答えしたいと思います。

質問の中では各小学校、各中学校ということですが、個々の小学校、個々の中学校についてはちょっと差しさわりがありますので、総体的にお答えさせていただきたいと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、小学校ですけれども、小学校では未納のある小学校、13年度からずっととっていますけれども、13年度から20年度までで小学校は4校です。未納者がいたとか、いる学校ですね。延べ人数で言いますと161人、実人数でいくと69人。滞納額は430万4,133円になります。

それから、中学校ですけれども、中学校は未納者のいる学校は3校です。これは延べ人数で88人、実人数でいきますと52人、滞納額では274万6,423円になります。

集金方法については、現年度分の給食費は各学校において、銀行あるいは郵便局、農協等の口座引き落としによって集金をしております。また、前年度とか前々年度、過年度分については、学校教育課あるいは給食センター、あるいは各学校が連携しながら、滞納のある保護者に対して催促書の送付をしたり、あるいは徴収のために家庭訪問をしたりして実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 申すまでもありません。義務教育の無償になるのは、授業料、教科書代ということになっておりますね。今度政権が変わってどうなるかわかりませんが、現段階ではそうなっているわけです。

どの家庭でも食べるために一生懸命頑張っておられます。さらには、経済的にはかなり苦しくとも給食費をきちっと納めている家庭も多い中で、滞納者を放置した場合には、当然公平性を保てないわけですから、ぜひとも回収に努力していただきたい。このことは、教育関係の皆さんには大変ご苦勞をかけますけれども、一層努力いただきまして、この質問を終わります。

なお、別件で恐縮でございしますが、市長に一言だけお伺いします。

先日、大きな国政あるいは県政の選挙がございまして、政局も大きく変わろうとしております。このつくばみらい市も合併して早くも4年が来ようということになっております。したがって、来年の4月には市長選挙が待っているわけです。飯島市長については、合併後の非常に難しい行政のかじ取りをしてこられました。おかげで庁舎全体の雰囲気、そして市職員の皆さんの士気もかなり高まったと、私は理解しております。そして行政サービスもかなりよくなったのではないかと、私自身は思っております。もちろん100%ということはありませんが。そこで、次期市長選に出馬されるのか。ちょっと早いですが、市にとってまことに大事な時期なので。

○議長（今川英明君） 堤議員、質問の趣旨はわかりますけれども。

○7番（堤 實君） そういうことで答弁いただければ、まことにありがたいと思います。

○議長（今川英明君） 今の質問は通告書にないので、答弁は恐らくできないと思うので。

○7番（堤 實君） 最後までよろしいですけれども、ひとつよろしくお願いします。

○議長（今川英明君） ご理解願います。

集金の改善の方で教育長に答弁させますのでよろしく願います。

教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） 先ほど堤議員の質問の中で、集金方法を前回の質問から今回の質問までの間にどのように変えたかというようなことも言われたかと思いますので、それについてお答えしたいと思います。

これは、いかに収納をよくするかということで、各学校いろいろ努力をしていただいています。催促書を数多く出すとか、あるいは家庭訪問をするとか、学校への呼び出しをするとかということを実施していますけれども、それでもまだまだ先ほどのようにたくさん未納があります。

中学校の例ですけれども、中学校で非常に骨折って、今までたくさんあったのがゼロになった中学校があるのですが、19年度ですけれども、ゼロになった中学校があるのですけれども、これは修学旅行費を、今まで口座引き落としをしていたのですけれども、やっぱり修学旅行費も持って来ない生徒がいるということで、それはまずいということで、現金で集金するようにしました。そして、現金を持ってこなければ修学旅行に行けませんので、親は必ず子供に持たせますが、まずは、その現金のときに給食費の納入が先ですよということで、現金を持ってきたときに給食費を先に預かるという方法をとりました。その学校は、したがって、そのときゼロになりました。

19年度ゼロになりましたけれども、その後20年度は、これは外国人が入ってきたものですから、2人いますけれども、それでも今までから比べるとかなりの実績を上げているということです。

そういうことで非常に難しい家庭もありますけれども、努力をすれば納めていただけるということもお伝えしたいなど、これは各学校一生懸命努力していただいているおかげかなということで、お答えをしておきたいと思います。

以上です。

○7番（堤 實君） ありがとうございます。

○議長（今川英明君） 次に、13番海老原 弘君。

〔13番 海老原 弘君 登壇〕

○13番（海老原 弘君） 私からは2問質問を出しておりますので、順次お答えをお願いしたいと思います。

まず、第1問目は、市公園の管理についてということで質問を提出してあります。

市公園と言いましても、大きな運動公園とかいろいろありますけれども、私の場合は、その公園の中で特に旧伊奈町の方に当たりますけれども、住宅内の小公園について伺いをいたしたいと思います。

旧伊奈町時代に開発された住宅内、民間の住宅内がほとんどですけれども、開発した業者の方から寄附をしていただいた小公園が住宅内に多数ございます。伊奈町時代より寄附

されたわけですから、町の所有になっているのですけれども、その管理については、その近隣の住民の皆さんに、草刈りやら植木の手入れ等も含めて管理をお願いしていたというのが実情でございます。

この質問については、以前にも住民が高齢化して草刈り等も大変なので何とか市の方をお願いをしたいという質問をしたことがございます。そのときから町の管理そして合併してからは市の管理は、私は何の変化もないのではないかと。この件についてはとても残念に思っております。

先般、市の何カ所かで市のマスタープランについていろいろ説明会があり、住民の皆さんが参加したことがあると思うのですけれども、その説明会の中で、多分みらい平周辺ではないかと思えますけれども、住民の方から、みらい平周辺については逆に公園がないので、もっと公園に緑をという質問がされたようですけれども、その中で市の職員の説明に、谷井田あたりの公園では管理が大変だというようなニュアンスの職員の説明があったと。その会に出席していた住民は、私との話の中で、ちょっととんでもないんじゃないかと、要するに270町歩のみらい平の山林や畑等を開発して、緑は開発前の状況からすれはなくなってしまうわけです。そこへ新しい住民の方が引っ越してこられて、緑を整備した方がいいんじゃないかと、中には自分たちがそれを自主的に整備したいという申し出もしたと、その住民からは聞いております。ですから、その職員の言っている谷井田あたりの公園の管理が大変だというのは、ちゃんと管理をした上でのコメントならわかりますけれども、何もしないで住民をお願いをしておいて何が大変なんですか。私はこの話を聞いたときに、本当に冗談じゃないというコメントを持ちました。

その開発地の住民の皆さんにとっては、公園はオアシスになり、子供たちの遊び場になるような緑地ですから、そこに緑をつくってほしいと。もちろん谷井田の住宅地のように、植えてから何十年もすれば、本当に苗木で植えたのが大木になっているのですね。桜などは何十センチにもなって太くて、高さは何メートルにもなると。とても住民では管理できないというのが現状ですから、住民の皆さんからすれば、市の方で管理してほしいという要望が前から出されております。

話は横道に逸れてしまいましたが、先ほどの小公園の管理を、住民任せではなくて市で完全に管理をして初めて、先ほどの話ではないのですけれども、大変だというようなコメントになるのではないかと。何もしないで大変だというのは、私はもし本当にその職員が言ったとしたら、それは甚だ見当違いもいいところではないかと思っております。

今までのことはともかく、今後、住民任せの管理ではなくて、何でこういうふうに何回質問しても状況が改善されないかというのを考えますと、条例とか規定も何もないわけです。ですから行き当たりばったり。その間に木はどんどん育つ、住民は年をとる。ですから、前に何でもなく協力できたことが今はできなくなる。これは、将来もっと大変になると考えます。

それと、公園とはちょっと違うのですけれども、私質問の中に含ませていただいたのでお答えをいただきたいのですが、福岡堰の用排水路周辺の草刈りについて、以前にも質問ではなくて鈴木 清部長がいるころ、谷井田のカスミストアとしんしんの間の水路、すごい雑草が生い茂り、きょうも見ましたけれども、本当に担当の職員にすぐにでも見ていただきたいと思いますが、すごい雑草のるつぽでございます。これから台風シーズンとかそうなったとき、水もあれでは余計にあふれてしまうのではないかと。以前に民間のカスミス

トアとか、そういうところに部長の方からもお願いをして、協力して刈ってもらいたいというニュアンスを申したところ、我々は税金も払っているし、そういうのは市でやるのが当たり前じゃないかというニュアンスを言われたと、そのとおりだと思うのです。

前から私は市長に、この管理について申し上げていますが、田んぼの用水として使わなくなった地域については、市の方で管理をすると、前から市長は申されております。その管理をするというのは、市の方で、今までと違うわけですから、何らかの管理規定なりそういうものを整備して、それで住民、地区の企業等にも徹底をするというのが道ではないかと思うのですけれども、その辺のことを含めてご答弁をいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの海老原議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、市の公園の管理のご質問でございますが、当市において開発行為に伴う公園につきましましては、旧伊奈地区の寄附を受けている公園だけで124カ所ございます。その面積につきましましては1万4,219平米となっております。これは1個当たりどのくらいの面積になるかという、一つ当たりの公園の面積は約120平米でございます。この公園につきましましては、開発行為ということから3%をめどに開発の業者の方がつくられて、住民の方に管理をお願いしているところでございます。

近年、遊具等の老朽化が進んでおる場所については、撤去については地元でやられたり、市の方でも協力をさせていただいているところもございます。

また、通常の管理につきましましては、すべて行政がやるのではなくて、地元の皆様方をお願いしているところでございます。基本的には、身近な公園でございますので、今後ともこれまで同様に地域の皆様方に管理をお願いしたいと考えてございます。ただ、どうしても高木になったり、間引いたりする場合がございます。そういう場合には、市と地元の皆さんと協議しながら検討してまいりたいと考えてございます。

市といたしましては、すべての公園のレベルを大体同じようなレベルとして考えていきたいと思っております。

そして、二つ目の排水路の草刈りのご質問でございます。

基本的には市内全部、田んぼの方については基盤整備を行っておりますので、用排水路については、福岡堰土地改良区さんとか耕作者をお願いしているところでございます。ただし、谷井田の市街地の区域の用排水路の管理でございますけれども、こちらについては、平成17年に市と土地改良区の方で管理協定を締結してございます。谷井田用水路と谷井田沼落排水路については、土地改良区単独の管理ということで整理してございます。それ以外の用排水路については、市と土地改良区の共同管理になっております。

また、場所によっては谷井田調節池周辺の下水道管渠が埋設されているところについては、市の方で管理をしているところもございます。それ以外の用排水路については、従来どおり、地元自治会及び行政区等の皆様にご協力いただいて、草刈りをお願いしているところでございます。

しかし、現状では、先ほど海老原議員さんの方からお話があったように、企業さんが介在する場所で、なかなか自治会でも対応しきれないところがございます。こういうふうな場所につきましましては、土地改良区、地元自治会及び関係各社と協議の上、適切に管理でき

るように検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 今、部長の方からお答えをいただきましたけれども、まず公園の方ですけれども、みらい平の話と谷井田の地区の話、私、両方質問にのせたのは、一方では緑が欲しいわけですよね、みらい平周辺の公園とか住民の皆さんは。一方では、公園に木がわさわさ伸びちゃって、邪魔で、管理がどうしようもない。それを市が何とかするのは、別に簡単なことじゃないかと思うんです。今まで伊奈町時代に、費用をたくさんかけて、きらくやまの方だと思うんですが、緑の樹苗地というような、予算をかけて、我々も審議をして、緑を育てようということをしてきたはずですよね。その緑を今生かすべきじゃないでしょうか。そのみらい平の緑がなくなってしまった地域、特にこれから整備する公園なんかたくさんあるわけですから。住民の皆さんが緑を欲しいという要望、そしてその中に住民も協力するというような要望があったそうです。だから、それを私は、谷井田の公園で木が育って邪魔だったら、市内には造園屋さんもたくさんいるわけですから、その植木を公園の方に移植することも可能であるし、私は、もう一回部長に答弁いただきたいと思いますが、そういうことを促進するのがこれからのつくばみらい市ではないか。余っているものを必要なところへ持っていく、それが一番必要なんじゃないか。何も土木業者に金をかけて新しく植えるというばかりが能じゃないと思う。一方では、先ほどの部長の答弁でも、市の方で管理するんじゃなくて住民が管理するとか、ちっとも進歩してないように思うんですね。やはり管理も市の方で管理する時期に来ているのではないか。

ですから、そこに、先ほど私の質問にもあるように、条例なりそういうものを踏み込んで、谷井田だけの問題じゃないと思います。公園とかというのは各地域にありますので、私は、ちゃんとした条例、例えば取手市などには、課の名前はわかりませんが、市内の街路樹やそういうのを管理する公園課みたいなセクションもあるはずですよね。聞いたことがあります。そういうふうにして、今後ちゃんとした管理を進めていただければありがたいと思います。

それから、2点目の水利組合のあれですね。先ほど申し上げた民間のカスミさんとしんしんの間はすごいですが、その先の谷井田地区の住民が管理しているところは、農家の方が草刈りをするときに合わせて住民の方がやっております。その上流にある我々の住んでいるところも、6月、7月の草刈りのときには協力して、我々は雑草をやっております。しかし、その民間の業者さんのところだけがすごいんですよ。私、交通整理するところですから、年じゅう見ているんです。本当にけさも、一緒にやっている人と見ましたが、すごい状態ですから。上から見てちょうど私の背ぐらいあるわけですから、下から見れば何メートルにもなっていると思うんですよね。ですから、早急に整備をしていただくように、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、初めに、既存の公園から伊奈・谷和原丘陵部の方の公園に木を移植できないかというふうな質問かと思えます。

みらい平の区画整理につきましては、茨城県の方で事業を行っております。実際、開発区域の3%、先ほど伊奈のミニ開発の3%と同じ考え方で、3%というところを公園とか

緑地で、伊奈・谷和原丘陵部については緑地を確保してございます。また、市では、緑をふやすために、地区計画というものを徹底してございまして、生け垣等を推進してございます。

今のご質問の既存の公園からみらい平に高木を移設できないかというふうなことでございますが、既存の公園については、周りにいろいろな施設があったり、すべてができるというふうなことでは、なかなか難しいんじゃないかと思っております。逆に、掘って、既存のいろいろな施設、ご近所の方にご迷惑かける場合もございます。それについては、現地を確認したいと考えております。

そして、もう一つ、排水路の草刈りでございます。これらについては、その地域、地域に、集落、自治会、そして企業の方が一緒に生活しているわけでございますので、良好な関係を確保するのが望ましいと思っております。先ほどの件についても、今、市ですべてやるわけには財政上厳しいのでできませんので、そういうところについては、間に市が入っていろいろお願いしてまいりたいと考えてございます。

○議長（今川英明君） 管理協定、土地改良区と結んでいますよね。今、海老原議員が質問している排水路、用水路に関して、どんな協定内容になっているか、それちょっと答弁をお願いします。

○都市建設部長（片見和男君） ただいまのところについては、土地改良区さんとの協定の中では、市と土地改良区さんが管理を、区分を同じように考えて、責任を負ってございます。ただ、市ではすべてできませんので、地元の方をお願いしているところでございます。先ほど申し上げましたように、地域とその関係会社とか、いろいろ皆さんが良好な環境を継続するのが望ましいと考えておりますので、市ではいろいろ企業の方をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 部長の答弁聞きましたけど、全く私が質問する前と状況はさっぱり変わらない回答だと思います。全く私の言っている意味が理解できないのか。後からの排水路については、もう説明するのが嫌になっちゃいますよ。現地をきょうでも見て、その状況を、今、議長が言われたように水利組合とその企業と話し合うのも何でもいいですよ。あの状況を早急にやっていただきたいというのが、私のこの質問の趣旨なんです。鈴木部長のころ、1年も前ですよ。それを言ったのがいまだに解決されないのですから、草も、去年の草は枯れて、枯れた中から新しく出たのがもうそんなに伸びているわけです。すごいですから、皆さんももし機会があったら見ていただきたいと思います。本当に谷井田の市街地の中にこんなのあるのかと思うほどです。

というのは、同じ水路に以前、排水路ですから、市は、浚渫の工事、何百万円もかけてやった経緯、川上議員なんかもよくご存じです。浚渫をやった、その排水路なんですから、その排水路が雑草で埋まっているような状況、中には木も生えていますから、木が一番高いところでは3メートルぐらい、横幅も3メートルもあるようなところがあるので、やはりその状況は、一度、もちろん市だけでできないならば水利組合にも話をして、私は改善をしていただきたいと思います。

それから、先ほどの谷井田の市街地で困っている植木をみらい平の方の新しい公園に移植する、部長の話聞いていると、できるんだか、できないんだか。市は、今までに住民の皆さんから寄附をしてくださいと、植木を寄附をしてくださいと。それは緑の樹苗地に植

えてやっているんですから、谷井田の公園で余っているものがあれば、私は伐採するのは忍びないと思うんですよ、住民が長い間育てた植木を。ですから、それを、私も花屋をやっていますけど、私の義理の兄貴は造園屋ですから、造園のことはわかっているつもりです。要するに、根を切って根巻きというのをして移植すれば、時期さえ間違わなければ木はほとんど見事につくはずですから、そういうようなことが、民間じゃなくて、公園にある植木を市の公園に移植することは何ら私は問題がないんじゃないかと。先ほど部長は近隣のところに迷惑かけるなんて言っていましたが、私は、住民の皆さんは、そういう提案をすれば喜んで賛成してくれると思います。

ですから、そのような、ここで答弁できなければ、そういう方策を考えていただければありがたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、初めに、公園の木でございますけれども、公園の木をすべて切るのは忍びないというのは、それはごもっともな話でございます。木も生き物でございます。ですから、私が先ほど申し上げたのは、可能であれば県と協議して今後対策を考えていきたいというふうに思っております。説明が悪くて大変申しわけございませんでした。

そして、もう一つ、水路の排水の草でございますけれども、それについては早急に現地を確認いたしまして、土地改良区とともども今後の方策を考えてまいりたいと思っております。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 部長から答弁をいただいたので、この問題はこれにとどめたいと思いますが、やはり住民の問題を問題ととらえて、何もしないんじゃないくて、何らかの方法を見出すというのが、私は皆さんから要望される市政のあり方じゃないかと考えます。今、部長さんが言われたように、少しでも前進していただけるように改めてお願いをしておきます。よろしくお願いします。

では、第2点の稲戸井線につながる県道の整備について、以前にあの路線は稲戸井停車場線と言っていたのでこういう名称を使わせてもらったのですが、稲豊橋から谷井田に来て、谷井田の丁字路のことでございます。長い間整備される計画はあったんですけれども、何ら進展しない状況で今まで来たわけなんですけれども、長い間計画がありながら、これほど明確な答えが示されないまま来てしまった原因はどこにあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

飯島市長は、伊奈町長時代から通算すると20年になると思いますが、単に県道だから仕方がないということは、私は許されないと思います。谷井田地区住民だけでなく、他市につながる場所ではないでしょうか。つくばみらい市の発展を阻害する原因にもなっています。中でも、延長線上に中通川があり、中通川拡幅に伴い、現在の県道にかかる橋の上流部に、約100メートルか150メートルだと思いますけれども、新しくかかる橋について地権者住民には説明があったと聞いたことがあります。また、一方で、板橋の県道から伊奈東中の西側を通るバイパスは、伊奈町時代、平成17年度中に少なくとも福原の交番までは完成するという当時の飯島町長の答弁は何回もされていると思います。現在まで放置されてきたことには責任があるというふうに私は考えます。

つくばみらい市の発展がおくれている大きな原因に、道路の整備がおくれてしまったことがあると思います。そのことを踏まえて、整備への計画、問題点を教えていただきたいと思います。

それから、この路線の延長線上に、先ほど申し上げましたけれども、板橋の東中からのバイパス、このバイパスは、先ほど平成17年度中と言いましたけど、これはまた別の工事で、ワープステーションができるときに、上島からワープステーションに道路をつくったときに、今、問題になっているバイパスができるまでという条件がついていたんですね。東中から谷井田までのバイパスができるまで、上島からワープステーションまでの市道の農業用の道路を地権者から借り上げて、バイパスができるまでということで平成17年度まで、それが今はずっと延長されているわけですね。だから、17年からすれば、もう4年ですか、来年で5年になっちゃいますよね。遅々としてバイパスの工事が進まない、そういうような状況。問題が中通川にかかる橋、それから東中からの道路、そして交差点の改良はどのようになされるのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 基本的なものだけご説明申し上げまして、あとは担当部長の方から説明をさせます。

まず、今の道路でございますが、議員ご案内のとおり、長い間これは事業に入っております。東中学の周辺の方々ですが、既に5年ぐらいになりますか、移転された方が、ご兄弟でございますが、台通用水の上まではそういうことで用地確保してまいりました。それから、台通用水から下、谷井田までの道路は、今の道路が拡幅されるということで、実は両開きという予定だったのですが、最近になって南側だけ拡幅してくだという話を聞いているんですが、確証は得ておりませんが、そういうことで一部地権者の方々に了解を求めたと、こういうことは伺っております。

それで、現在も用地買収に入って、交渉に歩いているようでございますから、いつできるかというふうに言われますと、県の仕事でございますから、今、議員もいろいろご心配されて、17年までというお話だったんですが、確かにそういう目的で上島からワープまでの道路は、土地をお借りして現在拡幅して使っていると。今の県道ができるまでの間ということでお借りしていることはそのとおりでございます。

したがいまして、現在の進行状況はちょっと把握しておりませんが、概略そういうことでございますので、細かい点は担当部長の方から説明させます。

以上です。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの海老原議員の質問のお答えいたします。

まず、初めに、中通川の橋はいつかかるのかというご質問にお答えいたします。

中通川の橋については、現在、中通川の河川改良の工事を進めております。県では、この橋につきましては、現在の伊奈地区交番と谷井田郵便局近くの丁字路まで、これを優先する区間として位置づけまして、用地買収、物件移転を実施したいというふうに考えているようでございます。用地買収については、あと3年ぐらいかかると聞いてございます。また、工事につきましては、その後2年かかると聞いておりますので、大体5年これから

期間が必要になってきているのかなと考えてございます。市といたしましても、一日も早く開通できますように要望していきたいと考えております。

それと、二つ目の質問ですが、谷井田の丁字路の交差点はどうなるのかということですが、先ほどもご説明したとおりに、東側の方から道路来ますので、今度は十字路になります。もちろん信号がつくというふうに考えてございます。

三つ目のご質問で、伊奈地区の交番から東側、伊奈東中学校の皆さんのところまでの道路の改良でございますけれども、こちらについては、先ほど一番初めに申し上げましたように、橋梁の区域を優先地域として考えていますので、それが終わった段階で順次整備が進められていくのかなと考えてございます。

全面開通が一日でも早くなるように、市といたしましても国や県に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） ただいま部長の方からお答えをいただきましたけれども、本当に県が相手の仕事、特にこの道路については、ここだけじゃなくて、どこもこれも、我々が今まで要望して考えてきたことよりは、本当に遅々として進まないというのが現状ですよね。今も、部長の方から3年、さらに2年というような中通川の整備の状況を聞きましたけれども、もちろん県の予定はあるでしょう。しかし、それを1年でも縮めるということが、私は、今、つくばみらい市にとって一番要求されることじゃないかと思います。

豊体の丁字路も、やりやすいところからやって、田んぼの方は土のうを積み上げてやっている状況が、きょう私初めて通りまして、あそこにあった、名称を挙げて失礼ですけども、美味しんぼさんが建物を壊していよいよ工事に入れる。それから、県道側の伊奈中の方へずっと、工事のプラスチックでできたあれがずっとやっているから、いよいよ始まるのかなという印象は受けますけれども、それにしても、前にご答弁いただいたあその道路の完成にしても平成25年度だと。今、エクスプレスはできたものの、エクスプレスに行く道路のアクセスは、まだまだ本当におくれていますよね。今の谷井田の交差点にしても、早くできれば、谷井田の住民は今までの道路を通らないでみらい平まで行けるんですよね。東中からお不動様の方を通過、お不動様から新しいバイパスができれば、谷井田とか三島地区の住民は簡単に行けると思うんですね。

そういう問題を含めてこれまで延びてきてしまったわけですが、今、部長の方から答弁いただいて、中通川の状況はわかりました。中通川にかかる橋については、部長の言うとおりにだと思いますが、もう一つ私が聞きたいのは、今の県道にかかっている谷井田の橋が、中通川の拡幅に伴って新しく上流にかかる橋ができた場合には、県道じゃなくて市道になってしまうのではないのかという住民からの質問もありましたけれども、そうするとあの橋はなくなってしまうのかどうか。住民の方が心配をしておりますけれども、その件についてあわせてお答えをいただければありがたいと思います。

それから、その道路の交差点の一部でもありますけれども、あそこに正覚寺というお寺があります。お寺の方も、一部私は敷地はかかるんじゃないかと判断しておりますけれども、個人的に聞きますと、お寺さんの方には県の方は何の話も来てないというようなニュアンスが伝わってきておりますが、その辺のところ、市としては間に立って話を進めるというようなことはできないんでしょうか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、初めに、現在谷井田地区にかかっている中通川の橋が将来どうなるのかというご質問でございます。こちらについては、中通川が広がるということでございますので、一たん今の橋は壊さないと広がりません。ただし、今の橋を存続するかしないかについては、ただいま県との協議中でございますので、協議が調った段階で地元の皆様にお話に入るのかなと思っております。

また、もう一つ、北側のお寺、バイパスの方の地元説明会のお話のご質問かと思いますが、先ほど申し上げましたように、中通川の橋の建設については、近々、県の方でも決定したようでございます。したがって、近いうちに地元説明会を開催する運びになってくるのかなと考えてございます。市といたしましては、地元説明会にも出席いたしまして、地元のご意見等を県と一緒に聞きしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） ただいまのお答えですと、古い橋の方は今の段階ではわからないというのがお答えだと思うんですけども、それではもう一つ、その橋についてお伺いしますが、新しい橋ができた暁には、今の橋のところは市道になってしまうのかどうか。市道になってしまうのであれば、県の意向じゃなくて市がどうするかじゃないかと思うんですが、部長、そのところはどうかでしょうか。市としてあの橋を存続させるのかどうか。あれと同じような橋はできないなら、例えば自転車とか人道についてはつくるとか、何か方策があるのかどうか。その点をお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の県道が将来市道になるのかどうかというご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、まだ新たな橋梁の架設がスタートした段階でございますので、まだ県と移管道路というふうな話は行ってございません。したがって、今後、県との協議により市の内部で検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（今川英明君） 3回やったので。

○13番（海老原 弘君） わかりました。私の意向としては、今、部長の答えられた内容ではなくて、やはり並行して、県道と市道の問題を並行して進める問題だと思うんです。片方が形にならなかつたら市道にするかどうかかわからないというようなあいまいなあれを住民には答えられないと思うんですね。片方県道になったら、片方は市道として市が責任を持ってこういうふうな橋にするんだということを明快に出していただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩とします。

時計で11時半まで、30分に再開します。

午前11時22分休憩

午前11時30分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番中山栄一君。

〔5番 中山栄一君 登壇〕

○5番（中山栄一君） それでは、質問いたします。5番の中山です。よろしくお願いいたします。

時間もありますので、何とかお昼までに終わらせたいと思うんですけれども、多少延びた場合にはご了承いただきたいと思います。

まず、きょうお伺いしたいのは、丘陵部地区が、今、みらい平駅を中心にしてあれだけ住宅が立ち並んで、住民が転入していると。そういう状況の中で、小学生、中学生、幼稚園はふたばランドができましたので、あれでも足りないようなんですけれども、これから小中学校の問題というのが、市としても大きな課題となってくると思うんです。現在は、小学校は小張小、そして中学校は伊奈中ということで、ほとんどの生徒がそちらの方の学校に通っているかと思います。あそこに新設校という話も、もちろん一般質問の中でも何人かの議員の皆さんからも意見がありましたけれども、今の市の状況とか県の状況を考えると、新設校はまだまだ先になるかと思うんです。

そういう状況を踏まえて、現在あそこに転入してきた小中学生の受け入れ体制をいかに整備していくかということが、大きな課題じゃないかと思います。それに伴って、通学路の問題とか、学校の受け入れ体制であるとか、その辺についてまずお聞きをしたいと思うんですけれども、これから生徒数がどんどん増加をしてきますと、小張小、伊奈中の生徒数はおのずと増加してきます。中学校は、いろいろ生徒の皆さんの考えもあるようで、きょうは東中の生徒の皆さんも来ておりますけれども、谷和原中には部活動でサッカー部がない、野球部はあるけどサッカー部がないと。これは生徒数の関係で、なかなか部活動全体をつくっていくということが困難だということもありまして、どうしても今の段階では伊奈中に通う生徒が多いと。伊奈中では、約20名ぐらいが丘陵部から通っているということも聞いております。小学校の小張小には、130、140名の生徒の皆さんが通っているんじゃないかと思うんです。

そういうふうな中で、まず通学路の整備についてお聞きをしたいんですけれども、まず小張小への通学路、こちらの方は、現在、学校の前の道路が整備をされまして、歩道も完備をされました。それと同時に、小張の丁字路までの、丘陵部住宅街から丁字路までの道路が整備中でありまして、こちらが第二保育所までできればあそこに歩道が完備されるんですけれども、あれがどういうわけか途中が、50メートルぐらいの区間ですかね。取り残されたままになっているということで、まだまだあの整備も先になるということで、現在は旧小田医院のわきの狭い道路を通っているという、大変危険なところを子供たちが通学していると、こういう状況です。ですから、あそこの早急な整備が待たれますし、そうしますと、小張小には歩道を利用して子供たちが通学できると。これで小張小への通学路は解消されると思うんですけれども、今の状況を見る限りでは、まだまだこの完成が先になるような状況です。ですから、これを何としても一日でも早く完成させるように努力をしていただきたいし、その辺の現況、今後の見通しについても具体的にお聞きしたい。

それから、丘陵部から伊奈中に通う通学路については、先般の中学生議会の中でも、男子中学生の生徒の方が、この通学路が、今、運動公園のわきを通して田んぼの中を歩いて伊奈中に通っているという状況です。小張地区の生徒も、丘陵部の地区の生徒もこちらの

道路を通っているということで、県道小張線は、ちょうど市長のわきの道路かと思うんですけれども、あそこはカーブも多いし、道幅も狭いということで大変危険であると。そういう判断のもとに、この運動公園のわきを通して田んぼの中を歩いていくと。運動公園までは、あそこの愛宕神社の手前の、今度街路灯が少し設置されましたけれども、あそこの狭い市道を通っていくと。

そういう中で、この前の生徒の質問の中にも、水たまりができて、大雨になると車も自転車も通れない状況であると、何とかしてほしいということで、質問が出されました。2カ所水たまりができるようなんですけれども、ちょうど県道の小張線から体育館までの間の低いところがあります。それから、その先、運動公園の用水路へ出るまでのあの狭い区間、あそこも水たまりができてしまうということで、これは通れない状況になってしまうと。ですから、大雨が降ると先生方がみんなで出て交通指導しながら子供たちを通していき、これが何年も続いている状況であると。これは何としても一日も早く改善してもらいたいという要望。

この点、先日の答弁の中でも、早急に改善をすると、そういう計画でいるということでしたけれども、具体的にいつごろ完成するのか。この辺も早く安心して生徒の皆さんが通学できるように整備をしていただきたい。丘陵部から小学校へ、中学校への通学路の整備、これを万全にして、丘陵部の現在の子供さんはこの学校で受け入れるんだと、こういう体制の整備をする必要があると思うんです。この辺の状況についてお聞きしたい。

それから、次にお聞きしたい点は、特に小張小の問題ですけれども、現在、小張小には丘陵部から生徒の皆さんが約130人ぐらい通っているんじゃないかと思います。現在の生徒数が約250名ですから、100名ちょっとの学校だったかと思いますので、130、140名が丘陵部地区から通っていると、そういう状況かと思うんです。

今現在は、2年生、5年生、6年生が多分1クラスで、あとの学年が2クラスかと思うんですけれども、来年の新入生は、現在の段階で72名と聞いております。ですから、これが4月に81名になると3クラスになるという状況です。それから、現在の2年生が37名と聞いておりますので、これも4名ふえると2クラスになると。そういうことで、卒業する6年生の1教室が減っても、あと4教室必要になると。

現在の学校の状況は、普通教室に使える教室が2教室ということで、とても足りない状況じゃないかと思うんです。もちろん委員会でも、この辺の状況は把握した上で計画を立てておるかと思うんですけれども、特別教室をつぶして普通教室にして現在賄っているということで、あと2教室がなくなると、いよいよ図書室までも普通教室にしなければいけない、こういう状況にあると聞いております。

ですから、学校教育という中で、特別教室、理科室であるとか、談話室であるとか、もちろん保護者の方の部屋も必要でしょうし、それから学年を超えて給食を一緒に食べるような部屋も必要でしょうし、そういう特別教室がすべてなくなって普通教室になっていってしまうという、こういう教育は、教育環境としては、果たして学校としての機能を果たしているのかと、こういう問題も出てくるんじゃないかと思うんです。

ですから、来年の新学期の予想がここで出ておりますので、ここでプレハブ校舎なりの対応というのは必ず必要になってくると思うんです。そして、現在はパソコン教室等も設置されておりますし、こういう特別教室での教育というのも非常に重要視されております。普通教室だけの確保で学校が成り立つかという、それは大変疑問じゃないかと

思うんです。

そういう意味で、この教室の問題、それからおのずとこれだけ生徒数がふえてくると、学校教材の面、また備品もそうですし、遊具もそうです。そして図書の拡充、パソコンの拡充と、こういうことも十分に整備をしていかなきゃならない。それと同時に、半分以上が新しくこちらの方に引っ越しをされた生徒さんが多くなるということになると、いろいろな面で精神的なケアといいますか、転入後の指導、こういうものも必ず必要になってくると思うのです。

そういうことを考えると、このソフト面の整備、ハード面の整備、これは十分にその辺の体制を整えていく必要があると思います。なかなか教員の増員とか、補助教員の増員、これはもちろん県の裁量ですから、なかなか市の方ではその辺の人員の確保というのは大変難しい点もあるかと思いますが、これも市の態度、市の対応一つで県の方で早急にその辺は対応してもらおうと。

このように通学路の問題、それから、学校の受け入れ態勢、これはもちろん小学校も中学校も含めてです。この辺をまずお聞きしたいと思うのです。

それともう1点、みらい平地区の丘陵部に転入者がこれから移ってくるとなると、個々で新しく入ってきた方に学校問題というのは、新しく来た方も非常に大きな疑問といいますか、学校問題はどうかのだろうと、こういう考えは非常に強いものがあるのではないかと思うのです。そこで、現在の受け入れ態勢、小学校はここでこんな対応をしていると、中学校はこういう対応をしていると、通学路もきちんと整備をして、備品その他の面でも、教室の確保もきちんとしていないと、新しい学校は数年後、何年後になるけれども、安心して通えるような体制を整えているから、ぜひこちらの方に転入してくださいと、こういうきちっとした説明のもとに新しい方にみらい平地区に住んでいただくと。これがこれからのつくばみらい市の発展にも欠かせない、これが市としても大きな課題だと思うのです。

以前質問したときに、小張小がいっぱいになったら谷原小学校もあるんだ、伊奈中がいっぱいになったら谷和原中もあるんだと言いますが、これは自由校区である以上は、生徒の皆さん、保護者の皆さんが、私の子供は、私はこちらの学校に通うと。こういうことで自由校区って成り立っていると思うのです。お友達はみんな小張小に行っているのに、向こうがいっぱいだから谷原小に行ってくださいというわけにはいかないと思うし、また、谷原小、谷和原中にしても、あの県道のつくば野田線ですか、あの通りの現在の歩道の状況では、とても通学路として利用できることは不可能であると。これは楯戸地区、地元の高木議員も再三この点については市に要望しておりますけれども、もちろん県道であるから県の仕事なんだと、先ほどの質問と同じようですが、これはみらい平地区の開発というのは県が主体で行っているわけですから、その辺も強く要望する必要があると思うし、そういう中で今後の受け入れ態勢の整備、ここについて、まず通学路の問題、学校の問題、それから、転入者に対する説明の問題、この辺を含めてお答えをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） それでは、まず初めに、私の方から道路の関係する質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、小張小学校に向かう道路でございますけれども、みらい平から小張小学校

に、現在子供の皆様方には現在ある道路をご利用いただいております。現在、市では丘陵部のところから小張の丁字路まで、小張バイパスと申しておりますけれども、この整備をしてございまして、まだ用地の取得が完全に終わってございません。

まず初めに、小張小学校の北側一部、まだ道路整備が終わっていないところについて申し上げますと、今年度用地買収を予定してございます。ただ、この土地については、まだ相続が完了していないところから、地主の皆様方に早期に完了をお願いしているところでございます。

また、学校から小張の丁字路までについてでございますけれども、こちらについては移転先がいろいろ法律の関係上、まだ決定してございません。建物もあるということでございますので、こちらについては先ほどの北側と比べると若干完成がおくれるのかなと思っております。

北側については、最短でございますけれども、本年度買収が可能であれば、来年度工事を行いまして、来年度末には北側については整備を完了したいと考えております。これによって、小張小学校からみらい平までの北側の区間は完了ということになります。

また、中学生の皆様方にご利用していただいております、みらい平から伊奈中学校までの通学路でございますけれども、こちらについては、現在、途中から愛宕神社の近くの田んぼのわきの道路を通して、総合運動公園を通して市道をご利用いただいております。

先日の中学生の議会でもご質問いただきまして、私どもの方も現地を確認したところでございます。蛇沼川の整備が終わりまして、問題は台通用水の下横断が排水関係で問題でございますけれども、道路につきましては、早い段階で整備を、かさ上げを行いまして通行者にご迷惑がかからないようにということで考えてございます。

それと三つ目でございますけれども、谷原小学校、谷和原中学校の方に向かう県道の整備でございます。こちらについては、現在、歩道が未整備、狭いところについては櫛戸の光明院の下坂下橋から西側に300メートルの区間がまだ歩道が整備してございません。市の方では県の方に要望したところ、今年度、北側の区間については歩道を整備したいと、県の方の回答を得てございます。現在、田んぼの方で稲刈り前ということでございますけれども、これが終われば整備に入っていただけるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 次に、教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） それでは、中山議員の2点目、3点目、4点目についてお答えしたいと思います。

まず、2点目に質問のありました小学校、中学校、各校のハード面、ソフト面の受け入れ態勢の整備はどうなのかということでありますけれども、現在、みらい平地区に転入された児童生徒の皆さんには、小学校は小張小学校と谷原小学校、中学校については伊奈中学校と谷和原中学校、どちらか一方への通学を希望して選択をしていただいております。

学級編制についても空き教室を利用してございまして、先ほど中山議員からありましたけれども、小張小学校では6年生1クラスですけれども、卒業して来年度入るのは2クラスの子供たち、2クラスになるだけの子供たちが入るということで、当然1クラスふえるわけですけれども、それでもまだ小張小学校も対応できるだけの教室はあるということで、今、ちなみに、みらい平地区から小張小学校には105名の子供たちが通っております。谷

原小学校には14名の子供たちが通っております。これらも、今後も両方に希望して通ってくるお子さんがいるのかなと思っております。

来年度は、小張小学校は2クラスになるのは3学年かなと思っております。現在は2学年ですので、3学年が来年は2クラスになるのかなということを考えております。でもまだ今のところは大丈夫です。ただし、今後、23年度、24年度の状況を見ますとかなりふえていますので、その後は現在普通教室から特別教室に変えた教室ですね、これらをまた普通教室に戻す方策もとらなくてはならないかなと考えますが、そういう場合にはパソコン教室等、これは普通教室だったものを特別教室に変えていますので、それをまたもとに戻して、パソコン教室等は別に建てるようにしなければならないのかなとは考えておりますけれども、そういうことで、ハード面の整備はこれから対応していきたいと考えております。

それから、ソフト面のことですけれども、これについては、学校備品であるとか教材、図書等につきましては、不足が出た場合、学校の整備要望をとりまとめて効果的に整備を図っていききたいと考えております。学校の要望を十分聞き入れて対応していききたいと考えていますし、それから、障害のあるお子さんなどももちろん入られると思います。これらについては、特別支援学級の設置について、20年度にも1学級つくりました。21年度も、今年度も1学級増設をしました。これらについても22年度も一応1学級要望する予定でおりますので、そういうこともハード面の対応もしていきたいと考えていますし、また、小張小学校については、楽しく学ぶ学級づくりの事業該当校ということで、教員を1人多く配置をしていただいております。そういうことでの対応も現在しているところです。

それから、今後の生徒増を予測しての教員や補助教員の確保策ということですが、教職員の人事については、これは県が主体でありますので、教員や補助教員の確保に不足が生じないように、早期に生徒増を見込みながら県へ要望をしていききたいと考えております。

それから、転入希望者に対して受け入れ施設の現状、また長期、短期の計画など、きちんとした説明が必要ではないかということですが、先ほど申しましたように、小張小、谷原小、伊奈中、谷和原中の選択制を導入していますので、学級については空き教室を利用してと。

それから、先の見通しについてですが、これについては丘陵部だけに限らず、市内の教育施設を一体的にとらえて、本年度設置をしました市義務教育施設適正配置審議会の中で、みらい平地区への学校建設なども含めながら話し合いをしていただきたいと考えております。

坂議員からも適正規模、適正配置については質問を提出していただいておりますので、それの中でまたお答えをしたいと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） 通学路の整備について、本当に一日も早く、大雨が降って自転車が通れなくなって、車も通れないと、それでまた戻ってきて別の道に行くというのは、これは幾らなんでもこういう状況が続くというのは、これはどう見てもおかしいし、先生方が、大雨が降るとみんなで出動して交通整理をやると、それで学校まで誘導するという、こういう現状は早急に一日も早く解決していただきたいと。

それから、教育長の方から、教室の確保いろいろありましたけれども、新一年生にしても2クラスとは言いますけれども、72名ということは、81名ですから、あと9名あったら3クラスになるわけです。現2年生も37名ですから、4名ふえたら2クラスになるし、1年生が3クラスと、こういう可能性も十分あるわけですから、教室が足りるといっても、こういうことを想定して、そして特別教室はできるだけ確保するような形で、今の教育では特別教室の位置というか、特別教室の大切さというのは、これはもちろん教育長も十分にその辺は考えていただいていると思うのですけれども、音楽室とか理科室とか談話室とかパソコン室とか、そういう教室は絶対に必要であると。こういう視点に立って、あと、何年後、5年後、6年後になるということであれば、それまでのプレハブをつくる準備をします。今はいいプレハブもありますので、急増している地域はプレハブで十分に対応している学校があります。そういうことも考えていただきたいと。これは早急にお願いしたいと思うのです。

もう1点お聞きしたいと思うのですけれども、これは市長にも考え方をお聞きしたいと思うのですけれども、つくばみらい市の発展というのは、丘陵部地区に人がどんどん入っていただいて、当初の計画である1万6,000人、これを早目に達成をしてつくばみらい市全体の活性化にもなるし、このつくばみらい市が、あそこを拠点として広がっていくと。そういうことにしないと、この税収の面でも、ただあそこに初期投資をするだけで人が入ってこないということになると、これは大変な事態になると思うのです。

今、転入してくる方々の、何といても疑問といいますか、心配なことは、買い物はどうかのだろう、医療面の病院の施設はどうかと、この2点は診療所ができ、スーパーもでき、今の段階では解消されていると。残りは何といてもこの学校問題なのです。ですから、あそこに新設校のもちろん計画もあります。ただ、今の市の財政、県の財政を見たら、そんなに早急にできるものではないと思うし、そんなに急いで、学校1校つくって、やはり20億円とか、それ以上かかるという状況の中で、県有地の学校用地もどうするかという問題もあります。ですから、それ以上にあと5年とか、あと7年とかという生徒予測を立てた上で、もちろん補助金の問題もあるでしょう、その辺を考えて、そこまでは現在の既存校で対応すると、そのためには計画的にこういうふうな整備をしていくと。

教育長もおっしゃったように、もちろん谷原小でもいい、小張小でもいいと、これは選択制になっていますから自由校区ですから、どちらでもいいのですけれども、やはりご近所の子供たちが小張小に行っていると。では小張小がいっぱいだから谷原小に行ってくださいということは、これはとてもできないと思うので、この校区は一番近い小張小に行ってくださいと、中学校は距離的にはほとんど同じですから谷和原中でも伊奈中でも選択してくださいと。ただ先ほどの部活の問題とかいろいろありますので、これは保護者の方々、生徒の皆さんの考え方が優先されるべきものですから、その辺の指導と徹底した受け入れ準備、これは必要だと思うのです。

この新設校についてですけれども、この用地についてはもちろん県有地の中に予定地は予定されております。あそこの開発は茨城県が主体になって開発していると、そういう状況なので、私は何としてもこの学校用地は、県で用意していただくような交渉がこれから必要だと思うのです。ただ、この選挙でもいろいろ取りざたされましたけれども、今の県の財政状況の中で開発公社の内容等を見る限り、非常に難しいかと思うのですけれども、あれだけ開発をして、どんどんあそこに人が転入して、そして1万6,000人ものをまちをつ

くろうと県が主体でやっているわけですから、やはり学校用地ぐらいは県の方できちんと用意していただく、または応分の負担をしていただく、または借りて使用していただくと。そういうことで、建物の方は補助金を利用してこれから建設するということになると思うのですけれども、ある程度きちっとしたスパンで計画を立てる必要があると思うのです。

あと何年後には学校を建てる予定であると、この辺だけははっきりと転入してくる方にきちんと説明する必要があると思うのです。そうすると、うちの子は今は1歳だから、小学校2年生のときには新設校ができるんだ、だったらここに住もうと。学校問題がネックになってなかなか人口が増加しない、人口がふえない、あそこに転入してくる方が少ないと、そういうことは現実として大変これは問題点の一つだと思うのです。

ですから、この既存校の完全な受け入れ態勢の整備と同時に新設校に対する考え方、この辺も、市長の考え方はどうなのか、その辺もお聞きして、また教育長のそこについての考えをお聞きして質問を終わりにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいまの学校敷地等の問題でございますが、いわゆる公共用地と称される道路の問題などいろいろありますが、これは今の状況では、もちろん買収をしなければならないということで開発されておるわけでございますが、今後の県との交渉の中で無償というわけにはいかない場合には、学校敷地等も含めまして借地と、こういうこともあろうかと思えます。そういう点で交渉してまいりたいと考えております。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） みらい平地区への新設校問題ですけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、適正規模・適正配置審議会の中の話し合いを十分聞き入れて考えていくしかないかなと思います。あそこへ新設校をつくったときに、小張小学校はどうなるのだろうか。今、もともとから小張小へ通う子供たちというのはどの程度になってしまうのか、非常に疑問が残るようなこともありますので、そういうことも考えあわせていただきながら、適正規模、適正配置の中で十分議論をしていただけたらありがたいなと思っておるところです。

以上です。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） ありがとうございます。

この学校問題というのは大変な課題だと思います。もちろん市の財政を見ながらやっていかなければならない課題だと思うし、ただ、あれだけのまちをつくったわけですから、あそこが2期、3期と造成が終了して、造成が終了したにもかかわらずなかなか転入の方が来ないという状況のないように、ぜひとも受け入れ態勢の整備だけはきちっとしていただきたいし、また、少子化ですから、既存校をどうするかという問題も大変大きな問題だと思うのです。

教育長が今言われたように、委員会の中でも、その辺も含めてぜひとも早急に具体的な検討をしていただいて、そちらに転入してくる方には具体的な説明をぜひしていただくように、その辺もお願いをして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩とします。

1時から再開します。

午後零時04分休憩

午後1時00分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番坂 洋君。

〔2番 坂 洋君 登壇〕

○2番（坂 洋君） 2番の公明党の坂 洋でございます。質問は、小中学校の統廃合と学校耐震化の問題ということで質問をさせていただきます。

前回の定例議会の6月議会におきまして、小中学校の学校耐震化について質問をしたわけですが、この中でIs値という建物の耐震性能を判断するための数値が、国土交通省の目安では0.6以上としているにもかかわらず、ある市内の学校では0.16であるという数値で余りにも低く、このIs値が0.3以下だと崩壊する危険性があるということで、大規模な地震に対して崩壊または倒壊する可能性が高いので、早急に対処すべきであると質問をいたしました。そのときのお答えでは、この学校については小中学校の統廃合の問題があり、学校の適正規模・適正配置の検討委員会というのを立ち上げて、その委員会の結果によって、今の場所に建てるのか、別の場所に建てるのかを検討している状況であるというお答えでありました。

そこで今回は、この小中学校の統廃合の問題と、この学校耐震化の問題の関係性についてお尋ねをするわけですが、この小中学校の統廃合を実施する最大の理由というのは、生徒数の減少と宅地開発などの影響で学校間に生徒数の規模のばらつきが出てしまったことで、教育上の制約、不均衡が出るためであると思います。教育財産、市有財産をより積極的に活用、または付加価値を高めるためにも、統廃合や通学区域の見直しは有効だと思います。

そこで、まず一つ目にお尋ねしたいことは、この統廃合全体の問題として、今どのような状況なのか、いつから始まり、どの程度進み、委員会の結果はいつごろまでに完了するのか、この委員会の結果は大変影響があると思います。みらい平駅周辺に学校が新設されるのか、されないのか、それはいつなのかということも、大変市にとっては影響のある大事なものだと思います。

次に、小学校の統廃合の問題はさまざまな課題がありますが、その中で挙げられるものは、学校規模、通学距離、そして地域団体等の活動区域と小学校区域との不一致などがありますけれども、特に学校規模の最適化は、つくばみらい市という地域にあわせてよりよい教育学習環境をつくることですが、最適規模の学習集団というものはどういうものなのか、そして、学校が学校として最適状態で機能を発揮できる環境というのはどういうものなのか、お尋ねをいたします。

さらに、保護者の皆様が心配されていることは、統廃合後の子供たちの安全で適正な通学路、通学方法の確保が挙げられています。学区が広がれば、当然遠距離通学となるわけですが、このところはどのようにお考えになっているのでしょうか。

最後に一番聞きたいことは、統廃合の問題と学校耐震化問題の関係性についてです。統廃合を円滑に進めるためには、子供たち、保護者、地域住民の思いを抜きにこの計画を強行に推し進めることはできません。多くの市民や関係者と議論し、納得の合意を形成して

いくことが大事であります。長い期間かかるかと予想されます。

また逆に、対照的に早急に対応すべき問題として学校耐震化がありますが、その間、この学校耐震化は、この学校のように保留されてしまうのでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの坂議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の小中学校統廃合全体の進捗状況についてということでございますけれども、今、適正規模・適正配置検討委員会については、8月に第1回目の会議を開催しました。小中学校の現状の報告等について説明をいたしました。それで、今後日程を調整して、今度は第1回つくばみらい市義務教育施設の適正配置審議会を開催する予定です。

この検討委員会については、市役所内部での協議ですけれども、審議会については、今度は議員の皆さんの代表者の方にも入っていただきますし、あるいは一般市民の方に審議員として応募していただいた、その人たちにも入っていただきますし、PTAの代表者ですとか、学校の代表者ですとか、学識経験者ですとか、そういう方にも入っていただいて審議会を開く予定でいますけれども、これも9月下旬、あるいは10月上旬には開けるかなと考えております。

適正規模・適正配置の今のところの進捗状況はまだその程度ですけれども、これからいろいろと会議をしていただくようになると思います。

それから、2番目の適正規模・適正配置の内容ということでございますけれども、これらについては、平成20年の4月に県の方で「未来を担う子どもたちのこれからの学校づくりのために」というパンフレットを出していただきました。この中に書いてあるのですが、これについては適正規模の基準ということで、小学校においてはクラスがえが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましいと。それから、中学校においては、クラスがえが可能すべての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましいと、こういう基準を示されています。これが適正規模の基準になるわけです。

この適正規模であるといろいろなことが、こういうところがいいからだよということも示されているわけですが、先ほど部活動の問題等も出ましたけれども、部活動の問題なども、少ない中学校では、ほんのわずかな部活動しかできないような学校もありますので、そういう解消のためにも適正規模の学校がいいというようなことも言われていますし、それから、単学級ですと、クラスがえができないと人間関係が一度こじれたらずっとそのままになってしまう、そういう弊害もあるよと、そういうことも言われています。

いずれにしても、適正規模というのは、今話したような規模が適正であるということで、県の方では示しているわけです。

それから、3番目の安全で適正な通学路、通学方法についてということですが、現在、各学校で考えられている安全な通学路ということは、学校とPTAが協議をしながら安全な通学路を設定しております。そして、これらの中には帰りが暗くなったときに街路灯がついていない道があるとか、それから、不審者の出没しやすいところがあるとか、狭い道路があるとかいろいろ問題もありますけれども、先ほど片見都市建設部長の方からお話があったように、できるだけ改善に努めていただいているというようなことです。

また、統合等によって通学距離が長くなるという、先ほどお話もありましたけれども、

それらについては、例えば通学用のバスを市が購入する場合には補助制度ももしようと、そういうことも言われています。あるいは公的なバスを使った場合には、その通学のための費用も補助しようということも出されております。

今、学校では、安全で安心な通学をできるような方法としては、集団で登下校をすることか、あるいは交通教室を開くとか、あるいは地域の方の応援を得ながら、ボランティアの皆さんの応援を得ながら安全確保に努めている状況です。

次に質問のあった統廃合の問題と学校の耐震化の関係ということですが、これらについては、先ほども話をしました義務教育施設の適正配置審議会に諮りながら、今後計画を進めていかなければならないと考えております。今、I s 値の低い学校、一つの学校については改修というか、耐震適合できるような改築改善、こうすることで一つの学校は進めていますけれども、I s 値の一番低い学校については、適正規模・適正配置の対象になる学校かなということで、その話し合いの結果を踏まえて耐震化の改善に、その審議の内容を踏まえて考えていきたいなと思っておるところです。

以上です。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） 9月下旬に第1回の審議会を外部の方も交えてお話をしていくというお話でした。この統廃合について要望ですが、地域住民とPTAが十分な話し合いをしてほしいということ。それから、進行状況を常に公開してほしいということですね。さらに、これは十分時間をかけて行ってほしいということをお願いいたします。

この結果というのはいつごろまでなのかということは、お答えしていただけなかったのですが、さらに耐震化の問題は、この審議会の結果をもって進めるんだというようなお答えだったと思います。

学校規模の最適化に関してですが、私、子供たちにとって最大の教育環境というのは教師自身だと思っているのです。もちろんそういう設備関係、さまざまな指導形態、教育環境は大事だと思いますが、子供たちと接する時間の一番多い先生が最大の教育環境だと私は思っています。人間はオオカミに育てられればオオカミの習性になってしまいます。人間に育てられてこそ人間になっていくわけですが、優れた教育者に接することによって、子供たちの人間形成に与える影響は計り知れないものであります。

小規模校についての問題として、子供の数が少ないことによる教育上の制約があるという理由のほかに、私は間違った観点から教師自身のキャリアの形成にも影響があると思います。若い経験の浅い先生は、職員室で多くの先輩や同僚から忍耐力、包容力、指導力など、さまざまなことを学んでいくと思います。しかし、小規模校ではそのような機会も少ないと思います。僻地教育というのは教育の原点だと言われてはいますが、それは、大前提として、優れた資質を持った教師がそこに存在していることが大前提だと思います。そこで、子供たちの指導形態とか教育環境を整備すると同時に、きょう来られている伊奈東中の先生のような優れた人間性あふれた教員を育成、確保、維持できる環境も大事だと考えますが、この辺のところを教育長のお考えをお聞かせください。

もう一つ、統廃合と学校耐震化の関係ですが、統廃合の結果を見ながら学校耐震化は進めていくんだというお答えでした。これは財政的なこともあるかと思います。小中学校の統廃合の問題が解決して結果が出た後、学校の耐震化を進めていくというのは大変合理的なことだとは思いますが、しかし、つくばみらい市のホームページには、学校の耐震

診断一覧表というのがのっているわけですね。この学校の0.16という数値はホームページに公開しているわけです。もう1回言いますが、0.3以下では大規模な地震に対して倒壊または崩壊する可能性が高い、崩壊する危険性があるということですね。

つくばみらい市としても、8月22日に防災訓練を大々的に総合運動公園で行いました。そのときの想定地震規模は、静岡県と同じ震度6弱で訓練をしました。その震度6弱という状態というのは、立っていることが困難、かなりの建物で窓ガラスが割れたり壁のタイルが落下する、コンクリートづくりの耐震性の低い建物は、壁や柱が破壊されるものがある、耐震性の高い建物でも、壁、はり、柱など大きな亀裂が生じる、そういう震度6弱の状況です。

このつくばみらい市にこの静岡県のような震度6弱の地震が起きたら、この学校は大変危険なことになるわけです。関心のある方はこの数値を一目見て、この学校は危険だなということは理解できるわけですね。これからこの中学校に入学させようとしている保護者の方は、どんなに心配するかわかりません。この結果はいつ出てくるのかも、大体お答えしてもらいたかったのですが、これもまだわからないと。入学する親御さんたちは、これを見てどう思われるかということですが、市としても危ないという、危険であるということは認識しているとは思いますが、危ないことを知りながらこれを放置しているのは非常に無責任ではないのかなと思います。万が一があった場合、行政の責任が問われる問題です。例えて言えば、飲酒運転にしても、シートベルト不着用にしても、周りにいる関係者が注意義務を怠って罰せられるのは、本人の命にかかわる問題だからですね。

国としても、早急に学校耐震化を進めるため補助金制度を充実させているこのときに、国の施策に対しても逆行していると思うのですが、市の防災責任者であります市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 各学校校舎の耐震の問題につきましては、教育委員会の皆さんのいろいろな検討の結果を聞いて、協議をして、どう対応すべきかと、こういうことを考えております。今後のやり方として。

以上です。

○議長（今川英明君） 次に、教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの坂議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目、教育施設の適正配置審議会の方から、どれぐらいあったら結論的なものが出てくるのかというようなお話だったと思いますけれども、これらについては2年ぐらいで方向性は出していただけないのかなと今考えてはいるわけですが、つくば市とか取手市とか、既にこういう審議会を経て、ここの学校は何年度からこういうふうにしますよというような公表をしています。

坂議員、知っているかどうかわかりませんが、例えば取手市なんかの場合には、中学校の数を減らして、小学校の数も減らして、幾つかの学校を一緒にしたいということのをさきに公表しているわけですが、ある程度の基本線ができたなら、地域でまず十分に審議をしていただかなければならないなと思っていますし、県の方でも適正規模、適正配置については行政指導型でいかないうにと、地域の声を十分吸い上げてから進めてい

きなさいということも言っていますので、そういうことで地域の声を吸い上げながら進めていきたいと考えています。

それで、2番目に教員の質の問題についてもありましたけれども、新しく教員になる先生は、小さい学校、要するに1学年1クラスしかない学校にはほとんど配置はできません。というのは、初めて先生になって、同じ学年持って、話をできる先生がいなかったら非常に困るわけです、不安ですから。そういう先生は、2学級、3学級ある学校へ配置をしています。ですから、新しい先生が配置できる学校というのは決められちゃうというような状況で、それらの中で先輩の先生の指導を受けながら質を高めていくと、そういうようなことを考えて配置しているところです。

それから、Is 値の低い学校についてはという話でしたけれども、これらについては、先ほど坂議員おっしゃだように公表しているわけですので、学校で防災訓練をするときにちゃんと、うちの学校は危険な学校ということで、避難の仕方についても、倒壊のおそれもあるかもしれないという状況下での避難訓練をしていただいています。防災ずきんだけではちょっと危ないから、いすが一番いいんだということで、頭にいすをのせて。

今までですと、まず地震が来たら机の下に避難しなさいと、そういう指導があったんですけれども、そういうことはやれない、まずは屋外避難であるということで、そういう訓練を学校が考えてやってくださっています。それについて、今のところ保護者からの苦情は来てないというようなことでした。

そういうことで対策は考えていますし、それから適正規模、適正配置の審議会の結果が長引くようであれば、その学校の耐震の改善策についても何らかの手を打たなければならないということを考えています。

以上です。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） おおむね2年先ぐらいに結果が出るだろうと。長引いた場合は改善をやっていかなきゃいけないというふうに考えていらっしゃるということで、安心はしましたけれども、学校の耐震化問題と学校統廃合の問題がかかわりあっているのは理解できるんですが、相違点としては、学校の耐震化の問題は直ちに実施しなければいけない問題。そして、学校統廃合の問題というのは、時間をかけて市民の理解を得ながら丁寧に実施していかなければならない問題であるという、この相違点があるわけです。これは、私はそれぞれ別の次元の問題であると思います。

学校の規模の最適化は、よりよい教育環境をつくり出すことであります。その結果として、予算を削減できることがありますけれども、決して予算を削減できるから学校統廃合するということではないわけです。同じように学校統廃合の問題も、学校統廃合の問題の後に学校耐震化の問題を進めた方が財政的に合理的だという考えは、これはどうかと思うんですね。あくまで第1の視点というのは、子供たちのためという視点に立って一切を発想していくべきであります。

繰り返しますけれども、6月の議会においてのお答えは、学校の適正規模、適正配置の検討委員会を立ち上げて、その委員会の結果によって、今の場所に建てるか、別の場所に建てるか検討していく状況であるということから一歩前進はしましたけれども、校舎を建てるのか建てないのかという問題ではなくて、耐震化するか耐震化しないかという問題で、私はこれは同時に進めていくべきだと思います。学校耐震化の問題と学校統廃合の問題と

というのは、子供たちのためという視点に立って同時に進めていくべきだと思いますけれども、最後の質問として、再度この件に対して市長のご見解を伺って、終わりにいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 私の見解ということでございますが、先ほど申し上げましたように、あくまでも教育委員会で検討した結果、私の方から先にあせいで、こうせいじゃなくて、教育委員会の方で決めていただいたものを協議をして実施をしていく、これがベターであろうと、このように考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 3回終わりましたので。

○2番（坂 洋君） 最後に、静岡県で震度6弱の地震がありまして、東名高速道路がちょっと崩壊するなど被害がありましたけれども、静岡県内では残念ながら1人亡くなって、負傷者は126人、地域格差あるんですけれども、死ぬかもしれないというような地震、揺れの割には、被害が小さく済んだと言えます。内容は、住宅も全壊ゼロ、半壊2棟で甚大な被害は出ませんでした。これは静岡県、この市、30年以上前から自治体がさまざまな施策を進めた結果だと思います。この住民の皆さんの防災意識が非常に高かったということでもあります。

この8月22日に、市としても大々的な防災訓練を行いまして、すばらしい訓練だと私思ったんですけれども、市民の参加者が非常に少なく残念だなということで、このPRをして、防災意識を高めていきたいなとお願いをして、終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（今川英明君） 次に、4番染谷礼子君。

〔4番 染谷礼子君 登壇〕

○4番（染谷礼子君） 4番の染谷です。

今回は、命を守る取り組みということで2問通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1点目の健康診査の推進についてということでお伺いをいたします。

ことし7月に厚生省が発表した2008年の日本人の平均寿命は、女性が86.5歳、男性は79.29歳ということで、いずれも過去最高となりました。特に、女性は24年間連続で世界1位を維持しており、大変喜ばしいことであります。

健康で長生きをすること、これはだれもが望むことでございます。しかし、依然、日本の死亡率の多くを占めているのは、三大死因と言われるがん、心臓病、脳卒中が高い確率を占めております。

このような中、2007年4月にがん対策基本法が施行されましたが、また同年の7月には食育基本法が施行され、肥満による心臓病や脳卒中の原因となるメタボリックシンドロームの予防推進計画が2010年を目標に進められております。

がんは、1980年以降日本人の死因の第1位となっております。胃がん、大腸がんに並んで女性の乳がん、子宮がんが激増し、乳がんは年間約3,500人が発症し、子宮頸がんは約7,000人が発症しております。そして、この子宮頸がんは、20歳から30歳の若い女性に急増し、毎年2,400人もの命が失われております。

子宮頸がんの主な原因は、性行為で感染するHPV、ヒトパピロウイルスというウイ

ルスで、大半は自然に消えてしまうものですが、一部は感染が続き、約10年をかけて細胞が変化し、がんに至ることになります。予防ワクチンが開発はされておりますが、この予防ワクチンが世界100カ国以上で予防接種が受けられている状況の中、我が国日本におきましては承認すらされておられません。このことを受け、早期承認を求めまして、多くの女性からの要望を受け、いよいよ日本でもワクチンが承認をされることになるのではないかと思います。子宮頸がんは、予防ワクチンと検診を受けることで、ほぼ100%予防ができることになります。

ワクチンの実施に向けては、もう少し時間がかかりそうでありますので、現在の日本のがん検診受診率ということで、日本の検診率は欧米に比べまして極端に低い状況です。23カ国中日本は最下位で、子宮頸がんの受診率は20%前後、乳がんの検診率も20%に満たない状況であることから、国では今年度の補正予算に女性特有のがん対策推進事業が盛り込まれました。検診率アップを図るということから、子宮頸がん、乳がんの無料検診クーポン券を配布、また検診手帳が配布されることになりました。

そこで、お伺いをしたいと思います。

本市の配布状況についてということで、お聞きいたします。

1点目に、今回の実施で、この無料クーポン券が配布される対象者は何名ぐらいいらっしゃるのか、またこの配布はいつごろになるのか。

もう1点、今回、この配布の対象者は、昨年4月2日からことしの4月1日までの間に、子宮頸がんの場合は20歳、25歳、30歳、35歳、40歳になった方です。また、乳がんは40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方となりますが、もう既に受診を受けられた方についての対応は今後どうされるのか。市の集団婦人健診も、1回目の6月26日、27日は済んでおります。また、今月9月11日、12日が予定されておりますので、この辺につきましてもお聞かせください。

それと、市でこの婦人健診のほかにも実施をしております健診全体の推進状況につきましても、最初にお伺いをしたいと思います。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 子宮頸がん、乳がんの無料検診、クーポン券及び検診手帳の配布についてということでのお尋ねですが、これに対してお答えいたします。

ことしの5月に、国の経済危機対策の一環といたしまして、女性特有のがん検診推進事業というのが実施されることになりました。この事業は、がんの早期発見をすることと、正しい健康意識の普及啓発を図り健康保持及び増進を図ることを目的といたしております。今定例会の補正予算第4号におきまして、この事業費を計上しております。

ただいま染谷議員さんの方からもありましたように、この無料検診につきましては、対象者が、子宮頸がん検診で20歳、25歳、30歳、35歳、40歳ということで5歳刻みなんですね。それから、乳がん検診につきましては、やはり5歳刻みで40歳から60歳までということでございます。

どれだけの対象者がいるのかというご質問ですが、今回の対象は約2,800人おります。これから議会で審議していただいて、議決を得れば、9月下旬には、このクーポン券なり手帳を郵送で該当者に送ると、こういう予定でおります。

それから、既に受診をしてしまった人、その方につきましても該当になります。ですか

ら、償還払いというんですかね。手続については健康増進課の方で行いますので、既を受けた場合もこれは当然無料化になるということでもあります。

その他の健康診断ということですが、これにつきましては、年間の予定表というのがございまして、各世帯にお配りして、みらい健診1と。これは8月で終わってしまったのですが、これからはみらい健診2ということで、これは前半は予約ですが、予約要らない形で10月から来年の2月までにかけて、大体13回予定しております。

そのほかには、成人の歯科健診、それから今度新たに骨密度測定、これは市の方で機械を入れましたので、そういったものも新たにやっておる状況でございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） 細かい説明をありがとうございました。

健康で充実した生活を送るということから、基本的にはみずからが常に食生活や運動、また定期的な健診など、意識を持って健康管理をするということが一番重要なことであるとは考えますが、やはり行政がその情報提供や受診勧奨を推進し、バックアップしていくということも大変重要なことではないかと感じるところでございます。特に婦人健診につきましては、丁寧な取り組みが大変必要であると考えます。

今回の無料検診クーポン券の実施は、1回限りの実施という予定になっておりますが、5歳刻みの特定年齢の方だけとなっておりますので、私個人の考えとすると、少なからず5年間は実施してほしいという思いがございまして。今回の無料クーポン券の実施は、受診率アップが大きな目的であり、政府では平成23年までに検診受診率を50%以上にすることを目標にしております。日本の現在の受診率は20%前後ということでもあります。

平成19年度の茨城県の検診率としまして、子宮頸がんの平均検診率が10.4%でございまして、本市では4.4%です。また、乳がんの県の平均検診率は7.38%ですが、本市の状況は、ちょっとよくて8.27%となっております。婦人健診以外の健診につきましても、全体的に受診率の向上は見られていないようであります。特に胃がんの検診などは、少し減っている状況もございまして。

そこで、県内で受診率のよい市町村の状況を直接お伺いをしましたので、ちょっと参考までにお話をしてみたいと思います。

平成19年度の調べでは、県内で一番受診率のいいのは東海村でございました。子宮頸がんが19.5%、乳がんの検診が21.93%ということでした。この要因は簡単で、すべて受診が無料でありました。このことが、大きく受診率を上げている要因だと思います。

また、古河市におきましても大変受診率がよいとのことで、直接お伺いをしましたところ、2年前の合併時に個別に健診希望をとられたそうです。集団健診がいいか、医療機関で受けるのがいいかという調査をとり、それをデータとしてつくり、個別に日程等の通知をしているということでした。医療機関で受ける方、それから集団健診を受ける方の内容が違いますので、個別に通知をしている、こういった方法をとっておられました。また、集団健診の場所は、地域性ということもあわせて、学校の体育館なども活用して日程の中に設定をしておりました。それと、古河市では、9月をがん予防月間と定め、ポスターを作成し、市内の公共施設に張り出しをしている、ということもしておりました。

他の市町村で受診率を上げるということで取り組んでいる部分では、大変受診率の向上につながるのではないかとということで感心をした市町村がございまして、早朝や、うちの

市でもやっておりますけれども、土日の健診、朝早く、それから夜の部の健診、それと女性のがん検診普及啓発事業ということでプロジェクトチームをつくって取り組みをしている市町村などもございました。

本市の状況を考えましても、地域的な状況から、交通弱者が健診場所に行きやすい状況をつくることが大変重要ではないかと考えます。何人かの市民の方からも、ご年配の方で、健診は受けたいんだけど保健センターまで行くのが大変なんだよと、こういった声もございます。こういうことから、健診場所をふやすお考え、また電話等を使って健診の勧奨をすることなどをお考えかどうか、この点についてもう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） では、お答えいたします。

市の集団健診につきましては、財団法人の茨城県総合健診協会というところに委託しておりまして、茨城県内でも大体8割方がここに委託しているという状況でございます。各市町村間で日程の調整ということを行ってやっているわけでありまして。

つくばみらい市におきましては、その健診する場所、毎年の健診状況、あるいは健診に必要な施設の面積、大きな車が来ますので、あるいは健診に来られる方がやはり車で来ますので、そういう駐車スペースとか、こういったものを考慮いたしまして、伊奈と谷和原にある保健センターを中心に、あるいはコミュニティセンター、谷井田、板橋、小絹にございますが、こういったところのコミュニティセンター、それから運動公園、ほかに学校でも一部やっております。三島小学校あたりでやっておりますし、そういう場所を考慮しながら健診をやっているという状況でございます。

交通弱者の方にといいことですが、受診してもらい、受診率を上げるということでも、皆さんに来ていただく場所ということでこういうところを考えているわけなので、前に旧伊奈のときにも集会所でやったことがあるようなんですが、なかなか来る人の数が少ないという状況もあったようなんですね。そういうことも過去にございましたので、いろいろそういうことを検討した結果、今のよう形になっておるわけです。

ただ、年間で22、23回ありますけれども、その回数につきましては、いろいろ調整も必要でしょうけれども、総合健診協会と調整しながら、できればふやしてもらいような形で話をしていきたいなとは思っております。

それから、啓発のことがございましたが、これは個人あてに全部通知しているんですよ、郵便で。その該当する検診ということで出しておりますので、それでもなかなか受診率が上がらないような状況なんですよ。また、年度末にかけても同じ人に受診してくださいというような通知を、何度か出しているような状況なんです。

染谷議員さんが先ほどがんの受診率の数字言っていましたけれども、これはいろいろ見方がある。分母が変わったりすると、パーセンテージも違っちゃうんですよ。私がつかんでいる数字は、子宮がん検診は20年度受診率は13%なんです。それから、乳がん検診が10%で、県の平均よりは上回っている状況なんですよ。それは、後で事務局の方で確認していただければと思います。

○4番（染谷礼子君） 私は19年度で言いましたので。

○保健福祉部長（湯元茂男君） ああ、そうですか、どうも失礼しました。

以上です。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございました。

検診率を上げるということは、いろいろ工夫をされている部分も伺ってわかったことでございますけれども、とりあえず受診勧奨をしっかりとしていただく。受診場所、それから通知をしてもなかなか受診率が上がらないということでございましたけれども、工夫をしている市町村によりますと、病気に対する講演などを行っている。がんについての専門家を呼んでの講演なども行っているところもございます。それと、中学生、きょう傍聴いらしていただきましたけれども、中学生を対象にがんの講演を何十回も実施をした市町村がございました。これは何の目的かといったら、本人に病気の怖さを中学生のときからわかってもらうという目的と、それからそのお子さんたちが家に帰ったときにお母さんやお父さんに、がんって怖いから、お母さん早く受けてと言っただけで効果もあるんだそうです。こういったことも受診勧奨の一つになるかと思いますので、どうかこれから、本市の死因別データなんかから見ましても、ここ数年間、市内でもがんで亡くなられる方が一番多くなっております。

しかし、このがんだけは、早期発見、早期治療をすれば必ず完治することができる時代に入っております。ということからも、検診が大変重要となります。そして、健康で充実した生活を送るということの意味と、もう一つ、現在大きな課題となっております医療費の抑制という意味におきましても、大変大きな問題ではないかと思ひますし、この事業が急務であると感じております。どうか今後の積極的な取り組みに期待をいたしまして、この質問を終わりたいと思ひます。

続きまして、2問目の質問に入ります。

2点目は、避難支援プラン策定の状況についてということでお伺いをいたします。

ここ数年の災害において、亡くなられた方、行方不明になられた方の多くが高齢者となっていることから、政府では、高齢者や障害者など災害時要援護者の避難支援対策として、各市町村で災害時要援護者の避難支援の取り組み方針を平成21年をめどに策定するよう促進をしております。

その内容としまして、1点目が、全体計画の策定というものがございします。地域の事情を踏まえ、要援護者対策の基本的な方針、対象範囲、また要援護者の情報収集、共有の方法など、災害時要援護者対策の取り組み方針を明らかにしたものが1点目にございします。

また、2点目に、災害時要援護者名簿の整備ということで、要援護者の名簿を掲載し、災害時に自治会、町内会、民生委員等が避難支援や安否確認を行う際に活用できるもの。

3点目に、個別計画の策定状況として、要援護者ごとに避難支援者との連携づけを明らかにした具体的な計画で、災害時に自治会、町内会、民生委員が避難支援を行う際に活用するもの、とあります。

総務省消防庁では、2010年3月までこのプラン策定を求めています。近年、大災害が危惧されている中、安心の生命を守ることからも、災害についての取り組みとして大変重要なことであると思ひます。

8月11日に静岡沖地震がありました。災害への備えが大変重要であると感じておりますが、初めに市の避難支援プラン策定の現状についてお伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 災害時要援護者の避難支援対策の進捗状況と今後の取り組みということですが、全体的な避難支援プラン策定というものはまだできておりませんが、この中で政府が取りまとめた災害時の犠牲者ゼロというものを目指すための早急に取り組むべき施策ということにおきまして、つくばみらい市としましては、19年の8月に災害時要援護者支援制度実施要綱というものを策定しております。これは先ほど申しましたように犠牲者ゼロを目指すための早急に取り組むべき施策ということで、災害時に要援護者の避難支援対策の促進ということが位置づけられておりまして、茨城県でも災害時要援護者名簿の作成や避難支援プラン個別計画を推進するためのガイドラインというものを市町村に指示してきたわけですね。それを受けまして、今のような要綱をつくったわけであります。

つくばみらい市では、障害を持つ方、高齢の方、災害時において救助漏れのないように、また無事避難できるようにということで、地域全体で支援する内容になっているわけです。

市の広報、ホームページ等に、この要援護者がどれだけいるのかという状況を把握するために、災害時要援護者登録制度ということにつきまして、市民に対しまして、掲載して周知しているという状況でございます。民生委員の協力も得て、本人からの申請により緊急時の個人情報の開示承諾とあわせ、これは自分の情報が民生委員なり支援していただく方に行きますので、個人の情報ですからその承諾をもらうということで、登録をさせていただいております。

8月31日現在では、201名おりまして、9割方が高齢者ということで、これはどんどん登録の方は進めていると。だから、これは数がどんどんこれからもふえてくるということでございます。

この登録者を名簿化しておりますので、これを住宅地図に記録して、どこにいるのかというのが一目でわかるように、居所がわかるように、災害時マップというものを作成しております。これも月日がたちますと動いたりしますので、定期的にその情報を見直しているというようなことで整備をしているところでございます。

要援護者を支えていく地域支援者、これも可能な限りご協力をお願いしているところですが、地元の自治会とか、自主防災組織とか、こういう方々の協力も不可欠でありますので、重ねてお願いしたいなと思います。今後も、そういったことで、引き続き要援護者がどれだけいるのかということで把握に努めてまいりたいと思っております。

それから、避難所の設置ということで、当然こういう方は学校とかそういうところへは避難できないと思うんですよね、体が不自由なものですから。だから、そういった民間の社会福祉施設ということも視野に入れながら、避難場所の設置も同時に考えていかなきゃならないかなということで、支援対策、体制づくり、また全体的なプランの策定ということも今後検討していきたいと思っております。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

三つの要件がありまして、個別計画の策定、災害時要援護者名簿の整備、それから全体計画ということで、今、部長の方から答弁いただきました。

全国的にも、大変この策定率が悪いということで、私もいろいろ県内、県外ということ

で調べてみましたところ、茨城県におきましても、44市町村中、策定中というところが9市町村ありまして、策定の済んでいるところが七つの市町村、未着手というところが28市町村あります。大変私は評価したいところなんですけれども、うちのつくばみらい市は、策定中の9市町村に入っているわけですね。来年度までに策定ということで打ち出されていて、うちはどうだろうということで調べましたところ、しっかりと策定中になっている。また、今、部長からお話を聞きますと、推進をさせていただいているということで、大変安心した部分ではございます。

災害に関したことでするので、早急に策定済みという形に進めていただければいいかなと感じた点と、先日8月22日に市の避難訓練がございました。市の避難訓練で、市の自主防犯組織は41団体あると伺っております。大変災害に対しての意識の高さを感じているところではございますけれども、全国的な取り組みとしまして、防災訓練と含めて要援護者の避難訓練、こういったことも同時にやっている市町村などもございますので、これはぶっつけ本番では到底難しい部分がございます。中には、障害者の方、また高齢者の方でするので、お医者さんに入っていたら避難訓練などを実施しているところもございます。でするので、そういったことも含めまして、今後、要援護者の避難訓練をやっていたくということを要望いたします。

自然災害に見舞われた場合、被害をゼロにするということは大変難しいことであると思います。事前の備えと事後の聡明な行動で被害を減らすことができます。

先ほど部長からもありました、今回のこの避難プランの策定の推進ということは、自然災害の犠牲者ゼロを目指す目的でございます。少なからず減災という形はこれから大変重要になってくると思います。この減災の基本というものは、まず、自分自身は自分で守る、この自助の精神は欠かすことができません。しかし、隣近所や身近に居合わせた人同士が助け合う共助、これが減災の大きな力となると感じております。

いつ起きてもおかしくない災害に備え、一日も早いこの策定の完成と要援護者の避難訓練の実施を要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、9月4日明日午後1時から本会議を開き、一般質問及び議案に対する質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時11分散会

第 3 号

〔 9 月 4 日 〕

**平成21年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第3号**

平成21年9月4日 午後1時00分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	1 1 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	1 2 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	1 3 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	1 4 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	1 5 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	1 6 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	1 7 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	1 8 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	1 9 番	中 山 平 君
1 0 番	横 張 光 男 君	2 0 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市 民 経 済 部 長	中 川 修 君
保 健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	間根山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大久保 明 一 君
生 活 環 境 課 長	張 谷 昌 彦 君
社 会 福 祉 課 長	長 塚 工 君
介 護 福 祉 課 長	斉 藤 一 君
国 保 年 金 課 長	野 本 英 夫 君
都 市 計 画 課 長	木 村 明 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成21年9月4日（金曜日）

午後1時00分開議

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第48号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について
認定第2号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
認定第4号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
認定第5号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
認定第6号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
認定第7号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
認定第8号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第9号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

日程第3 議案第43号及び議案第45号～議案第48号について各委員会付託

日程第4 決算特別委員会の設置及び認定第1号～認定第9号について委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第46号	平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第47号	平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第48号	平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）
認定第1号	平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について
認定第2号	平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号	平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
認定第4号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
認定第5号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
認定第6号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
認定第7号	平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
認定第8号	平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第9号	平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
日程第3	議案第43号及び議案第45号～議案第48号について各委員会付託
日程第4	決算特別委員会の設置及び認定第1号～認定第9号について委員会付託

午後1時00分開議

開議の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切りかえるようにお願いします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、お願いします。

本日も、市議会の傍聴に小中学校の児童生徒さんが来る予定になっております。本日は伊奈中学校の生徒さんが1時半に傍聴に来る予定であります。本会議の途中で入退室するなどしますので、皆さんのご協力とご理解をお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。欠席議員は11番松本和男君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長（今川英明君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 18番の川上です。3点通告をしています。順を追って質問をしたいと思います。

まず、1点目の弁当の日、昨年度から実施された弁当の日について、昨年に続きまして三度目の質問になりますけれども、質問したいと思います。

昨年度から、食材高騰により給食費が不足になるからということで、入学式、学期の始業式と終業式、合わせて7日間給食が実施されなくなりました。さらに、学校長会で食育推進のため弁当の日をつくることが提案されまして、7日に加えてさらに10日間の弁当の日が実施をされています。

私は、当初から、食育基本法は学校に栄養教諭を配置し食生活の改善と給食の充実を求めているけれども、給食を減らすことは求めている。若い世代の現実とも合わず、新たなゆがみをつくりかねないと反対をしてきました。反対をした一つの点は、食育基本法とも学校給食法とも合わない方針を、最も教育的でないやり方で押しつけているという問題です。

この弁当の日の教育委員会の通知では、学校でも給食センターでも食に関する指導を実施してきたけれども、朝食の欠食、孤食、給食でも食べ物を粗末にする子が多い。給食センターだけで推進することは不可能。だから、弁当の日をつくることにしたという一遍の通知でこの事業は行われました。

食育基本法でも食育推進のために自治体の努力で給食の充実をうたっているのに、不可能とするのは教育的努力を投げ捨てるものではないかということ。同時に、家庭の食育力を育てるという仕事を、家庭の理解や納得を得る努力をしないで一方的な通知で行う、全く教育的やり方ではないと思います。

もう一つは、子育て世代の現状をとらえていないのではないか。今回のやり方の根底に、食の乱れは家庭の意識、意欲の欠如からだけ来るものだというとらえ方がありはしないかと思います。子育て世代が抱える貧困、労働の不安定さなど、社会的要因によって抱える困難さに寄り添うことなくして、食育推進はできないと私は思います。

三つ目は、多くの保護者が教育委員会に不信を持つ結果をつくっているということです。昨年の7月4日に、弁当の日などに関するアンケートが教育委員会によってとられました。市教育委員会は、アンケート結果は、結果的に基本的に賛成を得られているというふうに教育委員会で判断をしたわけですが、アンケートの結果は基本的に賛成しているなどというものではありません。このアンケートは、弁当の日を実施することを前提につくられていますけれども、最初の質問、弁当の日の通知文の内容について、「趣旨やねらいについてご理解いただけましたか」という問いに、「理解できない」と12%が答えています。そして、「大体理解できた」は51%、つまり趣旨が十分理解できない保護者が6割を超えています。そして、問6、「弁当の実施に当たり改善点は」、問7、「弁当の日の実施について」の余白に、多くの反対の声が書かれています。その他多数という声は一本に

まとめているけれども、その一本を一本として数えたとしても、600近い声が出されています。集計をしますと、問6の意見の66%、問7の意見の73%が、「やめてほしい」、「ねらいが納得できない」、見直しを求める声と回数減を求める声で、保護者の厳しい意見が寄せられていたのが現実です。しかし、弁当の日は実施をされてきました。

このやり方は、教育委員会に対する不信をさらに大きくする結果を生んだのではないかと心配をしています。1年余りが経過をしましたが、教育委員会のねらいの成果を教育委員会としてはどう評価しているのか、今後の方向性についてどう考えているのか、改めて教育長に伺いたいと思います。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの川上議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、昨年1年間弁当の日を実施して、その評価、それから今後の方向性についてというご質問ですけれども、弁当の日のねらいとしては、当初保護者の皆さんに配ったように、家族の方と子供と一緒に弁当をつくったり、きずなを深める機会とするということ、それから小学校の高学年や中学生は、弁当を自分でつくることにより食の大切さや給食をつくってくださる方等への感謝の気持ちを育てるということ、それから食べ物を粗末にしない子供を育てる、この三つのねらいで始めました。

学校では、教育活動全体を通して、健康教育の観点から食に関する課題を取り上げ、意図的、計画的に食に関する指導を行っておりますが、家庭においても、弁当の日を通じて子供とのコミュニケーションの場を多くつくっていただいて、食育の推進に理解と協力を賜っているものと考えております。

平成20年の7月には、保護者及び児童生徒を対象にアンケートを実施しました。今、川上議員の方からは、アンケート結果をどう読んだのかわかりませんが、反対が6割あるという、私の方は全然逆です。そのアンケート結果を読んでいる限りでは、賛成の方が多かったように読んでおります。それで、その中には、非常に弁当の日は楽しい、あるいは親とコミュニケーションがとれてとてもいいというような喜ぶ意見、保護者からは親の負担はふえるが子供の喜ぶ姿を見るのはうれしい、というような声もあります。

それから、弁当の日について、今、教育の観点からはふさわしくないんじゃないかというような話もありました。

こんなのを私は手に入れたんですけれども、今、全国的にも弁当の日というのをたくさんの方で推奨しています。これは香川県の先生が最初に、弁当の日は食育推進に非常にいいということでつくば市で講演をしたわけです、香川県から来て。川上議員はこういうのを知っているかどうかかわかりません。ですから、参考に持ってきたわけですが、それからいろいろな新聞でも取り上げていますけれども、今、こういうことから弁当の日を設定している県がどんどんふえているということが載っています。そういうことで、教育的に逆だということは私は全然考えていません。

それから、ことしになって、これは市内の中学校でアンケートをとっていただいています。これは私の方からお願いしたわけではありません。PTAの方がとってくださったやつですから、私の方で弁当の日をこれからやるための意図的なアンケートではありません。

これによると、総体的には、中学生ですけれども、「弁当の日ができてよかった」というのが70%です。表題には、「あっ、お弁当の日、やったー、お弁当の日」、両方ありま

すけれども、私はこれを見る限りでは賛成の方がずっと多いというふうに、そしてこの中で、中学生ですけれども、「弁当の日ができてよかった」というのは、中学校の2年生の女子は95%です。これが一番評価を得ている回答かなと思います。それから、女子の方が多いんですけれども、1年生の女子は82%です。それから、「弁当の日がつまらない」と回答しているのは、3年生の男子で、これは50%をちょっと切っています。でも、全体としては、70%がよかったというふうに答えてくれていますので、これからも弁当の日は続けていきたいと、今後の方向性としてはそういうふうに考えています。

なお、先ほど年間10回というふうに、川上議員弁当の日をおっしゃっていましたが、年間8回です。いろいろ見直しをした結果、今年度は8回ということで実施をするように計画をしました。

以上です。

○議長（今川英明君） ただいま11番松本和男君が出席です。

川上文子君。

○18番（川上文子君） 私もお持ちしました。「弁当の日がやってきた」という6月28日の講演、私行ったんですよ。教育長いらっしゃいませでしたね。話も聞きました。それから、ネットでもたくさんの配信があります。竹下先生という、香川県綾歌郡綾南町というところで校長先生をしていらっしゃる先生ですね。本も読みました。読みましたか。読んでないんだと思います。全くやり方は違うんですよ。私、お話も聞きましたし、本も読みました。たくさんのネットも見ましたけれども、確かに全国的に広がっています。この弁当の日というのが広がっているわけなんですけれども、そのもとをつくったのが、今言った香川県の当時小学校の校長をしていた竹下和男先生です。

この先生が始めたのをご紹介しますと、13年の4月です。このときに彼は滝宮小学校の校長先生でした。PTAの総会で、弁当の日を実施しますという説明をいたしました。今年度の学校経営説明の中で説明したんですが、そのときに何を言ったかといいますと、実施するのは5年生と6年生だけです。弁当をつくるのに必要な基礎知識や技能は、1学期をかけて家庭科の授業の中ですべて教えます。実施するのは月1回、献立を立て、食材を買うところから、調理して弁当箱に詰めるところまで、子供たちにさせてください。土曜日の朝、仕事に出かけるお母さんに、「お母さん、弟や妹のお昼ご飯は心配せんでええよ。僕自分でつくれるから」と言えるようにしたいと思っています。くれぐれも子供の弁当づくりを手伝わないようにしてください。

こういう説明の中で、学校の一つの経営方針として、この事業が行われました。校長先生は、事前に家庭科の担当教員や5年生、6年生を指導する担任の先生とも話し合っ、やれるかという相談をしながら、やれるという了解をとりながら始められました。しかし、そうはいっても、調理の経験もほとんどない子供たちにどんな弁当がつくれるのだろうか、家庭科の先生も「私も心配した」というふうに書いています。

しかし、第1回目は10月の実施なんだから、実質4カ月、家庭科の学習で簡単なものをつくれるかもしれない。そういうふうに家庭科の先生は思いまして、学習カード、お弁当づくりにチャレンジというカードをつくりました。学校の家庭科の授業では十分調理実習の時間が足りない。そういう心配を、5年生から6年生にかけてレシピがだんだん少しずつふえるようにすればいいじゃないかと、1品でも2品でもつくればいいじゃないかという形で、工夫をして取り組みました。

子供たちは、実際には基礎的な技術だとか技能は全く持っていないのに、それは大変楽しそうに取り組んだそうです。結果として、季節感を大切にしている子、学校で習ったことを生かそうとしている子、オリジナルのレシピを大切にしている子、どれをとっても予想に反して、とても真剣に子供たちはお弁当をつくってきたそうです。6年生最後のお弁当は、冷蔵庫整理弁当と題して、あるものでつくりましょうというテーマで取り組んだというふうに書いています。

2年間弁当の日を実施してみて気づいたことは、子供たちはやらせればできるということ、そしてやらせる側の保護者や教職員の方こそ大変だったのですが、そのことで大人も成長したのです。親の役目は、我が子を親がいなくても生きていける人間に育てることなのですから、子供の弁当づくりの手順のまずさ、調理の危なっかしさ、食材などのむだの多さ、後片づけの大変さ、経費がかかり早起きが必要、こういういいところを数えれば本当にはないけれども、ここを大人たちが本当に我慢をして見守る、そういうことでこの貴重な子供の体験ができるのではないか、こういう取り組みだったんですね。

綾南町という町は、人口2万人です。取り組んだ学年5年、6年129人ですから、言えばそれほど規模の大きくないところです。ここは給食をあいまいにしているかということ、決してそうではありませんで、給食は自校方式です。厨房の隣に全校児童が入れるランチルームがありまして、ほとんど冷凍、調理食品は使わずに地産地消で努力している、こういう町で、こういう調理に努力している調理員さんの力も大いにかりながら、この事業は行われたと書いています。

自分で弁当をつくってみれば、献立、買い出し、調理の大変さがよくわかる。弁当の日で身につけた技術が、家族に喜んでもらいたい気持ちを起こさせ、自立させる機会を逃してしまうことのないよう、実生活までつながってくれたらいいなというふうに願っていると書いてまして、月に一度、私は親がつくった弁当を持たせてくださいとは言っていない。時代が違うことは百も承知だからです。小学校の教師が教育の対象としているのは小学生です。弁当をつくる体験を通して、食を大切する、そして家族を大切にする時代の子供たちを私たちは育てたい。こういう思いで取り組んでいると書いています。

さらに、弁当をつくるためには、多くの学習をしなければなりません。食材の知識、調理の経験、鮮度や栄養、基礎をしっかりと学ぶ機会をつくるのが目的です。月1回の実施で目的は果たせます。栄養のバランスからいっても、月1回がいいのです。子供のつくる弁当は、給食ほど栄養のバランスがとれているわけではありません。自分の好きなおかずばかりを持ってくる場合があるからです。けれど、月1回が弁当でも、月トータルすれば栄養面からも問題になりません。4月は6年生は修学旅行の準備、6、7月は食中毒の心配から実施しませんでした。年間、5年生は5回、6年生は6回、回数をふやすことが目的ではないのです。こだわってはいません。学校給食はとてもすばらしい昼食を子供たちに提供しています。この仕組みを心から感謝してほしいというのも、弁当の日を始めた理由です。だから、給食をやめて弁当にしたいとは思っていません。栄養士がつくった献立は、栄養価のバランスにすぐれ、季節感にあふれ、味覚、聴覚、視覚、触覚を楽しませてくれます。それに、弁当ではどうしてもかなわないメニューの多様さがあり、自校方式だから温かく安い。弁当の日は学校給食感謝の日、ガスを使わせたことがない、包丁で手を切らないか、そうした心配が出る状況を改善をするのも、弁当の日の目的です。5年、6年で定着すれば対象を4年、3年に広げたい。そのためにはほとんどの保護者の同意が得られ

ることが条件で、広げることを急いではいません。給食費は、弁当の日の実施回数だけ学級会計に戻す方法で払い戻します。

ぜひ教育長、本を読んでください。彼は3冊ぐらい本出していますから。読んでみればわかると思いますけれども、全く取り組み方が違うんです。教育的努力の多さが全く違う。

つくばみらい市は、弁当の日というこのフレーズだけを見て、今、全国に広がりつつある運動の中身、本質を全くゆがめてしまったのではありませんか。どうですか。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

私も、竹下和男先生の弁当の日のすすめというのは、インターネットを通して読ませていただいていますし、ただ、細かい中身まではわかりませんが、まだ本は読んでいませんから。

ただ、今、議員がおっしゃったように、弁当の日をすることによって、食を大切にするようになったとか、家族のきずなが深まってきたとか、それから給食に対する感謝の心がわいてきたとか、いいことを今議員もおっしゃっていたわけですから、私は弁当の日というのはいいことだなと。細かく5年生だ、6年生だ、あるいは自分でつくる弁当だとか、そこまでの家庭へのお願いはまだしていませんけれども、ただ、弁当の日を実施するということは、非常に教育的に効果はあることだなと私は思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 取り組みの中身が全く違うわけですよ。今話した中身を聞いていただければわかりますけれども、食育基本法、学校給食法でも食育の力を育てるということ、学校には学校の努力として学校給食の充実を含めた努力を促しているんですよね。その努力、結局、自分たちではその努力が不可能だから、だから弁当を持ってくるって、教育委員会の一方的な通知でこの物事をやって物が解決するか。それは全く解決をしないわけですよ。

竹下先生がやられているのは、そういうあり方に基づきながら、同時に子育て世代の抱えている現状にも配慮しながら、どうやって子供の力を育てるか、現状の中で子供たちの力を育てる努力を、教育者として自分たちが責任を持つ子供に対して行う。やり方についても、保護者の了解、それから学級担任の了解、全体の了解を丁寧にとりながら、しかもその了解の中で、さらに物事が進むようにさまざまな学校の努力をしながら取り組んでいる。全く取り組み方が違う。この取り組み方の違いが、私は大変大きな問題だというふうに今の教育委員会の判断の中に私はあると思うんですよね。

昨日、給食費の質問に対して教育長は、給食費の滞納を一掃した中学校があると、まさに成果のように報告をされました。そのときにお答えになった中身を聞いて、私は大変唖然としたわけですが、教育長は、修学旅行費を直接子供を通じて持ってきてもらおうと、そういう手だてをとりながら、その中で「給食費の方が先ですよ」ということを添えながら徴収することによって給食費の滞納を一掃したと。これは私は、全くやり方として違うというふうに思いますよね。滞納の問題は、保護者と学校、または教育委員会の中で解決をしていく問題だと思うんですね。

給食費の滞納ですけども、実際には、今、大変な困難を抱える家庭が急増しているの

が現実です。昨年も言いましたけれども、国保税の軽減世帯、つくばみらい市、平成20年度の決算を見ても、40歳以下の世帯が924世帯あるわけですよ。この世帯がどれぐらいの収入かというのは、この間も言いましたけれども、給与収入147万円、大変な低い水準。給食費を滞納するというけれども、それをカバーする方策として持っている就学援助制度というのは、生活保護世帯の1.3倍、そこまでのものであれば、申請によって、この中にも条件があるわけですが、対象にするとしている。しかし、1.3倍の所得がどの程度かご存じですか。家族の中で1人病気になれば、また去年はその収入があったかもしれないけれども、ことしその収入がなくなる、失業している、そういう状態になる家庭もあるわけで、そういうさまざまな家庭の事情を抱えていろいろな事態が起こっている。それを滞納という側面だけ見て、子供を通じて、まさに子供をさらしものにするような形で徴収を図るというやり方は、私は全く教育者としてはあり方が違うと思います。

もし不徳の親がいたとしても、それは親の問題として、親と大人同士である学校や教育委員会の問題として解決すべきであって、子供を盾にその問題を解決すべきでは全くないと思います。

そういう姿勢がこの弁当の日にも通じているのではないか。孤食の問題、食の乱れの問題、家庭のところに問題があるんだから、お弁当をつくることによってというただ一片の通知で、父母とのいろいろな協議やいろいろな努力や、お弁当の日をつくってみましょうという一致点があったのならいいですよ。一遍の通知でこのことを行うという姿勢に、私は大きくその教育的な資質の不十分さというのを感じます。

竹下先生は、同時にこういう話を書いていまして、この本の後ろの方に、「反対する人はいなかったんですか」という質問がありました。それに答えています。1回だけですが、教育委員会に弁当の日をやめてほしいという電話があった。親は、学校や教師の批判は、我が子が登校しているうちはなかなか口にできません。それでも不満が私のところに届くというのは、口に出さないけれども我慢している保護者はもっとたくさんいるということでしょう。教師はいつもこのことを心にとめておくことが大切です。親は学校のすることに協力だけしてくれればいいと思っているうちは、本当の教育にはなりません。「学校があれだけ頑張っている、親も頑張らなくてはい」と思ってくれるような仕事をしなければいけないし、それをしっかり伝えるのが説明責任ということでしょう。反対していた子供や保護者が、やってよかったと思ってくれる弁当の日にすることが、学校の責任です。弁当の日によって実現した子供の成長が、子供や保護者への返事であり、お礼です。弁当の日という宿題で、子供がどのように成長したかを調べるのは教師の仕事です。でも、その弁当の日によって一家団らんの食事をするかどうかは、子供たちの家庭の問題です。弁当の日を実施すれば、そのうち一家団らんの食事につながっていくと確信しているので、そんなことを調査することは必要としなかったのです、というふうに書いています。

竹下先生は、学校や地域の実態に沿った弁当の日の取り組みをしてほしいと言っています。ここは小規模校です。この先生は中学校にも異動します。しかし、あり方としては、それぞれの学校の実情に合わせて、どうできるかという苦心の中で物事を行ってきています。

ところが、つくばみらい市は、一遍の通知で全小学校、全中学校、これは伝わりませんよね、学校自身の努力、教育委員会の努力も前段に全くされていないわけですから。子供に家庭科の授業を通して食事をつくれる力をつくってくれたらどんなに親は助かるだろう。

そういう教育実践は、親も大いに歓迎すると思いますね。竹下先生がやられたのは、そういう事業だ。しかも、彼は、このささいな実践が地産地消の運動にリンクして、日本の農業が変わっていくことを願っていますとも書いています。私は、こういう努力こそ今必要ではないかと思います。

市でも、地場農産物を生かした給食の実践をしてきたはずです。100%市内産で、お米や卵やトマトやシイタケ、今、学校給食に供給されています。学校給食の扱っている農産物の半分以上が市内のものです。県内に広げれば、農産物の7割近くが県内産のもので市の給食はつくられてきている。大変この市の給食の大きな努力は、この間進められてきたと思います。さらに自信を持って充実の努力を今進めるべきだと思いますし、食育をどう推進していくのかという、自治体として何をすべきか、そして教育委員会の役割は教育の場で何なのかということについて、私は基本から議論をやり直すべきではないかと思います。教育委員会のメンバーの方も、ぜひ本も読み、ほかのところの実践を丁寧にフェアな立場で見て、判断をすべきだと思います。10日間の弁当の日、食材高騰によって減らされた7日間も含め、給食の再開の再検討をぜひしてほしいと思います。

昨年8月の質問のときに教育長は、1年なりたった時点でアンケートなどをもって、再度この事業については協議をしていくというふうにお約束をされたはずですが、学校のPTAの現場の判断は、大変お弁当の日で苦労しているという実態も出されています。好意的に受けとめられているかと言ったならば、決してそうではない。そういう努力もこの間の中でされてきたとはとても言えないのが実態だと思いますので、1年たちました。アンケートなどをもって再度協議をしようと言った教育長の昨年のお約束どおり、再度協議をしていくことを求めたいと思います。再度ご答弁をお願いします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、最初に、給食費の未納者に対して、修学旅行費よりも先ではないかと言ったことについては、これは子供に話したわけではありませんで、保護者に話しているわけですから、何も直接子供と話をし徴収したわけではありませんで、おたくはまだ給食費が未納になっていますよと。食べたやつを払わないというのは、まず食べたものは払うべきだと、これはだれが考えても当然の理論ではないかなと思っていますので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから、地産地消の話もありましたけれども、これについても、今、農家の子供でありながら、自分の畑で何がつくってあるのか、何がとれるのかわからない状態が非常に多いと思います。したがって、自分の畑やなんか子供たちが行って、自分の畑でどんなものがとれるのか、食材になるのはどんなものなのか、食の教育ですね。こういう勉強をするのもいい機会だなととらえています。

それから、1年たったアンケートということですが、今、学校教育部会の中の健康教育部会というのがあるんですけども、この健康教育部会で、食生活に関する調査ということで、弁当の日だけに限らない、もっと幅広くしたアンケートをとるようにして、今、原案をつくっております。こういう原案ができていますけれども、これで間もなく全幼稚園、それから小学校、中学校の子供たちからとる予定であります。

以上です。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 教育委員会全体で、竹下先生の取り組んでいる実践をぜひ学んで、再度この事業のあり方について検討していくことを強く要求しておきます。よろしいですね。

次の質問に移ります。

2番目の質問に入ります。きらくやまの施設の活用について伺いたいと思います。

平成20年度の決算を見ますと、このきらくやまの施設の福祉館の管理委託料というのは7,254万円、世代ふれあいの館の管理委託料が2,651万円、合わせますと9,906万円、約1億円かけてきらくやまの施設の管理委託をしています。

この施設の利用状況、資料を出していただきました。合併前と合併後を見てみますと、すこやか福祉館、平成17年度合併直前を見ますと、平成17年が8万4,996人、合併をした平成18年8万9,803人、昨年ですが、平成20年が10万2,268人、世代ふれあいの館が平成17年が2万2,072人、平成18年が4万2,600人、平成20年が2万8,439人という数字が出ますけれども、出されました平成15年から、決算資料だと私の手元は13年から見れるんですけども、そこも含めてですが、出された15年から平成20年のところまでを見て、全体の流れを見てみますと、さっきのポイントでの数字はそうなんですけれども、すこやか福祉館、平成20年度10万人になったという数字が出ていますが、オープン当初からずっと10万のこの数字は出ていたんですね。平成17年でちょっと落ち込んでいて、18年からすこやか福祉館全体の入場者数はふえているんですけども、中身を見ますと、浴室利用者は減っているんですね。ふえているのがその他ということで、再度確認をしましたらば、平成17年、18年のところから約2倍ぐらいにふえているんですけども、これはゲートボール場の使用、ゲートボール以外に使用した人もカウントするようになったということで、ここが7,000人とか、かなりの多くの人数がゲートボール全体で数値が上がっているということがありまして、実際に10万人という数自身というのは、当初の10万人のカウントよりも実際にはもっと下回る数字になるわけですね。ですから、当初人数まで戻ったというのではなくて、入場者数は減っているというのが現状なのではないか。

それから、ふれあいの館についても、平成17年度入場者数からすると大変落ち込む、それが18年度にぐっと上がるんですけども、その後は19年、20年という形で下がっている。ホールとその他ということで分けてありますけれども、流れを見るとそういう状況です。

全体の利用人数を見ますと、合併後、少なくとも全市民的な施設となっているとは、とても言えないのではないかと。もちろん合併したからといって、それぞれの町村にあった施設が全市の市民が利用する施設というふうには、施設のあり方もありますから当然なるものではないと思いますけれども、しかし、きらくやまというのは大変広い敷地を持っていて、1億円をかけて管理している市内唯一の福祉の拠点施設でもあります。立地条件の厳しさはあるけれども、その中には大変多様な施設があるわけで、魅力的な施設をたくさん持っている。この間も、職員の方たちが、先週も伺ったいろいろな努力をして、事業の活性化に努力しているということが語られていました。いろいろ努力もこの間されてきたと思うんですけども、さらにもっと多くの市民が利用できる施設として生かすことが必要じゃないかと思っています。

合併前と合併後、きらくやま各施設の利用状況をどう見ているのか。私は、さっき言ったように見たわけですけども、担当のところではどう見ているのか。今後、調理場の活

用も含めて、より市民に利用してもらう方策を私は考える必要があると思うんですが、どう考えているのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） きらくやまの施設の活用についてというご質問ですが、合併前と合併後の利用状況でありますけれども、すこやか福祉館では、私の方では1カ月平均にしちったんですけれども、17年度は、旧伊奈町のときには7,600人余り、それから20年度、最新の20年度では1カ月平均8,500人ということで、川上議員はさっき年間の数字で言ったんですが、若干ふえていると、単純に比較して増加になっているというふうに見ております。これの約8割方は、おふろに来ての方ということでございます。

次に、ふれあいの館ですけれども、これは旧伊奈町のときも余り変わっていないのかなと。これも1カ月の平均ですけれども、約40団体前後の方が利用しているというような状況であります。合併によりまして、旧伊奈町の人ばかりではなくて、当然旧谷和原村の人たちも利用できるよというふうに思っておるんですが、なかなか遠い人もいますので、利用しにくいこともあるのかなと思いますけれども、市としましては、福祉協議会に全面的に委託をしておりますので、福祉協議会の方で、身近な施設になるように、福祉まつりであるとかこどもまつり、こういったイベントもやっておりますけれども、広く多くの市民の方々に利用していただけるよというふうに思っているわけです。

それから、調理室のことがありましたけれども、今、使ってはおりませんけれども、これは修理が必要になってくるところなんですね。一部は使えるところもありますけれども、今後はこれも有効的に活用できる方法を探っていきたいなと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、財政的に費用がかかるということがありますので、こころも考慮して検討していかなくちゃいけないかなと思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 食堂の話が出ましたけれども、すこやか福祉館の食堂、かつて丸松が営業していたんですけれども、採算がとれないで、6年前11月に閉店となりました。その後、食堂は、お昼の食事場所という形で利用してもらってまして、デイサービスの昼食とひとり暮らしの方への宅配についてはパートを雇って福祉協議会の直営で行ってきたけれども、そのデイサービスも、昨年3月、特殊浴槽が故障したことをきっかけに、このデイサービスも行われなくなりました。一昨年10月に、コミュニティバスの運行と引きかえに直通の福祉バスがストップしたことで、これまで通ってきた高齢者の中で何人か、かなりの数ですけれども、足が遠のくという結果になったんだと思うんですね。

あそこに売店があって、手をつなぐ親の会というのが売店を開いていますけれども、かつて売り上げは1日2万円から3万円だったけれども、今、1日3,000円売れると、よかったねという声が出る状況だというのが現実だと言っています。売れないからやめる、壊れれば使用しないという、こういう市の対応は非常に後ろ向きじゃないかという声も出されていて、この間の取り組みは、あの施設を生かすということからすると、極めて私は消極的な取り組みじゃなかったかなと思うんですね。もっと積極的な取り組みで施設活用していくことが必要だと思いますし、大変立地が悪いですけれども、谷和原地区の人にとってもそれなりの利用ができる、わざわざ遠足で来る子供たちもいるわけですから、そ

ういう形での積極的な取り組みが必要だと思います。

その一つとして、今、部長が出した食堂なんですけれども、軽食でいいから営業してほしいという声の方が大方の意見です。なかなかそうはいっても集客人数が少ないですから、営業としては成り立たないわけで、すこやか福祉館という施設のあり方からすると、障害者だとか高齢者の方々の働く場としての食堂という、そういう形で新たな事業を行うことが必要なのではないかと私は思います。

利用者のマナーも当時大変苦勞があったわけで、そういうことから考えると、営業よりも、さっき言った福祉事業の方が理解を得やすいと思っています。今、大変雇用が深刻ですから、一方で、うつ病含めて心の病も増大してしまっていて、障害を持つ方々の働く場は極端に少ないのが現状ですから、そういう状況もありますし、市内も高齢化率が高まっていますから、定年後何らか社会参加したいという高齢者もいるはずなので、あそこ自身を改修をして、何らかの働く場として要請すれば、NPOなり何なりの団体が参加していくという機会になるんじゃないかと思っています。

先日、障害者団体から食堂を使わせてほしいという申し出があったときに、厨房機器の修繕費用がかさむということで市長がお断りになったということで、これは大変残念だと思うんですね。厨房施設も、見ましたら大変規模が大きいですよ、もともとの設置の規模が。修繕すると、ちゃんと見積もりは出してないけれども、二、三百万円かかるという話を担当の方が言っていましたけれども、あの機器を修繕するのではなくて、もっと実態に合った事業用の厨房施設で、容量が集客に合わせる形のもので設備の入れ直しをして、障害者団体だとか、シルバー人材センターだとか、市民団体とか、新たな手を挙げる団体などを募りながら、ぜひあそこを開くということも積極的な姿勢を示すという一つの大きな取り組みになると思うので、その点について部長はどうでしょうか。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 調理室の有効活用ということでのご質問ですが、確かにあそこは食堂ということで、6年ぐらい前までは食堂として使っておりました。軽食でもいいからやってもらえないかという意見があったということですが、福祉課の方で平成19年のときにアンケートをとったんですよ、利用者に対して。19年10月の1カ月間でしたけれども、「施設に望むことは何ですか」という項目の中で、軽食でもいいので昼食をとれるようにしてほしいという意見については、200何人のうち5名ぐらいしかいなかった。少数というか、そうはいなかったんで、今までの経過からすると採算もとれないという状況もありましたので、食堂として食事をする場所としてやるのはどうなのかなという考えがこのときにあったので、そのままになってきたという経緯がありますけれども、ただいま川上議員さんが言われたように福祉施設なので、あそこを就労の場とか、そういう考え方はいいと思いますが、これからそういうことも含めて有効活用できるように検討していきたいなど。

さっきも言ったように、経費面というか、財政面もありますけれども、やはり使うのであればその内容に応じた改修ということをしていかないと、違った改修しても意味がないので、そういうことを含めながら検討していきたいと思います。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） ことしすごく桜が見事だったと、きらくやまの。前、設置され

たとき、桜をいっぱい植えたからいつか見事になるよと市長が言っていたのを覚えているんですけども、かなり見事な桜。滑り台の改修も、今回、地域活性化資金で1,500万円かけて長い滑り台の改修をするわけで、子供たちも、ゲートボールだとか楽しむ高齢者も含めて、非常に広い敷地で、野外ステージもあるわけで、そういう点ではいろいろ魅力の引き出せる施設なんだと思うんですね。

さっきおふろに通っている通常の利用者のところでは、その意見だったのかもしれませんが、そういう野外や世代ふれあいの館の利用者なんかも、お昼時にちょっとそこで食事ができれば大変助かるということが起こるわけですから、昼食もとれないと、あそこは立地的にも周りにコンビニがあるわけでもありませんし、そういうことからすると、食堂は一つの積極的な方策の一個だと思いますけれども、谷和原地域に住んでいる住民の方からも、行ってみたい、行ってみようという施設の積極的な取り組みというのをやっていく必要があつた施設はあると思っていますので、ぜひ今後の中で具体化をしていくことを望みたいと思います。

食堂については、前に私が質問したときに、町長もしばらくの間静観したいということで、しばらく期間を与えて考えてみたいと。課長も検討する期間を持ちたいということで、これは2003年の答弁ですからかなり検討する期間もあったわけで、新たな切り返しの事業としてぜひ取り組んでほしいと要望します。

それでは、3問目の質問に移ります。

空き地の草刈りについて、これも昨年12月に取り上げて、今回で二度目です。解決をしていないものですから、再度取り上げます。

繰り返しますが、つくばみらい市の環境保全条例で、第41条に、空き地の所有者は、空き地の適正な管理をしなければならないと定めています。42条で、市長は、その管理が不良状態にある場合については指導助言をします。43条で、指導助言を実際に履行しなかった所有者に対しては、必要な措置をとるよう勧告すると。勧告に応じなかった場合については、44条で命ずるということになっているんですけども、指導して勧告して命じても従わない所有者には、実際には何の手だてもとれないというのが現実です。

担当者は本当に苦労されています。私も昨年からかかわっているところが、いまだかつて刈ってもらえないという状況で、何度も何度も通知を出しているということだと思うんですけども、しかしその努力が生かされないのが現実で、私は、ある一定この条例の見直しをして、強制力を持つ条例改正が必要だと思います。

そのときに、答弁は、罰則規定を設けるとなるとなかなか難しいという答弁をされました。そのときにも言いましたけれども、基本的に条例の罰則規定を含めてどうやっていくのかということについては、地方課に確認しましたのを再度繰り返します。他の規則、規定の罰則とのバランスや他市町村の例を参考に、市町村の判断で定めると。地方検察庁との任意の協議を行って決めるというものであって、検察庁との協議は任意なので、法的な定めに基づくものではないというふうに地方課が言っています。

この間も、その質問のときにもですけども、ほかの市町村の様子も調べられたり、いろいろこの間努力もされてきたんだと思うので、再度、この条例の改定、罰則を含めた条例の改定を望みたいと思いますけれども、この間の検討結果についてご答弁をお願いします。

○議長（今川英明君） 市民経済部長中川 修君。

〔市民経済部長 中川 修君 登壇〕

○市民経済部長（中川 修君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

空き地の草刈りということでございますが、私たち市民は安全で快適な暮らしを望んでおりますし、またそういう権利もございます。しかしながら、本市も都市化の進展等によりまして、生活環境等におけますさまざまな問題等も発生してきている状況でございます。平成20年度におきまして、市に寄せられた生活環境における苦情件数は約230件で、そのうち空き地の管理に関するものが185件ございました。

本来、土地の所有権を有する者には、空き地を良好な状況に保つように維持管理を行う責務がございます。多くの土地所有者の皆さんには、きちんとした維持管理を行っていただいておりますが、苦情を提出されている185件につきましては、市内に住所を有しない、市内に居住していないケースがほとんどでございまして、土地の所有権と申しましうか、土地についての管理意識が希薄化した結果によるものというふうに考えてございます。

そこで、市はどうするかということでございますが、草刈りについて強制力のある条例改正ということでございますが、住宅地等に隣接いたします空き地が管理不良状態にある場合には、川上議員からご紹介がありましたように、環境保全条例に基づきまして、空き地の所有者に十分な管理をしていただきますようにということで通知をお願いをいたします。この通知、そしてさらなる再通知ということで、ほとんど問題が解決しているものと認識はいたしております。

しかしながら、そういう手続を踏みましても、最終的に残された幾つかの問題事例がございまして、それをどうするかということであります。近隣の市や町における罰則等の規定等の有無についても、また新たに調査をいたしました。

罰則規定を設けてございますのは、やはり土浦市のみでございます。そして、牛久市では行政代執行ができる規定ということで整備がされてございます。しかしながら、その土浦市、牛久市においてそれぞれの規定がございまして、実際に罰則規定等を適用させた事案は今までないということでございます。

県外のとある市では、罰則規定と代執行と両方の規定を設けているものの、やはり事務手続の上で煩雑、あるいはまた時間もかかるということから、強制力の行使は実際は適用されていないというようなことでございます。

地方自治法に基づきまして強制力を持たせた例規として整備することは実務上難しいことではないと思います。しかし、先ほどもご紹介申し上げましたが、土浦市や牛久市の例を見ますと、強制力のある条例が管理不良地発生のための抑止力、または管理不良地を一掃するための特効薬というふうには言いがたいと感じております。さらに、その条例の現実的適用ということになると、手続、労力、時間、経費と多くの問題が残されるということでもあります。

そういうことでございまして、市といたしましては、罰則等について調査研究は進めてまいりますが、現実的に考えた場合は、しばらくはこの環境保全条例を基本といたしまして、空き地の所有者または管理者に対し、根気強く指導または助言により実効性を確保してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（今川英明君） あと1分30秒です。

川上文子君。

○**18番（川上文子君）** 土浦市も、問い合わせをしましたら、実際に罰則今までやってないけれども、もうやるしかないかという議論をしているところだという話です。守谷市についても、罰則ないわけですが、考えていかなきゃいけないということで担当者は言っていました。現実的には、どう判断するかということは難しい問題があるかと思うんですね。どの程度だったら罰則にいくかというのも含めて。

ただ、現実には、私がかかわっているところについても、大変広い空き地を横に持っているわけで、洗濯物が外に干せない。ブタクサなんかの花粉だとか、白い綿毛なんかもくっついてしまって、窓もあけるのが大変だという状況もあったりして、大変深刻ですし、これから冬に向かうわけですから、現実、解決するために、条例改正も含めてですけれども、実質を伴うことが大事なので、ぜひ刈る努力を、刈らせる努力を、現実的に刈ってもらう努力を担当のところで強く進めてほしい。そのときに、罰則という考え方が抑止力として一定有効だと私は思うんですけれども、そこも含めて検討していただく。いつまでもこの状態でそのまま放置ということは許されないので、再度強く言っておきます。担当部の責任として。

以上です。

○**議長（今川英明君）** 次に、12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○**12番（古川よし枝君）** 12番の古川です。3点質問通告していますので、順番に質問させていただきます。

まず、最初に、国民健康保険の事業について質問させていただきます。

地域の中でも、医療費が払えない、それから退院をするんだけど入院費が工面できないという、そうした苦痛な相談は少なくありません。医療費の全額を窓口で払わなければならない資格証明書の被保険者ばかりか、短期保険者証を持っている方も、正規の保険証を持っている方ですらも、3割の窓口負担が重くて受診を妨げている、そういう実態も全国あちこちで起きています。

一方で、医療機関の窓口で発生する未収金も大問題になっています。厚生労働省の医療機関の未収金問題に関する検討会は、未収金の最大の理由が、患者が医療費を支払うだけの資力がなく、それほど生活が困窮している、このことだというふうに報告しています。

そこで、そのことを踏まえて厚生労働省は、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応についてという通知を都道府県等の担当部局に出しています。

既にご承知だと思いますけれども、その通知では、保険者は特別の理由がある被保険者に対して医療費の一部負担を猶予または減免することができる」と定めている国保法の第44条、この一部負担金減免の制度、この適切な運用と、それから医療機関や国保、生活保護の連携によって、きめ細かな対応で一定程度の未収金の未然防止が可能だとしています。そして、具体的には、国保法で定めています一部負担金減免等の適切な運用、それから生活保護の相談、そして無料低額診療、この事業などの推進を指示をしています。

厚労省が一部負担金減免等の積極的活用を呼びかけた動機は、医療機関の未収金を未然に防ぐ、このことにもあるように思いますけれども、その背景には生活困窮があり、窓口負担を苦に手おくれになるということも少なくない。ですから、窓口負担が心配で医者にかかれない人を救済する。そのための制度としても、一部負担金減免等の積極的活用をすべきだと私は思っています。

実際、これを行うのは保険者である市町村で行うわけですが、全国では、この法第44条の1項の規定に基づいて定めている条例や規則を整備しているのは、全国では55の自治体が整備をしている。そもそもこの法に基づいた市町村の特別の制度や基準がなくても、保険者は申請があれば受け付けなければならないというふうになっているわけですが、しかし実際には半数の市町村が実施をしていないというのが実態なんです。

当市では、国民健康保険条例施行規則第31条で、一部負担金の減免、徴収猶予を定めていますが、取り扱いはいまだ1件もないと聞いていますが、今回の厚労省の通知についてどのように受けとめておられるのか伺います。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） お答えいたします。

医療費の一部負担金の減免についてということでございますが、減免及び徴収猶予につきましては、つくばみらい市の国民健康保険条例施行規則、ただいま議員がおっしゃったように第31条に規定されております。この中身は、震災、風水害、火災などの災害により死亡し、身体に障害のある者となり、または資産に重大な損害を受けたとき、2番目が、干ばつ、冷害等による農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき、3点目が、事業業務の休廃止、失業により著しく収入が減少したとき、4点目としては、これら1から3の事由に類するという事で、似たようなことで事情があった場合と、こういうことでございます。

現在、医療機関での未収金が問題になっております。国では、特に生活困窮が原因である未収金について、一部負担金の減免制度の適切な運用が必要であるということで考えております。こういった通知も自治体の方に来ております。

この未収金につきましては、医療機関等の回収努力を行うことを前提に、保険者、つまり市がこの徴収制度を運用することが必要だと、こういうことも言っておられます。

ということで、この一部負担金減免制度及び保険者徴収制度の運用につきましては、国においては、これからモデルとなる団体を選んで事業を行っていくということが言われておりますので、こういったモデル事業の結果を踏まえて、ある一定の基準を示すんじゃないかということで、予定されているようでございますので、こういったものを注視しながらこの減免制度を運用するための基準を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 市民は、こういう制度があるということをほとんど知らないんじゃないかと思うんですね。だから、まず、きちんと知らせることが大事だと思うんですね。

茨城県は、申請が2006年度に2件あって、実際には1件がその減免制度を実施したということで、大変おくられているわけですが、今、部長から国のモデル事業の結果を見て考えていくというふうに答弁がありましたけれども、そういう中ですが、全国の実施状況を見ますと、2006年度100件以上の件数を取り扱っている自治体は、広島を初めとして大阪、鹿児島、京都、兵庫、東京、宮崎、この7都道府県にあるわけです。

その中でも、参考になればと思うんですが、減免実施が1年間で2,002件となっている広島県、これはほとんどが広島市なんですけれども、広島市では、窓口負担が困難

な実態をつかめるのは医療機関の窓口であるから、その医療機関がこの制度を知って患者の申請を行うことが、一部負担金減免を有効に活用する一番の近道だということで、一部負担金の減免制度やその手続の仕方について、保険医療機関へのお願いという文書で配布をしているんですね。きょうも担当課長の方には参考ということで提出をしたんですけども、そういうことでこの制度を知らせている。

また、広島市の中では、これから当市も基準を決めるということでしたけれども、既に減免対象基準を決めているんですね。広島市の規則は、困難な人には減免をすることができるという大変短い規則なんですけれども、内規として、恒常的に生活が大変な人、そういうところへの配慮がされているんですね。それで見ますと、申請月前の3カ月間の収入平均が生活保護基準の130%以下の世帯、しかも110%以下であれば全額を免除すると。そういうことで、低所得者への配慮がされていくわけです。

ですから、先ほど市の基準の中で、例えば災害や農作物の不作、それから事業の休廃止や失業によって収入が著しく減少したということも含めてですけれども、それ以外にも、低所得者への配慮なしでは生活困窮者の救済にもならないし、政府が言っている未収金の問題の解決にもならないということなので、ぜひこれは今後丁寧な市民へのお知らせ、そして基準の中に、今言ったような低所得者、恒常的に生活に困窮している、そういう人たちを救済するということで、規則の中に具体的に積極的に活用を進める上で決めてほしいと思うんですが、この点ではモデル事業を見なければわからないと言っているわけですが、政府のモデル事業の中でもそのことを言っているんですね。ですから、ぜひそのことを踏まえて基準をつくってほしいと思うんですが、再度、部長、そういう心づもりをされているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 運用基準については、先ほど申し上げたとおりでございます。

茨城県内では、まだ申請受けてこれを利用している、あるいは減免しているというケースは一つもございませんね。そういう状況ですが、ただいま国の考え方もだんだん、こういう時代ですので、経済状況が。何とかしなきゃならないということでやっていくと思うんですね。市の運用基準につきましても、それらを見ながら、先ほど申しましたようにモデル事業がありますので、ある一定の基準を示してくれると思うんですよ。それを見ながらつくっていききたいなと、検討していききたいと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 政府はこの9月から半年間モデル事業をするということで、各県で一つの自治体というふうにつけているようなんですけれども、当然、このモデル事業をしていく裏には、財源の確保についても検討されているというふうに思いますね。

ことしの6月に厚生労働委員会で、一部負担金減免の積極的活用を求めるという議論の中で、日本共産党の小池さんが、災害などでの事情がなくても低所得者の医療を受ける権利保障のための減免制度は重要だと。厳しい財政状況で減免制度への二の足を踏む自治体も多いんじゃないかということを指摘してきました。そういう中で、自治体の取り組みを国としても支援して、国の責任で制度の拡充を図るべきだということを大臣に求めたんで

すね。そのとき当時の大臣、政権が変わりましたので大臣はかわると思いますが、しかし国会での議論はやっぱり生きているわけですから、その中での答弁は、全国統一のガイドラインを検討、それから特別調整交付金を使って負担分の半分ぐらいは負担ができないか今検討していると。そして、問題はセーフティーネットの一つとして活用していきたいというふうに答弁をしている。

ですから、ぜひ市でも、この事業をより活発に、積極的に、そして低所得者を救済する意味で進めていってほしいと思うんですね。その際にも、財源の問題ではきちっと国会でもこういう議論をしていますので、財源を確保する、そういう声もぜひ上げていくべきだと私は思います。ぜひそのところは頑張ってもらいたいと思います。

それで、今回、生活困難者、医療費が払えない人の救済だということなんですけれども、本来ならば医療保障もきちっと再生して、安心して国保の保険料を払える料金、そして窓口では負担の心配がない、そういう仕組みを確立することが大事だと思いますけれども、直面する患者の困難の解消策としては、まだ市民には知られていない減免制度の積極的活用、このことをぜひ強めて進めていっていただきたいと思います。そのことを要求して、この質問を終わります。

○議長（今川英明君） 古川議員、質問の途中ですけれども、あと2問ありますけれども、時間の関係で暫時休憩をしたいので、休憩をしてからあとの2問お願いしたいと思います。

ここで暫時休憩をします。

2時半に再開します。

午後2時20分休憩

午後2時30分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

古川よし枝君、残り44分です。

○12番（古川よし枝君） 2問目の質問に入ります。介護保険の介護認定システムの再見直しについて伺います。

4月にスタートした介護認定システムは、10月から再度見直しがされることになりました。4月に実施された要介護認定システムについて、厚生労働省は、一律に軽度に判定されるものではない、客観的な判定だと説明してきましたけれども、7月28日の検討会で、非該当及び軽度者の割合が増加したと述べて、新しい認定システムで認定が軽度化する事実を認め、見直しを決めました。実施前から多くの介護関係者からの懸念や批判の声が寄せられていたにもかかわらず、強行した厚生労働省の責任は重大だと思います。

見直し案は、利用者への74項目の聞き取り調査のうち、43項目の基準を見直すとしています。実際に行われている介助で、機械的に判断するのをやめ、行われている介助が不適切な場合は適切な介助を選ぶことにする、こうした基本的な考え方に変えました。

もう一つは、座位の保持、座っていることができるかどうか。その判断を新システムの中では1分間でできれば自立だというふうにしましたけれども、これを10分間でできるというふうに変更する。また、洗顔や洗髪などは、実際の行為がなくても、タオルで顔や頭を拭くことで代替として評価する。もう一つは、例に挙げますと、ポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排尿、排便の介助に含まないというふうにしておりましてけれども、これも回数にかかわらず排尿、排便後の後始末として評価するというふうに、個別の

17項目の基準を変更しました。

10月からは、見直しがされた基準で要介護認定が判定されますけれども、実際4月から9月の間に認定を申請された方は、欠陥の判定基準をもって認定が判断されているわけですから、そのことについての対応はどういうふうにしていくのか、お聞きします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 介護保険につきましてご答弁申し上げます。

要介護認定につきましては、本年4月より新しい基準に基づきまして認定を行っているところでございますが、厚生労働省では平成21年4月に要介護認定に係る検証・検討会を設置し、今回の見直しによる影響について検証されました。その結果、多くの調査項目については、自治体間のばらつきが減少する傾向にある一方、幾つかの項目についてはばらつきの拡大が見られること。また、要介護度別の分布については、中、あるいは重度者の割合に大きな変化がない。重い人については大きな変化はないけれども、非該当あるいは軽度の人たちの割合が増加したということが明らかになったわけでありまして。そこで、平成21年10月から再度見直しをされることになったわけでございます。

市においては、この4月から7月末までですけれども、新たに認定者が85人おりまして、これらの方につきましては、10月から見直しがされますので、個別にパンフレットを直接送付して周知してまいりたいと思っております。

さらに、介護を受ける方というのは老人の方が多いので、このパンフレットを送ってもなかなか理解できない方もおられると思いますので、実際の介護関係の事業所に対しましてもこのパンフレットを送付して、ケアマネジャー等に周知を図って、認定結果が実情と一致しない旨の相談に対しまして、区分変更の申請ができますので再申請を促していただくというようなことで、新規にこの4月から申請された方が不利益にならないように周知徹底を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 部長から今回の国の調査の結果が若干述べられましたけれども、厚生労働省が公開した全国のデータによると、新制度で非該当と認定される人は昨年の同時期から比べて3倍近くふえた、大変にふえたわけですね。それから、非該当、要支援1、2、要介護1という比較的軽度の人4.1ポイントもふえたということで、実際は多くの人が必要なサービスが奪われたと、こういうことが実際に起こったわけです。

当市では、先ほど7月までの人数が出ていましたけれども、4月から8月までに実際に新たに介護認定の申請をされた方が111人というふうに担当課の方から聞いているんですけれども、そのうち非該当となった方が2人なんです。わずかとはいっても、2人はこの新しいシステムで非該当になってしまったということなんです。だから、私は、非該当になっている方、わずかですけれども、この方にもぜひ通知を出して、再度認定を申請してほしいということで、きめ細かな通知が必要だと思うんですね。もちろん事業所にも出していくということですから、私はこの間ケアマネジャーさんとも何度か話をしているんですけれども、もしかしたら新しい認定では非該当になってしまうかもしれないと、そういう心配がたくさん来たんですね。ですから、そういう点では今回の見直しというのはきちっと一人一人にお知らせをしていくことが大事だろうと思うんですね。

それで、この問題なんですけれども、国の責任だと思いますけれども、もちろんサービスを受ける人も、それから市町村の担当課も大変な混乱が起きているわけなんですけれども、こういう問題が起きたというのは、国会の論戦でも明らかにされたんですけれども、要介護認定システムが、軽度者をふやす目標値や縮減できる給付費の額をきちんと記入している、内部文書というんですけれども、そういうものがあつたと。そこから起因していることが明らかにされているわけです。ですから、今回のこの経過については、サービスの上限を決める認定制度がさらに給付抑制を引き起こすのではないかという今後の問題を示していると私は思います。

そこで、6月の議会で、私は、4月、5月の市の実績から、認定の更新者のうち軽度判定された方が38%いる、経過措置がとられているけれども、今回の調査による判定結果を利用者に知らせるべきではないかというふうに質問したんです。部長は、40%以上は前と変わっていない、問題はないと答弁して、この判定基準についてきちっと問題をとらえていなかったのではないかと私は思うんですね。国のやることですから仕方ないということがあつたとしても、現場としては直接そういうことがリアルに伝わってくるわけですから、国のやることだから仕方ないだけでは、住民の利益を守ることはできないのではないかと私は思うんです。その点について、部長の見解を聞きたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） ご答弁申し上げます。

旧システムに認定のばらつきがあるということで、だれが審査しても同じように判定ができるようにということで、この4月から新しいシステムに見直しをされたということでございます。非該当を含めると8区分に分かれますが、国の方では、検討会等を通して3万人の人をモデルにして検証したわけでしょうから、その中でほとんど差がないんだと、こういうことで私どもにも通知が来ておりました。私も、ああ、そうなのかなということと理解しておりましたので、問題はないという答弁をいたしました。

ただ、この半年というか、この間にいろいろ問題が出てきたということも事実ですね。軽度に見られる。ただ、これも、私が思うのは、介護を受ける方の状態というのが変わったりしますよね。ずっと同じ状態で比較できればいいと思うんですが、よくなる場合もありますから、だから単純に軽度になっちゃうんじゃないかということも言えない部分もあると思うんですよ。ただ、国においては、軽度に見られるということである程度認めておりますので、今回の見直しというのは、そういう点で見直しをされたんだなと思います。

私どもも、やはり決められたことをきちんと適切に判定して、それで介護を受けられる方が必要な介護が受けられる、サービスが受けられるように、そういうことで事務の方もやっていかなくちゃならないと、こう思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 確かに、軽度38%という数字出ていますけれども、実際にその人の様態が変わる場合もありますので一概に言えませんが、しかし、いろいろな事例を参考にして、介護関係者は、これは軽度にし過ぎたと。同じ状態で見たとしても軽度にし過ぎで、判定が軽度だというふうな声を上げたわけですから、当然、市でもケアマネジャーさんが対応しているわけですから、ぜひそこはきちっとケアマネともコミュニケ

ーションをとりながら、本当はどうなんだろうかというところまできちんと現場をつかむ必要があるだろうと私は思っています。ぜひ今後も、当然こういうことが続くわけですから、十分注視してやっていってほしいと思うんですね。

今回の見直しの中で見ても、コンピューターソフトの変更や調査項目の削減、それから審査会の裁量権の縮小についても一切検証されていませんから、ぜひこれは今後も実態をよく把握していくことが必要だと思います。

それから、この間介護保険の導入を推し進めた方やコンピューター判定を発案された方、そういう方の間からも、この認定制度を廃止して、すべての人に必要な介護を提供できる制度に根本的に見直すべきではないかと、そういう意見も出てきております。ですから、一層コンピューターによる判定の検証というのは必要になってくると思いますので、ぜひその辺も含めて現場では取り組んでいただきたいと思います。要望します。

次、3問目に入ります。公的住宅の整備についてなんですけれども、ことし3月議会に続いての質問になります。

経済の停滞でローン負担にあえぐ人、それから民間、公共を問わず高家賃の負担に耐えられない人も今ふえています。住宅金融支援機構が2008年度にローン滞納で競売にかけられた住宅は1万6,577件、2002年以降の記録としては最高になっているというふうに報告しています。これまで政府が想定しているセーフティーネット層の高齢者や障害者やシングルマザー、ファザーなどに限定できないほど、住宅確保困難者が生まれているというふうに見えます。この傾向はますます顕著になりますので、一層公的住宅の役割が重大になってきていると思います。

当市では、年間平均に3件ぐらいしか募集ができない市営住宅です。ことし7月には、1戸の入居募集に4人の応募があったと聞いています。そして、4人とも片親世帯と聞いています。どうやって優先順位をつけるのか、とても疑問です。選ばれなかった方はどうしているのか、そういう思いになります。

3月議会では、私は、このような事態を踏まえて、市の公的住宅戸数は不足しているのではないかと。しかも、101件のうち47件は築40年以上の木造住宅、老朽化は進み、修繕では公営住宅法で定める低廉で良好な住宅という水準からほど遠いものになっている。公的住宅をふやすべきじゃないかと、市長に充足しているのかということを含めて求めました。市長は、民間のアパート借り上げなど具体策を検討すると答弁しています。その後検討の経過、今後の取り組みについて伺います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの質問にお答えいたします。

平成21年3月の定例議会におきまして、古川議員から市営住宅についてのご質問がありました。その中で、石岡市の事例を取り上げられて、民間のアパートの借り上げについてのご意見がありました。市長は、それに対しまして、具体的にできるかどうか検討してまいりたいというふうにお答えをしているかと思っております。議員が主張するように具体化していきたいとは申し上げていないと思っております。

市では、これまで茨城県の借り上げ型の県営住宅の制度の検証をしてまいりました。市町村レベルでは、いろいろ財政面で難しい面もあり、なかなか手が出せない状況にあるのかなと考えてございます。

また、ファミリー向けの賃貸住宅、県特定優良賃貸住宅でございますけれども、つくばみらい市では小絹地区に現在24戸分ございます。家賃補助制度を受けながらご利用が可能となっております。

市町村レベルの取り組みにつきましては、先ほども申しあげました石岡市賃貸住宅ストック活用事業について調査をしてまいりました。この事業は、本年度平成21年度から施行されたものです。具体的に申し上げますと、石岡駅前のマンションの一部、20戸でございますけれども、市が月額最高4万円を限度に家賃を補助する制度でございます。部屋については2DK、3DKがあるというふうに聞いてございます。

市営住宅に入居募集しているんですけれども、収入基準等がオーバーしている場合、そのことによって入居できない方、そしてまた家賃負担軽減を目的に申し込みができます。もちろん低所得者についても入居範囲がありますが、一定基準の収入要件があるというふうにも聞いてございます。今回調査したところでは、事業主も家賃の滞納につながるような入居者の受け入れについては慎重になるために、なかなか事業が思ったとおり進んでないようなお話を聞いてございます。課題があるようでございます。

今回の制度につきましては、今年度初めて試行された制度でございます、国の地方住宅交付金を利用したものでございます。近隣市町村でも注目しており、つくばみらい市も今後の検討課題として注視してまいりたいと考えております。

つくばみらい市の現在の市営住宅の状況を見ますと、これまでの入居申し込み等の様子から、まだまだ高齢者や母子家庭、生活保護世帯の方々に当てなければならないものが多いと見受けられます。しかし、現状の財政状況にあっては、新たな市営住宅の建設については大変厳しいものがございます。したがって、今の市営住宅を適切に維持管理に努めながら効率的に管理をしてまいりたいと考えてございます。

また、茨城県の県営住宅については、県内で全部で1万3,066戸が建設されていると聞いてございます。当市の近隣では、調べました結果、つくば市、取手市、守谷市、常総市にも建設がされてございます。ただし、当市には建設されてございません。

そこで、今後、県の県営住宅建設計画に当市への建設を盛り込んでいただけるように要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） いろいろ研究をされているというふうに報告されました。

石岡市の賃貸住宅ストック活用制度は、特定優良賃貸住宅法に準用して独自に石岡市が既存の住宅を当初は借り上げて市営住宅として貸し出すというふうに計画を持ったそうですけれども、なかなか市が持つリスクが大きいのではないかとということで、このストック活用制度を、新たなものを模索したと聞いていますけれども、なかなか入居者が集まらないという理由については、石岡市では中心市街地が大変寂れてしまって、そこを何とか活性化させようということで、中心市街地の中に限定をしているということが一つはあって、そうしますと駐車場とか管理費とか、そういうもので通常の市営住宅よりも若干高くなってしまうということも一つの原因ではないかというふうに職員が話をしていました。

でも、これはつくばみらい市でも、例えばみらい平にはたくさんの共同住宅が建っていますね。全部埋まればもちろんいいですけれども、家賃も8万円、9万円になっていて、入居したくてもできない状態も生まれてくるんじゃないかと思うんですが、そういう状況

でもあるので、これはぜひ研究していただきたいと思っています。

それから、県営住宅の誘致ということですが、誘致ができる客観的な条件はあるのか、それから手がかりはどうかというふうにお聞きしたいんですが、先ほど部長が県営住宅の立地について見ていましたけれども、私も全県のを見てみたんですが、全県でも県営住宅がないのは15市町村なんですね。そのうち県南では、当市と牛久市、美浦村、利根町だけですね。あとは何らか県営住宅があるんですね。

それで、その住宅の割合はどうかというふうに見ますと、宅地の何割か、どのぐらいかというふうにも多分比較するんだと思うんですが、それは数字がつかめないのが人口で見てみたんですね。それで見ると、ことしの4月時点で、つくばみらい市は人口がふえていますので若干違いますけれども、0.24%なんですね。守谷を見ると0.43%ということで、あと土浦も龍ヶ崎も牛久もずっと数値は高いわけですね。そういう点では、ぜひ県への誘致の条件として、きちっと整備をしてほしいというふうにぜひ見てほしいと思うんですね。

それから、県の住生活基本計画というのを見ますと、平成17年から27年までの10年間の住宅戸数というのが2万4,000戸供給すると言っているんですね。この中には、新規建設戸数、それから建てかえのもの、それから既存の公営住宅の空き家募集、そういうものも含めて2万4,000戸と決めているんですが、既に前期の部分では建っているところもあるし、着工しているところもあるんですね。新規住宅についてどうかというふうに問い合わせしましたけれども、この2万4,000戸のうち、何と新規建設戸数は650戸だと。そのうち内訳は、市営住宅としては240戸見ていると。県営住宅は410戸と見ているんだと言っているんですね。前期では、県営住宅は312戸着工しているということです。着工というか、平成22年まであるわけですが、これは見通しがついているということなんですね。

それで、今後、市町村のそういう要望は聞けないのかということについては、ことしの末か来年の初めぐらいに住環境統計というのをやってその結果が出ると。それに基づいて、政府が住生活基本法に基づいた方針を出してくるので、それは平成23年の末になるんですが、その国の方針が出た段階で、県の方針も改めて見直しをすることもあり得るというふうに言っているんですね。だから、私は、やはりそこに向けて県営住宅の客観的状況等についてぜひ市で出してほしいと思います。

そうはいっても、今の緊急状態は解決しないわけですし、今回の予算にも、補正予算にのっていますけれども、住宅困難者に対して、失業などによる人たちに対して家賃の補助をすると、そういうことを政府は打ち出しましたよね。なかなか国はそういう家賃補助制度というのはつくってないわけですが、そういうところで一歩足を踏み出したという、民間のアパートなんかに住んでいる人の家賃の補助制度ですが、いろいろ見てみますと、ヨーロッパでは公的な住宅保障の柱として家賃の補助制度が主流だと言っているんですね。そういう点では、緊急に早期に解決する意味でも、つくばみらい市でも家賃の補助制度、入居している生活困窮者に対しての家賃補助制度、そういうものをつくって対応したらどうかと思うんですが、このことも要求したいと思うんですね。

特に子育て世代については、たくさん人口もふえています。子供たちもふえていますけれども、生活の実態は大変だと思うんですよ。例えばみらい平の駅前でしたら、先ほど言いましたように8万円から9万円の家賃、もちろんそこだけではないですが、そういう状況もあるので、そういうことも踏まえて、このまちで暮らしてよかったというよう

な状況をぜひ思い切ってつくるべきではないかと思うんですね。

それから、今度の住生活基本法の中にもありますけれども、できるだけ早く老朽化した市営住宅の建て替え、これは検討すべきではないかと思うんですね。その点についてはどうでしょうか。一つは県営住宅の誘致の問題について、それから不況の対策として、それから若者が安心して定住できるような家賃補助制度、それから老朽化した市営住宅の建て替えの問題についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、初めに、県営住宅の建設の要望でございますけれども、当市については、人口、ただいま拡大してございます。おかげさまでもちまして、みらい平の人口もふえてございます。現在、茨城県も当市と同様に財政が大分厳しいというふうに感じておりますけれども、市のこういうふうな人口がふえた状況を説明しながら、先ほど申し上げたとおりに、県営住宅建設計画にいち早く取り込んでいただくように努力していきたいと考えてございます。

また、家賃補助でございますけれども、国から今後その方針が出てくるのかなと考えてございます。国の方針を注視して検討してまいりたいと思っています。

そして、最後の質問でございますけれども、新たに市営住宅建設を考えてほしいということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、現在の財政状況ではなかなか新規にまとまった住宅をつくることは困難でございます。つくることはいろいろ研究するにしても、なかなか財政的に裏づけがないとできません。つくることは研究いたします。ただし、今すぐにお答えすることは難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 県営住宅については、かねがね市長は、県営住宅を市に持ってくるんだというふうな要望がずっとありましたね。前はなかなか難しいということになって、答弁があったかと思うんですが、みらい平の開発に1万6,000人の人口を張りつけるということですので、そういう中にきっちと県営住宅も位置づけていく、またその手がかりはあるんじゃないかと思うので、ぜひ市長、そういう点では県ともきちんと話し合っていたきたいと思うんですね。

財政がないから老朽化した市営住宅を建て直すことはできないんだということですが、本当にこの間、国の制度で新しく公営住宅は建てない、そういう方針がありましたね。だから、補助金が廃止されたわけですね。地域住宅交付金制度に制度が変わったわけですが、そういう中で予算づけが非常に貧弱になったということも含めて、国へも、この住環境、住宅の保障の問題は、生活最低保障の憲法25条によって保障されなきゃならないわけですから、ぜひ国の方にこの制度の建て替えについての予算の枠を認めるように県も含めてやっていただきたいと思っています。

それで、私はなぜこんなに公営住宅にこだわるのかというふうに思いますけれども、私たちの育ってきた、生活してきた高度経済成長期には長期の住宅ローンが組めました。それで老後には何とか返して、持ち家で人生が過ごせるという設計が一般的には可能だったわけですが、これからはごく限られた階層以外は努力だけではできない、そういう

時代に入っていると思うんですね。もちろん持ち家だけが住宅設計の主流ではないわけですが、しかし、この地域においても、人口がふえるということは、多様な階層がともに地域で生活をするのですから、当然、経済停滞が続く中で、勤労者の中でも住宅の確保が困難な人たちがふえる。これは間違いなくそうだと思います。だから、若者が安心して暮らせるよう住宅の保障が急務なんです。そういう意味では、公営住宅への入居対象条件を広げ、将来を見据えた公的な住宅政策、増設をしていくことが私は大変重要だと思ってこの問題を毎回取り上げたんですけれども、その点について市長はどういうふうにお考えですか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほど部長の答弁の中にもありましたが、やはり市独自で新しい住宅を建設するということは非常に困難でございますので、県営住宅とか、国でやる仕事を導入することに努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（今川英明君） 古川議員、3回質問しましたので、これで終了です。

次に、1 番秋田政夫君。

〔1 番 秋田政夫君 登壇〕

○1 番（秋田政夫君） 1 番秋田です。通告どおり 2 点ほど質問をさせていただきます。

まず、第 1 点ですが、コミュニティバスの通学利用について、本来であれば学校通学は、低学年あるいは高学年が交わってコミュニティを持ちながら安全に徒歩で通学時間を持つことが、社会性をはぐくむことの一つとして大変大切なこととされています。そして、小学校は歩いて行ける距離、500メートル以内とされており、また、中学校は自転車で通学できる距離、自転車で30分以内が適切であると言われておりますが、しかし、今日の社会の変化、あるいは地方の都市化により、従来の地域社会の交通環境も変わっていく中で、現在、その対応に行政としても配慮していかなければならないのかと思います。

さて、つくばみらい市においても、かつては旧伊奈町の谷井田地区、あるいは旧谷和原村の西ノ台地区、絹の台地区の住宅開発により新しいコミュニティ社会が築かれ、今日に至っていますが、通学距離については比較的問題がなかったかなと思います。そして、現在は、みらい平周辺開発により、定住人口 1 万 6,000 人を想定したまちづくりが進められており、また人口も現在少しずつ増加をしており、地方税の増額にもあらわれておりますが、特に学校問題、昨日中山栄一議員や坂議員からもこれに関する質問がございましたけれども、その学校問題にかかわる通学の距離が今後の課題でもあります。

みらい平駅から谷原小学校までは約 2 キロぐらい、みらい平駅から小張小学校までは約 1.5 キロぐらいと思いますが、特に小学校低学年にとっては、大変遠い距離であると思います。

そして、特に初めて定住者となる若い世代の保護者にとっては、この地域にあって長い時間をかけて子供たちをはぐくみ、教育をしていかなければなりません。少子化対策への対応や防犯、交通安全のためにも、あるいは人にやさしいまちづくりのためにも、できるだけ若い世代の子育て支援をしていかなければならないと思います。

現在、市民の間でもコミュニティバスの費用対効果が問われていますが、保護者からのコミュニティバスの通学利用への要望が多いという現状を理解していただいて、通学時間帯に合ったコミュニティバスのダイヤを調整していただきたい。そしてまた、本来ならば

この周辺に学校ができることが一番解決策なんですけど、当分なかなか見通しが立たないのが現状ということで、それまでの通学対応、考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

みらい平地区から、特に谷原小学校に通学されるお子様のコミバスの利用ということだと思いますけれども、このコミバスにつきましては、高齢者も含めました自家用車などの移動手段を持たない交通弱者と俗に言われる市民の方のために運行をしているものですから、スクールバスのような利用ということでの目的ということではございませんので、当時コミバスを運行するに当たって、市民の方々、あるいは教育委員会等からもいろいろ事情等も聴取したわけですが、できる限り児童の通学にも活用できるようにということでダイヤも設定したということではございますけれども、例えば東ルート、あるいは南ルートですか、こういったルートに際しては、みらい平のお子さん方が、あるいは小張地区の高波、小島新田ですか、あそこら辺の方々が、板橋小学校、あるいは小張小学校、そういったことで登校時には利用されているということも伺っております。

ただ、先ほど言いましたように、コミバスの要望と言われましても、ご案内のように今現在は2台ですか、東西南北4ルートを2台で運行しているようなものですから、なかなかお子さんたちの登下校の際の時間の調整というのができないというふうに思いますので、現在、運行ルートあるいはダイヤの改正等ということで見直しを行っております。ただ、先ほども言いましたように、運行目的にはスクールバスのような利用というものは設定してございませんので、今後、見直しルートの中でそういった利用が図れることがあれば、ぜひお子さんたちにも利用をお願いしたいなというふうなことしか、今のところ私の方からはお答えはできないところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 次に、教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの秋田議員の質問にお答えしたいと思います。

遠距離通学になる子供たちの安全対策ということですが、これらについては、谷原小学校ですか、非常に距離が長いものですから、先ほどコミュニティバスの利用もどうかということで学校の方からも打診がありましたけれども、なかなか朝の登校時間にはバスがうまいぐあいにないないということで、今、総務部長から答弁があったように、できれば調整をしてほしいというような話はしておきましたけれども、下校には何とか間に合う。したがって、これからもう少したつと夕方薄暗くなってしまう、そういうときには谷原小学校の子供たちもコミバスを利用しているような状況ですし、あとは家庭の皆さんの協力をお願いしていると、そういうのが現状です。

以上です。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） 今、コミュニティバスを一部小張小学校の方では時間帯がうまくみ合って利用しているということで、それはそれで大変有効活用でいいと思いますけれども、これから将来、先ほども言ったように人口がふえていって、やがてきのうの質問で

もありましたけれども、小張小学校への入学者数が多くなって飽和状態になったとした場合に、当然谷原小へという形もあると思うんですね。そういったときに、片やバス通学ができて、片やできないというのは、住民にとっては非常に理解ができないと。やはり行政は公平性の原則からいって、すべてを分かち合う、そういったことでいかないと、やはりこれは非常に問題が起きてくるのではないかなと、そう想定されます。

それで、そのコミュニティバスが、現在、市民の感覚ではほとんど有効活用されていないと。そういった現状を見ていて、なおかつ学校の通学時間というのは本当にわずか限られた時間帯ですね。なぜそこへ持っていけないのか。片や困っている人がいるのに、なぜそこへ持っていけないのか。それは非常に疑問に感じると思うんですね。民間の発想であれば、当然有効利用ということで、ダイヤを改正するなり、また今までのダイヤを調整したりして、それは絶対に可能じゃないかなと私は思うんですね。ですから、やはり行政は公平な形でそういったものにも対応してもらいたいし、特に、参考になるかどうかかわからないけれども、常総市においてこういう例があるんですね。

かつての住宅・都市整備公団開発で、内守谷の開発が進められたわけですね。そこにも学校用地が確保されていて、そういった学校ができるんだということでPRをして、少しずつ張りついていったと。ところが、経済状況でなかなか学校建設までにはめどが立たなくて、公団も引き下がってしまって学校ができなかったと。当然、そこに先に住んだ人たちは、市に対して、これは話が違うということで、いろいろな社会問題というか、行政の問題に発展していったわけですね。そこで市は、内守谷の子供たちは絹西小学校へ行くわけですね。あそこは2キロぐらいの距離があって、低学年にとっては防犯上も含めて難しいという市民の要望があってスクールバスをつくったと、無料のスクールバスをつくったと。ところが、そうしているうちに、片や違う地域の方からも、学校に今まで我慢しながら公共機関を利用して行ったんだけど、私の方にもそうしてもらいたいという要望があって、結局、両方とも現在は一部受益者負担で運行されている、解決ができたという経緯があるわけですね。

ですから、将来は、きのうの質問ではないけれども、学校統廃合とかそういったことが想定されるのであれば、当然、距離感の偏在があってはならないし、条件として。でも、偏在があるんだったらば、そういったバスとかを使って支障のないように対応していかなくちゃならないと思うんですね。

そういうことを考えれば、まだまだ現在、特にみらい平付近については、学校についてはなかなかめどが立たないということであれば、再度言いますけれども、ぜひとも現在走っているバスを、何とか有効利用の意味を図って活用して対応していただきたいということを要望したいと思います。

次に、2点目です。

合併して3年経過して、このつくばみらい市も4年目に入っています。3年というと、物事をスタートして一区切りかなと思っているわけです。そういう中で、国、県の強い奨励によって両町村合併にて新市つくばみらい市が平成18年3月27日に誕生して、現在4年目を迎えているわけです。そして、総務省では、平成の大合併推進の役割を担ったその一区切りとして、推進課を改めて、市町村体制整備課に名称を変えると昨日の新聞発表があり、今後は市町村の連携支援を目的とした、あくまでも自主的な合併に対しての支援をしていくということ、すなわち推進から支援に変わって、役割は終わったのかなと思います。

けれども、やはり何といっても合併後の対応が非常に大切なことであると思います。

合併に対する考えは、あくまで目的ではなくて手段であると言われ、また、しても地獄、しなくても地獄とも当時言われたのですが、両町村住民にとっては、期待と不安が交差する中で、合併すれば今よりもだんだんよくなっていくんじゃないかと、そういった願いがあって大きな関心事であったことは事実だと思います。しかし、国と県の方針は、合併は将来の地方分権社会に対する基礎自治体としての行財政の自立を目指すためのものとして推進をされて、あるいは国の三位一体改革に対応していくための行財政改革の施策としてのあくまでも手段であったのです。合併によって、つくばみらい市においても、合併特例法に基づく10年間の優遇措置によって財政支援措置を活用し、現在、ハードの面とソフトの面についてそれぞれ事業を展開しているところだと思います。

そして、そのハードな面の事業としては、合併特例債を利用した道路、建物の建設事業は既に計画、着手されております。また、ソフトな面としては、それぞれの公共施設の共有化、また各種団体の組織統一による広域化、また一般的には見えにくい部分ですが、依存財源の地方交付税に対する地方交付税の算定外等、すなわち当時合併をしなければ地方税は減額しますよと。合併すれば両町村の合併前の交付税額を10年間にわたって保証し、その後5年間を経て自然な形に戻していくといった財政優遇措置を、この合併において活用されているわけです。市民にとっては、合併の効果が実感としてなかなか伝わってこないのが現状です。

特に財政が厳しい厳しいの話だけで、どこがどう厳しいのか、原因はどこにあるのか、納税者である市民には明確に説明責任を果たしていかなければならないと思います。また、当初、合併前に想定された合併によるメリット、デメリットに対する合併後の比較検討も必要ではないのかなと思います。

合併特例法を活用しての行財政改革が、現在どのように財政目標に向かって進展しているのか。また、合併前との数字的な財政比較検討、あるいは市民に合併の満足度、また今後への期待感等を、財政民主主義と言われる今日、また4年目の現在、検証、チェックをしてみたいかがでしょうか。

それから、地方分権社会を迎える将来、合併後は住民参画の時代だと言われ、行政に対する市民のかかわり方が問われています。行政の規模の拡大は、人口の面からも、面積の面からも住民参加を妨げている条件を広げてしまうといった懸念がされているのですが、地域社会の隅々の市民の声をどのような手段、方法をもって今後まちづくりや行政に反映をさせていくのが最良なのか、お考えを示していただきたいと思います。お願いします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

非常に難しい問題だと思いますけれども、議員からのご指摘に際しまして私なりに答弁をさせていただきたいと思います。

合併のメリットとして、ハード面、あるいはソフト面ということで、議員何点かおっしゃってくださいましたけれども、ハード面では、やはり合併特例法による特例交付金、あるいは特例債による単独の市町村ではなかなかできないような大型事業の実施とか、あるいは経費の節減による中長期的視野での財政基盤の強化というのが、メリットとしては挙げられるのかなと。

それと、ソフト面では、町村から市制施行ということになりましたので、社会福祉事務所ですか、こういうのが設置されたということで、各種の相談、あるいは申請など、そういったものが市の方で対応できるということで、非常に市民の方には利便性が増して、地域密着型の市民サービスが充実されまして、福祉行政が向上されたというふうなことだと思います。

それから、先ほど議員がおっしゃったように、お互いの町村の公共施設、あるいは運動公園、あるいは図書館、福祉施設等の利用、あるいは各種の使用料の統一、それから合併前の両町村で実施していた事業を新市に引き継いだというのはやはりメリットではないかなと。

例えば一例を挙げますと、合併によりまして水道事業が統一されまして、料金が平均で2%ぐらい下がったというようなこと、あるいは伊奈町で実施していました窓口の延長業務、また逆に谷和原村で実施していました国保加入者の脳ドックの助成とか、そういったものを市全体で行うようになったとか。特に窓口業務等につきましては、現在日曜日に開庁しておりますけれども、こういったものは、やはり住民サービスの大きな一つかなと思っておりますのでございます。

あわせまして、合併後に行財政改革大綱及び集中改革プランを策定しまして、行財政改革に取り組んで事務の効率化を図っているところでございます。数字的にということだったものですから、若干申し上げますけれども、決算統計等から見てみますと、合併前の平成16年度と合併後の昨年度平成20年度を比較してみますと、人件費では16年度は伊奈、谷和原両方で約31億7,000万円から20年度では人件費は27億6,000万円というふうなことで、約4億円ほど減少になっております。これは、主な要因としては職員の減ですね。それから、ここにおります議員の減とか、あるいは非常勤特別職、そういったものの削減だということでございます。

それから、物件費等では19億8,000万円から17億4,000万円ということで、2億4,000万円ほど減少しております。これは、消防の広域編入ということでの需用費、あるいは合併による電算の処理の委託料の減ということでございます。

一方、扶助費でございますけれども、生活保護費、これにつきましては、市になりますと、県が負担しております4分の1が市の負担ということから、扶助費は約8億円から約12億4,000万円ということで、約4億4,000万円近く増加をしているということでございます。これらが、財政面から数字的に見た合併によるメリット、デメリットかなということでございます。

それから、合併効果とは、やはり合併後そう短期間で大きく目に見えてあらわれてくるものではございませんので、より効果を出すために、今後につきましては、平成22年度来年度を起点といたしました新たな行政改革の方向性を示した行財政改革大綱及び集中改革プランというものを今年度新たに作成をいたしまして、さらなる行政コストの縮減、あるいは事務の効率化等を進めていきたいと考えております。

それから、最後に、住民協働関係の参画による話が出ましたけれども、現在、行政区単位で組織されております市民の自治組織、あるいは伝統芸能、芸術、スポーツ団体、それからボランティアによる活動のほか、環境保全や福祉、交流事業を行うNPO法人など、目的に応じて組織されたコミュニティ活動が活発に実施あるいは展開をされております。各種計画策定や施策の実現のためにもさまざまな意見を各方面からいただいているところ

でございます。

また、各種計画策定の際には、アンケート調査、あるいは懇談会、説明会、あるいは市民からの公募による委員の募集とか、あるいはパブリックコメント等々、あるいは広聴活動、そういったものを通じまして、市民からの市政に対する意見をさまざまな形でちょうだいしているところでございます。

この後、また山崎議員さんからも同じような質問があるかと思うんですけれども、今後は、引き続き各種団体からの意見の聴取をしたり、各種のアンケートを実施したり、市民からの公募委員の募集をしたり、懇談会、説明会、あるいは対話集会、そういったものを開催して、パブコメの募集とかそういったものを行って、いろいろとPRをさせていただいて、市民からの意見というものを幅広くちょうだいして行政に反映をさせていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） ただいまの答弁の中で、財政的な努力は非常に苦労されているところはよく私も理解できます。特に経費の節減といいますか、人件費も合併後その目標に応じて削減をしていると。しかし、人件費の削減した効果はどのような形になって財政に反映しているのか、というのは、16年から20年までの経常収支比率が依然として95%前後をキープしているわけですね。これ非常に高いんですよ。まして財政力もそれほどよくないということで、その効果が当然収支比率にあらわれてくると思うんですけれども、せっかく職員の方が鋭意努力している形がそういった形で見えてこないのはどこに原因があるのか。また、今後、市の目標として、健全財政化ということであれば、数字的にここまでは何としても守らなくちゃいけない、下げるんだとか、上げるんだとか、そういったことがなくて、ただ、出た結果がこうだということでは、なかなか不安な面があるので、やはり新しい市になって、行政のそういった数値目標もきちっと立てて、それに向かって職員も、あるいはまた住民も当然協力をしていかなくちゃならないと思いますし、そういった課題も住民の方に提供して、双方でそういった問題を解決していくという形をぜひとっていただきたいなと思うんですね。

せっかく経費削減はしているんだけれども、扶助費が、今の答弁によると非常に増加してしまっただと。これもいろいろな要素はあると思うんですけれども、なぜ増加してしまっただのか。増加を抑えるにはどうしたらいいのか、そういった検討も市民とともに考えていかなくちゃならないのかなと思います。

あくまでも地方分権社会に向けた、自立に向けたしっかりとした財政基盤の確立ということなので、今後いろいろな類似団体とも比較しながら、つくばみらい市はどの位置にあるのか、そして今後どういう方向に向かっていくのかを明確に市民に示していただきたいなと思います。

合併効果と言いましたけれども、これはなかなかすぐには、さっきの答弁にもありますように効果は出ないと思うんですけれども、でも、少しずつ効果を見出していかないと目的は達成されないわけですから、そういった形で市民にわかりやすくその財政状態を示していただきたいと、こう思います。

それから、市民にわかりやすく財政状況を示す手段といいますと、高額な何十億とかという財政は市民にとってもなかなか理解できないし、最低限度、住民1人当たりの歳入額

とか歳出額、地方税、地方交付税額とか、また地方債の現在の在り高とか、また積立基金、また就業者1人当たりのつくばみらい市の市内の総生産額とか、あるいはまた1人当たりのつくばみらい市の市民所得とか、そういった形にしてあらわして、それを年度年度比較対照にしていけば、大方つくばみらい市の財政状態というのは市民にとっては理解できるのかと思うんですね。ぜひそういったことも、今後、広報活動をしていただきたいと思います。

それから、行政に対する住民参画ですね。市民のかかわり方について答弁をいただいたんですが、合併したときに一番懸念されたのはここなんですね。どれだけ合併後に地域住民末端までの声を新市をつくるに当たって参考にしていくかということだったんですけれども、それに対して、当時、合併の締結条項の中に、地域の住民の格差をなくすために、地域審議会ですか、住民協議会とか、そういったものがあったんですね。でも、これは現在、合併した市町村を見ると、そういった形を取り入れて、新市の形ができるまでは住民の声をしっかりと受けとめてそれを反映させていくということが目的なんですけれども、残念なことに、このつくばみらい市ではそれがなかったということで、それでは住民の声をどういうふうに市政に反映させたいのかということで、先ほどの答弁の中で、懇談会とか、策定に当たっては審議会、委員会を設けて配慮しているんだというような答弁がありましたけれども、それはそれで手法としてはいいと思うんですけれども、やはり限られた人の声であって、住民の声をどれだけその委員の人が把握してその中に生かしているのかということを考えると、なかなか生かし切れないんじゃないかなと思うんですね。

この間の7月のマスタープランの説明会にも私出席したんですけれども、非常に関心度合いが低くて、谷和原地区にとっては30人弱ぐらいだったかな、そんな感じがして、しかもその中で、どうしても限られた2時間という中であの膨大なものを説明するには、聞き役に回っちゃって、それに対してどうですかと投げかけられても、予備知識もないしなかなか返答できないというのが現状じゃないかと思うんですよね。そういったことについても、より多くの地域の住民がかかわっていけば、もっと関心が高まって、その計画についても理解ができたんじゃないかなと、そういった思いがしました。

今後、住民参加の方式について、今言ったように審議会方式とか、アンケート方式もあると思います。また、先ほど市民懇談会と言われましたけれども、この方式もあります。しかし、今言ったように直接意見交換が限られた時間の中でできるかということ、なかなかできないし、ある面では個人数名の人だけがそれをリードしてしまって、全員の参加者の声が届かないというような欠点もあるわけです。やはりあり方としては、住民が計画案そのものを策定する方式が行われることがベストかなと思うんです。

といいますのは、住民の直接参加方式であり、住民からの代表が委員会を形成して、委員会が行政主体にかかわって一般住民と意見交換を行いながら計画案を策定していく方式と言われていますね。

ですから、今後、まだまだこれから新しいまちづくりに向けて、市の方でも3年を経てやっと基本方針ができたかなという、これからがいよいよ実施に向けて動き出す時期だと思いますし、十分にその辺を、特に公平性の原則からいって、地域住民の末端の声を行政に届けられるような仕組みをぜひつくっていただきたいと、こう要望します。

もとへ戻りますけれども、やはり住民に対して、3年たった今、合併によって市はこういうふうに変わっていったんだと。削るところは削って、手当てをするとところは手当てを

して、住民の公共サービスについてはこういうふうになっているんだというようなことを知らせる。3年たった今、こういう機会でありますから、そういったことをぜひとも住民のために提供していただきたいと、こう要望して質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩します。

4時から再開します。

午後3時49分休憩

午後4時00分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

○14番（山崎貞美君） 14番の山崎でございます。最後の質問になります。

先ほど秋田議員の方から、全く同じようなテーマで質問がございました。重複する箇所もあろうかと思いますが、目線を少し変えてお尋ねをしてみたいと思います。

まず、ご案内しているとおり、行政と市民の協業あるいは協働についてということでご所見をお伺いするわけであります。

前回、各部長に行政改革についてお尋ねをいたしました。市の基本的な考え方をお伺いし、行政改革は市民の協力なしではできない旨を申し上げました。また、先ほど川上議員の方からも、弁当の日についてということで議論がございましたが、これもよく保護者との話し合い、あるいは理解度が肝要ではないのかなと、このように思う次第であります。

そこで、お伺いをいたします。

市民との協業と申しますか、協働は不可欠であります。どこまで浸透しているかであります。市民との協働参画とは、市民と行政が、共通の、そして社会的な目的を実現するために、それぞれの組織の力を合わせ、特色を生かしながら、対等の立場でともに考え、ともに協力して働くことを言い、そこに主として組織や企画された事業等に市民が主体的に加わることや協力することにより、真の市民との協働によるまちづくりを進めることであります。こういった活動を通じ、お互いの理解が深まり、さらに行政の効率が進み、信頼関係が構築するものと信じる次第であります。

そこで、お伺いをいたします。

今までも、またこれからも、どのようなお考えで進めてまいっていくのか、またいったのか、お伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

先ほどの秋田議員の質問にもお答えしたようなことで、やはり重複する部分もあるかと思うんですが、当市の状況といたしましては、行政区単位で組織されております市民の自治組織、あるいは伝統芸能、芸術、スポーツ団体、ボランティアによる活動のほか、環境保全、福祉、交流事業を行うNPO法人など、目的に応じて組織されましたコミュニティ活動が活発に実施、展開をされているところでございます。

市民と行政が、それぞれの知恵と責任において、まちづくりの取り組みが浸透しているかという点では、各種計画策定など、どちらかというとなら行政主導の部分が若干多いのかなと考えているところでございます。

今後の市民と行政の協働は、市の課題についてよくお互いが理解し、そして自分たちのまちをこうしたいという思いを共有することが必要であると考えております。そういった意味で、市民と行政の協働のルールづくり、あるいは情報交換するなど、相互の信頼をより一層深めまして、より多くの市民の方に協力を呼びかけまして、市民の理解と参加を得て取り組んでいくことにより、市民と行政の協働によるまちづくりというものを進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） ほとんど秋田議員と変わらないので、これ以上何か言っても同じ答えが返ってくるんだろうと思います。

やはり先ほど申されたように、住民と行政との協働は、公共サービスを行政任せにせずとともに担う、その仕組みが地域の主体性を育て、みんなで助け合って、安心して暮らせる地域が不可欠だと思われます。数年前は子供に対する犯罪、さらには女性に対しても、そして昨今では新型インフルエンザの対策には予防及び感染拡大防止等、住民の皆さんの協力なしでは効果がないと思われます。

大変小さいな一例でございますが、過日、伊奈東地区でひとり暮らしのお年寄りの台所から出火があり、いち早く隣近所に知らせ、近隣の方たちが初期消火に努め、消防車が来る前に鎮火をさせ、大事に至らなかったようであります。その話をお伺いいたしまして、伊奈消防署の方へ鎮火に努めた方々に謝意を表すべきだろうと、このようなお尋ねをしたところ、本部に問い合わせまして、そういう例が幾つか今までにあったんだが、感謝状等敬意をあらわしたことがない、さらには前例がない、今後検討をしたい、このようなお話でございました。

私、伊奈消防署の山口署長にこの話をしたら、大変恐縮されまして、山崎さん、私の方からその方にごあいさつにお伺いしますということでありました。

時と場合によっては、命がけの行為であります。ささいなことだと笑われる方もいらっしゃるかと思いますが、私は大変大事なことだろうと思います。ぜひともこういったことにも心を配っていただきたい。住民の自発的な行為、隠れた善行、こういったことは、大小、重い軽いを問わずあると思われますが、公に善行を施した方々には行政として何らかの敬意をあらわすべきだと私はと思いますが、いかがですか。再度ご所見をお伺いいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

ただいまご質問のありました事例等については、善行表彰ということで、そういったことにも当然つながってくるのかなと思いますので、事例というか、そういったものをよく調査をしまして、そういうことに当たる場合は、ぜひそういったことで表彰なり感謝状というものをやることはやぶさかではないと考えておりますので、そういった事例があった場合には、担当なりともよく調査をして、これからのそういったものに対しては対応して

いきたいと考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 励みではないですけども、そういった隠れたことにも目を配って、いわゆる住民と、先ほど申しあげましたように、行政が信頼関係と申しますか、親密度と申しますか、そういったことが大事なんだろうと、このように思います。

余計なことかもしれませんが、川上議員の2番目の質問に、きらくやまの利用についてということで議論がございました。8月の下旬だったと思うんですが、小学生の上級生が2泊3日であのきらくやまの広場のところでキャンプをしております、私お訪ねしましたところ、各学校から募集をして小学生の高学年を参加させているんだということでございました。10分ずつに分かれて子供たちが五、六人ずつきらくやまのおふろに入ってきておりました。利用していた方たちも、いいことだということで非常に歓迎をしておりました。

前回の質問のときも、施設を十分活用していくことが効率のいい行政になっていくんだということでございます。たしか先ほど、遠い、きらくやまのあれもどうなっているんだということでございましたけれども、やはりPRをして、しかも使いやすいシステムにしていくのも一つの方法論だろうと思います。

行政を進めていく中で、国を問わず、地方政治の役人は、よく前例がない、前例がない、こういった言葉が聞こえてきます。先ほど部長は、考えてそういう形でも見直していきたいというような話であります、せめてつくばみらい市はこういったことがないよう、勇気と英断をもって判断をして進行していただきたい。これが行政改革の重大な基本だろうと、私は思うわけであります。

先ほど秋田議員の方からも、委員会みたいなものをつくって、要するに住民懇談会というものを構築したらどうだろうかというお話がございました。私、記憶にございます。合併早々、市長に、対話集会、伊奈町時代はおやりになっていたわけですけども、これからやっていくのかということをお尋ねしたところ、市長は要請があればやっていくんだよというお話でございました。

やはり大事なことは、委員会だとかそういった大きな組織で構えずに、大変忙しいでしょうけれども、上からおりていって、その地域の住民の要請があれば皆さんのお話をお伺いしていくと。私も、まちづくりの懇談会にも出席をさせていただきましたけれども、旧伊奈町の場所は二十五、六名しかいなかった。谷和原さんの方は30名ぐらいだと。ああやって構えると、なかなか人が来てくれない。あるいは来ても、先ほど秋田議員の方からお話がありましたように、説明に追われて、余りにも大きくなっちゃって、それよりもひざ詰めでお話ができるような、もっともっと庶民的な対話が一番大事だろうと。市長もそれを望んでおられて、今までやってこられたわけですから、これを大いに推奨していただきたいと思うわけですが、市長の方からも、何かあればお答えいただければありがたいんですが。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 山崎議員の対話集会のお話でございますが、当初計画どおり、としては2カ所ですか、伊奈東とみらい平と既にやっておりますが、これからも継続してや

ってまいります。

以上です。

○議長（今川英明君） 3回質問しましたので。

○14番（山崎貞美君） 質問はこれで終わりますが、市長も、今、2カ所ですか、そういった要請があってやっていくと、あるいはやったんだということでございますので、ぜひともその輪を広げていただいて、いわゆる行政と住民が一体となってこのつくばみらい市を活性化させていっていただきたい、このように思うわけであります。

お忙しいでしょうけれども、ぜひとも、肝心なことですのでもよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（今川英明君） これで一般質問は終了しました。

議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）

議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第48号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について

認定第2号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について

認定第3号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について

認定第4号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について

認定第5号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について

認定第6号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について

認定第7号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について

認定第8号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第9号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

○議長（今川英明君） 日程第2、議案第43号から議案第48号まで及び認定第1号から認定第9号まで、以上15案件を一括して議題といたします。

議案に対する質疑については、期限までに本職あてに通告がありませんでしたので、省略いたします。

議案第43号及び議案第45号～議案第48号について各委員会付託

○議長（今川英明君） 日程第3、議案第43号及び議案第45号から議案第48号までについて各委員会付託を議題とします。

お諮りします。

この際、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

なお、議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）については、各委員会において所管部分の審査を行うことといたします。

決算特別委員会の設置及び認定第1号～認定第9号について委員会付託

○議長（今川英明君） 日程第4、決算特別委員会の設置及び認定第1号から認定第9号までについて委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

認定第1号から認定第9号までの一般会計、各特別会計及び水道事業会計の平成20年度決算については、議長、議会選出監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号までについては、議長、議会選出監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

それでは、正副委員長互選のため、ここで暫時休憩をします。

午後4時18分休憩

午後4時24分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に、決算特別委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。委員長に染谷礼子君、副委員長に高木寛房君、以上のとおり報告申し上げます。

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回の本会議は9月17日午後1時から開きます。

なお、討論を行う場合は16日の正午までに通告を願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時25分散会

第 4 号

〔 9 月 17 日 〕

**平成 21 年第 3 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 4 号**

平成 21 年 9 月 17 日 午後 1 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君	20 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市 民 経 済 部 長	中 川 修 君
保 健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	間根山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大久保 明 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
議 会 事 務 局 長 補 佐	関 俊 明 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成21年9月17日（木曜日）

午後1時00分開議

- 日程第1 議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第48号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について
認定第2号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
認定第4号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
認定第5号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
認定第6号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
認定第7号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
認定第8号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第9号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
請願第3号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書
請願第5号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第2 発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書
- 日程第3 発議第6号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書
- 日程第4 閉会中の継続調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第48号	平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）
認定第1号	平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について
認定第2号	平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号	平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
認定第4号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
認定第5号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
認定第6号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
認定第7号	平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
認定第8号	平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第9号	平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
請願第3号	「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書
請願第5号	教育予算の拡充を求める請願
日程第2	発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書
日程第3	発議第6号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書
日程第4	閉会中の継続調査の件

午後1時00分開議

開議の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）

議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 47 号 平成 21 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 48 号 平成 21 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 1 号）

認定第 1 号 平成 20 年度つくばみらい市一般会計決算認定について

認定第 2 号 平成 20 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について

認定第 3 号 平成 20 年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について

認定第 4 号 平成 20 年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について

認定第 5 号 平成 20 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について

認定第 6 号 平成 20 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について

認定第 7 号 平成 20 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について

認定第 8 号 平成 20 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第 9 号 平成 20 年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

請願第 3 号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書

請願第 5 号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（今川英明君） 日程第 1、議案第 43 号から議案第 48 号まで、認定第 1 号から認定第 9 号まで、請願第 3 号及び請願第 5 号、以上 17 案件を一括して議題といたします。

これより委員長報告に入ります。

過日、本会議において各委員会に付託された議案及び請願の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長神立精之君。

〔総務常任委員長 神立精之君 登壇〕

○総務常任委員長（神立精之君） それでは、総務常任委員会委員長報告をいたします。

総務常任委員会は、議案第 44 号の委員会所管部分を審査するため、9 月 7 日午後 1 時 30 分より全員協議会室において開催いたしました。

その審査の概要について、ご報告をいたします。

議案第 44 号 平成 21 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）について、市当局から、総務部長を初め、各関係課長ほか担当職員の出席を求め、詳細な説明を聴取しつつ、慎重に審査を行いました。

審査の過程で議論された主な内容について申し上げます。

委員からは、庁用車車両事故などによる損害賠償の歳出補正に当たり、職員の交通事故に対する注意を促す意見や、公用車の自動車保険の加入先、補償内容について質問が出されました。

執行部からは、公用車を使用する際、財政課より職員に安全運転を働きかけているが、今後も注意を喚起したい。また、自動車保険は財団法人全国自治協会に加入しており、補償内容は、対人無制限、対物 1,000 万円であるとの答弁がありました。

また、委員からは、市道の危険箇所や道路の破損の解消について、日ごろ、職員が公用車により市内を通行する際、皆で注意し、事故を防ぐことが必要であるとの要望も出されております。

以上、当委員会所管の議案の審査の概要について申し上げます。総務常任委員会のご

報告といたします。

よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長直井誠巳君。

〔教育民生常任委員長 直井誠巳君 登壇〕

○教育民生常任委員長（直井誠巳君） 続きまして、教育民生常任委員会から委員長報告をいたします。

教育民生常任委員会に付託されました議案 3 件及び請願 1 件並びに議案第 44 号 一般会計補正予算の委員会所管部分につきまして審査をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る 9 月 8 日午後 1 時 30 分より全員協議会室において、教育長を初め、教育次長、保健福祉部長、関係課長ほか担当職員の出席のもと審査を行いました。

審査は、執行機関から内容についての説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

まず、議案第 43 号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、被保険者または被保険者であった者が出産した際に支給する出産育児一時金について、平成 21 年 10 月から 23 年 3 月までの間、35 万円から 39 万円に引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

なお、平成 20 年第 4 回定例会において、可決、改正されました同条例により、産科医療保障制度に加入する医療機関で出産した場合、3 万円を超えない額を加算して支給していることから、実際の支給は 42 万円になるものであります。

委員からは、健康保険法施行令において有効期間を定めている意味、法改正の背景についての質問が出され、執行機関からは、政府の少子化対策の一環によるもので平成 23 年 3 月 31 日まで施行されるが、4 月以降については情報がなく、不透明であるとの答弁がございました。

また、委員からは、施行期間が定められていることにより、一日でも出産が期間を過ぎると対象から外れてしまうことから、不公平な対応とならないよう救済を国に働きかけるべきとの意見が出されました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 44 号 平成 21 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）について、執行機関から所管部分の説明を受け、審査に入りました。

質疑の主なものといたしまして、民生費、社会福祉総務費の扶助費について質問がございました。

これは、離職者が就職活動を安心してできるように、住宅費について給付するもので、国では平成 20 年 12 月から、雇用対策として、ハローワークで相談し、住居を喪失した離職者に対し、生活、住居、就労にかかわる支援策を実施しており、これを補完するものとして、国の雇用対策の対象となり得ない低所得者に、住宅手当を 3 万 5,400 円を 6 カ月間支給するものでございます。

委員からは、対象者の詳細や住宅手当額の根拠について質問が出され、執行機関からは、対象者は住居を喪失またはおそれがある方で、かつ、2年以内に離職し、就労能力と就労意欲が条件で、離職証明書やハローワークとの連携により確認したい。また、手当額の根拠については、積算基礎を茨城県が示しており、具体的には、完全失業者数に所定の率を掛け、さらに、45%の申請率を見込んだ39人に平均の3カ月を掛けて試算した金額であるとの答弁がございました。

また、衛生費、予防費の女性特有のがん検診推進事業について質問がございました。

これは、国の経済危機対策における未来への投資につながる子育て支援の一環として、平成21年度補正予算に措置されたもので、つくばみらい市では概算で、子宮頸がん検診1,396名、乳がん検診で1,472名の受診を見込み、無料の検診クーポン券を発送するものですが、委員からは、この事業は医療費の抑制にも効果がある。しかし、発送をただけでは受診率のアップは見込めないことから、その方策についての質問が出され、執行機関からは、検診の意義を知っていただくため、対象年齢に達した方への啓発活動を行い、周知徹底を図りたいとの答弁がございました。

また、教育費、社会福祉総務費の照明設備省エネ促進工事について質問がございました。

これは、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を用いて、市立図書館、谷和原公民館、小絹コミュニティセンターの3施設に省エネ照明を整備し、二酸化炭素の排出量の削減を図るものです。

委員からは、さらなる二酸化炭素の排出量削減を目指し、他の施設についての実施見込みについて質問が出されました。執行機関からは、従来の水銀灯の寿命1万2,000時間に比べ、一部導入するLED照明は4万時間と長持ちし、また、省エネ蛍光灯への交換とあわせ5割程度の消費電力の削減が見込まれることから、その効果を検証し、他の施設への導入を検討したいとの答弁があるなど、活発な質疑応答がございました。

次に、議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,380万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,283万2,000円とするもので、保険給付費の高額療養費、出産育児諸費並びに諸支出金の償還金及び還付加算金等にかかわる補正でございます。

委員からは、介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、介護従事者の処遇を改善するための介護報酬プラス3%を満たしているかとの質問が出され、執行機関からは、介護報酬プラス3%のため、算出については国が定めており、市の介護納付金の3カ年の平均を出し、茨城県の平均で割り出すものとなっているとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,172万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,462万3,000円とするもので、諸支出金の償還金、国庫支出金、県支出金並びに支払基金交付金の返還等にかかわる補正でございます。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、本定例会で、教育民生常任委員会に付託されました1件の請願を審査いたしました。

請願第5号 教育予算の拡充を求める請願については、現在の社会経済不安の中で、経済的な理由から高校生の中途退学者が増えている反面、義務教育費国庫負担金の負担割合

の縮小や地方交付税の削減により地方財政も厳しく、自治体における教育予算の確保が困難になり、少人数教育の推進や学校施設、旅費、教材費、就学援助、奨学金制度など広がる教育条件の自治体格差の是正が急務であることから、総務大臣、財務大臣並びに文部科学大臣に対し、教育予算の拡充について意見書の提出を求めるものです。

提出者、水戸市笠原町978-46、茨城教育会館2階、茨城県教職員組合執行委員長高野 富二男氏より、山崎貞美議員の紹介で、議長あてに平成21年8月17日付で提出されたものでございます。

紹介議員の山崎議員から請願の趣旨について説明を求め、その後、各委員から意見を求める形で実施をいたしました。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご賛同をいただけますようお願い申し上げまして、教育民生常任委員長の報告といたします。

○議長（今川英明君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長倉持悦典君。

〔経済常任委員長 倉持悦典君 登壇〕

○経済常任委員長（倉持悦典君） 経済常任委員会から委員長報告を申し上げます。

経済常任委員会に付託されました議案2件及び請願1件並びに議案第44号 一般会計補正予算の当委員会所管部分につきまして審査をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、9月9日午後1時30分から全員協議会室において開催し、委員全員と議長、執行機関からは説明のため、都市建設部長、市民経済部長、関係課長ほか担当職員の出席のもとに審査を行いました。

審査は、執行機関に議案内容について説明を求め、その後、各委員から質疑と意見を求める形で実施いたしました。

まず、議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）について、執行機関から所管部分の説明を受け、審査に入りました。

質疑の主なものといたしまして、商工費、商工振興費の住宅リフォーム資金助成制度補助金について質問がございました。

委員から、この助成制度は平成19年度からの3カ年の事業計画によるもので、今年度で終了予定だが、実績として、19年度45件、20年度57件、今年度も現時点で申請数を含み42件を誇り、市民のニーズに沿った事業であり、また、地元の工務店等にも経済効果の波及が期待でき、地域活性化が図れる事業であることから、事業継続の有無について質問が出されました。

産業政策課長より、県内の他の自治体の状況としては、実施した自治体は3年程度で終了しており、現在実施中の5市町村のうち、継続をしている自治体は、助成額の見直しを行っていること等から、継続には、それ等も加味して検討したいとの答弁がございました。

また、土木費、橋りょう維持費の高速道橋落下物防止柵嵩上げ工事について質問がありました。

これは、昨年度、常磐自動車道にブロックが投げ込まれた事件が多発し、N E X C O 各社が緊急対策を施すもので、市道については、N E X C O 東日本から社会貢献事業助成金を受け、高速道路上にかかる市道7橋中4橋について、現在2メートルの落下防止柵を3メートルにかさ上げるものです。

委員からは、工事の対象地域及び工事施工業者の指定の有無について質問が出されました。

建設課課長補佐より、N E X C O 各社が全国的に対策を講じることとして要請を受けており、施工業者の指定は受けていないとの答弁がございました。

また、合併特例債事業の豊体横町下宿線にかかわる土木費の道路新設改良費、道路用地費及び工作物等補償について質問がございました。

委員からは、今回補正の買収対象物件と種類、そして、今後の家屋補償の有無について、また、同意をいただいていない事案についての質問が出され、特定事業推進課長より、補正は道路にかかわる宅地と家屋等工作物補償で、残りの補償対象物件は2件であるが、平成22年度には終了の予定であること、また、同意をいただいていない地権者は1名あるが、本事業には反対しておらず、現在交渉中であるとの答弁がありました。

また、委員からは、土木費の住宅管理費の修繕料の補正に関して、一部の市営住宅でカビによる壁の黒ずみの情報があることから、適切な対応を望むとの要望が出るなど、活発な質疑応答がございました。

次に、議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、歳入歳出の総額を3億743万9,000円とするもので、その内容は、公共柵の取り出し工事において当初予定していた新規加入件数より件数が増加したため、それに対応する補正であると下水道課長より説明がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出の予定額を補正するものですが、主な内容については、水道事業費用の総係費において、上水道料金と下水道使用料の一元化に伴うデータコンバート業務委託にかかわる補正で、減価償却費においては、減価償却費が確定したことによる補正であるとの説明を受け、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、本定例会で経済常任委員会に付託された1件の請願を審査いたしました。

なお、本請願は、平成21年第2回定例会から継続審査となっており、去る8月10日午前11時より全員協議会室において委員会を開催し、審査を重ねてきたものでございます。

さて、請願第3号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書については、京都議定書の削減目標を守り、1990年比で2020年には30%、2050年には80%という大幅なCO₂の排出削減経路を法律で掲げる必要があることから、法律の実現について衆参両議院議長や内閣総理大臣などに対し意見書の提出を求めるものです。

提出者は、つくばみらい市板橋483、新日本婦人の会、穴久保あい子氏より、川上文子議員の紹介で、平成21年6月2日付で議長あてに提出されたものです。

各委員からは、前回の委員会に続き、活発な意見が出されました。

主なものとして、民主党が25%削減を表明していることから、30%の削減は目標値として届かないものではない。また、地球温暖化防止は世界的な問題であることから、滞りなく法律で定めることが必要である。また、市民から提出された切実な請願であり、節度ある対応をすべきであるとか、CO₂削減に関しては、当然、早急に推進しなければならない問題であるが、国民の負担を考えると、即、何%の目標だからよいというわけにはいかない。目標達成に当たっては、国民や産業界における経済的な影響が大きく、失業者の増加等は必至で、地方議会での議論の枠を超えている。また、政権交代もあり、二、三年は国の動向を見ないと判断はできない。そして、世界の流れ、国の流れを見きわめることが必要な事案であり、継続して審査したい等々、多くの意見が全委員から出されました。

審査の結果は、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、経済常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして委員長の報告といたします。

なお、当委員会では、その他といたしまして1件の陳情を審査いたしました。

この陳情は、平成21年8月18日付で、つくばみらい市古川1263-1、飯塚五郎氏より議長あてに提出されております。

この陳情は、同氏が5年前、当時の谷和原・伊奈下水道組合に対して、下水管の埋設や工事資材置き場にと、自分の土地を提供して協力してきたが、工事終了時には原状に復する約束が守られなかった。また、それに対しての抗議にも誠意ある説明がなされていないと議会に訴え、救いを求めているものです。

同氏の陳情の趣旨には誤解や思い込みもあるかもしれませんが、残念ながら、一市民が、市発展のため、公共のためと協力してきた結果、行政に裏切られ、訴えても誠意ある対処をしてはもらえないと感じている現状があるのは、紛れもない事実であると認識せざるを得ないと考えます。

各委員の意見を求めましたが、この陳情を前例にならい承りおきますという処理法はできないと当委員会は考えました。

審議の結果、全会一致で、詳しい事情はわからないが、何らかの誤解が原因でトラブルが起き、一市民が真摯に訴えていることは理解できるので、基本に基づき双方の意見を聞くべきと決して、当時の責任者は既に退職や配置がえとなっておりまますので、現在の責任者である都市建設部長と下水道課長及び担当者に出席してもらい、わかる範囲で経緯を説明していただきました。その後、各委員からの質問を受けてもらいました。

陳情者の訴えとは、かなりのそごがあると感じました。

その後、活発な意見交換の後、当委員会としては、この件に関しては両当事者の間に長い年月で醸成された不信感による深い溝ができてしまっているので、双方が再び話し合いの場を持ち、原点に戻って相互理解できるよう誠意を持って話し合うこと、特に専門家である行政側は、誤解が解けるよう説明責任を果たし、一日も早く円満解決するよう努力し、その経過報告と結果報告を議長あてにしてもらうことを当事者双方に申し入れをすることにいたしました。

あわせてご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、決算特別委員長染谷礼子君。

〔決算特別委員長 染谷礼子君 登壇〕

○決算特別委員長（染谷礼子君） 決算特別委員会での審査をご報告いたします。

今定例会において決算特別委員会に付託されました平成20年度決算認定案件9件につきまして、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る9月11日、14日、15日の3日間にわたり委員会を開催し、議長出席のもと審査に当たりました。

11日は、議会事務局、会計課、秘書広聴課、総務部及び市民経済部の所管部分の決算について、14日は、農業委員会、保健福祉部の所管部分の決算について、15日は、都市建設部及び教育委員会の所管部分の決算について、認定案件ごとに、それぞれの所管の部課長等から説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。その結果、多くの質疑、意見等が出され、執行部からは、これらに対する答弁がなされたわけですが、各会計ごとに審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定については、歳入決算額143億4,567万8,898円、歳出は136億898万310円、差し引き7億3,669万8,588円でございます。うち、継続費通次繰越が277万9,000円、繰越明許費が5,331万円、翌年度繰越額は6億8,060万9,588円、執行率は94.9%でございます。

委員からは、広報紙の広告掲載料の詳細及び行政で使用するバスへの広告掲載予定についての質問が出され、執行機関からは、広報紙内の主にお知らせのコーナーの下段を割り当て、全枠2万円、半枠1万円を設定した。掲載は20年度途中からではあるが、全枠利用の1社が6回、市内金融団が半枠で3回、ほかに半枠に市内2社が延べ5回掲載し、20万円の歳入実績である。なお、バスへの有料広告掲載については、市内を毎日巡回しているコミュニティバスへの採用を検討したいとの答弁がございました。

また、委員からは、産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例により、課税免除を受けている企業5社について、その効果を知る目安としての従業員数について質問が出され、執行機関からは、従業員数は合計で555名であるとの答弁がございました。

また、委員からは、民生費、老人福祉費の福祉移送サービス事業委託料について、事業の委託先、登録者数、利用者数についての質問が出され、執行機関からは、社会福祉協議会に事業を委託しており、登録者は21年3月末現在27人、20年度延べ227人の乗車実績である。なお、利用に当たっては、1回当たり100円の負担をいただき、当該事業への登録の要件は、移動制約のある高齢者及び障害者で、通院や通所等での利用であるとの答弁がございました。

また、委員からは、土木費、公園費の公園管理委託料について、それぞれの公園の管理の目安についての質問が出され、執行機関からは、市民にとって安全で親しまれる公園を基本に、年4回の除草作業を行っている。なお、本来は年五、六回の実施を行いたいところであるが、財政的な制約もあるところから、これまでの6月から7月の初回の実施を、

債務負担行為により、草が伸びきる前の４月に実施するなど、対策を講じている。また、桜公園においては市民の協力を得て管理に当たっていることから、今後、県より移管される予定の丘陵部の公園についても、市民の協力を模索し、地域ぐるみの公園管理に努めてまいりたいとの答弁がございました。

また、委員からは、教育費の小学校及び中学校管理費の校内緑地管理委託料について、前年度と比較して支出を抑えた理由についての質問が出され、執行機関からは、各学校の植栽における枝の伐採及び薬剤散布の回数を精査した結果であるとの答弁があるなど、全般にわたり活発な質疑が行われました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第２号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定については、歳入決算額43億5,359万5,987円、歳出は42億805万3,077円、差し引き１億4,554万2,910円が翌年度へ繰り越すものでございます。

委員からは、国民健康保険税の滞納の対策として、また、歳出を抑え、歳入と歳出の均衡を図る方策として、価格が安く設定されているジェネリック医薬品の医療機関での取り扱いについての質問が出され、執行機関からは、国からも検討するようにとの通知が届いており、当市としても医師会と協議し、検討してまいりたいとの答弁がございました。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第３号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定については、歳入決算額３億4,409万4,333円、歳出は２億7,911万6,213円、差し引き6,497万8,120円が翌年度へ繰り越すものでございます。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第４号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定については、歳入決算額20億7,773万1,475円、歳出は19億9,448万1,989円、差し引き8,324万9,486円が翌年度へ繰り越すものでございます。

委員からは、平成21年3月末現在の認定者数の1,278人について、当初の介護保険事業計画の予測から比較して適正であったか、また、介護保険未利用者はどのぐらいに上るのかとの質問が出され、執行機関からは、計画ほどの伸びはない。また、介護保険のサービス利用予定がない方からの申請も多く、300人以上の方が未利用者であるとの答弁がございました。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第５号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定については、歳入決算額14億1,512万8,662円、歳出は13億2,787万3,973円、差し引き8,725万4,689円でございます。うち、繰越明許費が2,303万円、翌年度繰越額は6,422万4,689円でございます。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第６号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定については、歳入決算額２億6,104万4,837円、歳出は２億4,457万5,664円、差し引き1,646万9,173円が翌年度へ繰り越すものでございます。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第７号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定については、歳入決算額5,174万6,487円、歳出は5,026万1,650円、差し引き148万4,837円が翌年度

へ繰り越すものでございます。

委員からは、来年に迫る伊奈地区の市営分譲住宅借地更新に当たっての市の方針についての質問が出され、執行機関からは、建物はお住まいの方の財産であり、市の介入には問題もある。しかしながら、諸問題の解決の必要性から、市が仲介役となり、入居者及び地権者と市が集まり、相談する場を設け、更新に臨みたいとの答弁がございました。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第8号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定については、歳入決算額2億4,273万8,005円、歳出は2億3,836万2,469円、差し引き437万5,536円が翌年度へ繰り越すものでございます。

委員からは、対象人数及び保険料の平均と上限額について質問が出され、執行機関からは、21年3月末現在4,192人、保険料の平均は4万4,311円、上限は50万円であるとの答弁がございました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

最後に、認定第9号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定についてですが、水道事業は、行政区域内人口が4万4,100人、給水人口が4万857人、年間総配水量が461万2,318立米、1日最大配水量は1万4,066立米、年間総有収水量は393万9,328立米で、有収率は85.4%です。供給単価は216円15銭、給水原価は219円52銭です。

経営内容でございますが、収益的収入の総収益が9億3,411万2,738円です。総費用が9億2,088万9,317円、差し引き1,322万3,421円です。資本的収支につきましては、総収入9億1,530万6,682円、総支出が9億9,671万4,030円、差し引きでマイナスの8,140万7,348円でございます。

委員からは、有収率の85.4%は前年度比0.8%の向上であるが、当市の設備から見たとき、妥当な割合であるかとの質問が出され、執行機関からは、みらい平地区において、今後、住宅開発が進めば捨て水が減り、有収率が向上すると思われる。なお、さらなる水道普及を促進し、有収率の向上に努めたいとの答弁がございました。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご賛同をお願いいたしまして報告を終わります。

○議長（今川英明君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

今までの報告の中で多少、発音の、ちょっとニュアンスが違う部分がありますので、それは正規の発音ということで、会議録は訂正をいたします。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

各委員長の報告及び質疑が終わりました。

討論・採決

○議長（今川英明君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第43号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第44号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第45号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第46号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第47号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第48号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。

午後1時54分休憩

午後2時05分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について反対の討論をいたします。

平成20年度の当初予算編成で市長は、市税収入は前年度比4億4,500万円の増収を見込めるが、地方交付税が3億1,000万円減収となるので財源確保のため、財政調整基金、減債基金からの繰り入れと臨時財政対策債を見込んだと説明がありました。しかし、決算では、市民税が当初予算よりさらに3.5%増の3億2,500万円の増額、交付税は13%増の2億5,400万円の増額となり、歳入合計は予算比5億8,000万円の増額です。

私は予算審議討論の中で、市民税均等割の徴収率を前年度よりも5.5%も低く見らざるを得ない市民の生活状況であり、そういう中での税収は、住民が求める施策に積極的に生かすべきだと述べました。しかし、収入増は市民のための施策に生かされず、予定していた財政調整基金5億6,500万円の切り崩しをやめ、反対に新たに3億6,000万円を積み立てる形で処理をされました。その結果、当年度の実質黒字額は約10億円です。合併後の平成18年度が7億円、19年度の9億円と比べて、最も大きな黒字額となっています。歳出は、教育費がわずかに当初予算を超えているものの、あとは、すべて下回っています。特に、商工費は当初予算の80.9%、土木費は88%です。地域の活性化や雇用の悪化、恒常的生活の悪化などの対応が求められている中で、もっと有効に予算の活用を図るべきだと考えます。

新年度間近になって、突然、学校給食の弁当の日が、父母が意見を言ういとまもなく始められました。弁当の日の取り組みは、食育の学校教育の実践として、学校と教師と家庭が認識を一緒にすることで取り組まれてきたもので、すべての学校が一律でやれるものではないと、この取り組みを進め推奨している竹下先生はおっしゃっています。その点でも、市の取り組みと大きな開きがあります。見直しを求めます。

当年度は、ワープ江戸事業を主体とした第三セクターメディアパーク社が閉じられました。メディアパーク社への出資金は破産整理で99%が減資となり、市の2億円の出資金は128万6,000円に大幅に減額となっていました。解散に当たり、残余財産分配金はさらに減額となり、わずか74万円となりました。日本共産党市議団は、事業の計画段階の時期から、あまりにもずさんな計画であり、やるべきではないと議会でも強く指摘をしてきました。市民の間からも、事業に対する批判が大きく広がりました。しかし、市長は、破綻後も、この事業についての反省はなく、積極的な対策を講じることはありませんでした。今後も、この事業の負の財産として、毎年、5,000万円余の借金返済が続きます。少なくとも、この事業を進めてきた市長みずからの責任を明らかにするとともに、何が悪かったのか、きちんと検証をして、今後の行政に教訓として生かすことをやらなければなりません。

この事業を引きずる形でフィルムコミッション推進事業が行われていますが、担当職員は、年間128日も、映画等の撮影場所の設定や支援に追われていると説明がありました。ここに1.5人の職員を配置する一方、行政改革の名のもとで職員の削減がやられています。

特に専門知識を有した幼稚園教諭、保育士さんの嘱託化は問題です。保育所の嘱託職員は職員全体の58.8%、幼稚園では嘱託補助教諭比率は45%です。正規職員と同じように、クラスの担任を受け持ち働いています。子供の成長に責任を持つ仕事ですから、経験が大

切にされなければなりません。最長でも5年という契約では経験が生かされず、雇用の面でも大変不安定ですし、収入の面でも生活が成り立たないのではないかと思います。やりがいを持って働けるよう、労働の保障が必要です。公のところで、ワーキングプア、貧困層をつくり出しているということが、今、大問題になっています。専門知識を有する職員や相談員が低賃金で、みずからの生活が立てられない状況が起きています。専門知識を持ってやりがいのある仕事に専念できるよう、当市においても、早急に是正が必要だと考えます。

市長は予算提案の中で、みらい平の区画整理事業は、人口も張りつき順調に進んでいると述べましたが、決して順調に進んではいません。275ヘクタールの開発で1万6,000人の人口を張りつけるという計画ですが、開発面積が広がれば地価下落は一層進み、売れ残る地域が急増することは明らかで、県も、市も、財政負担の上からも、地域づくりの上からも、多大な負担を抱えることになります。根本的には、沿線開発地域の縮小が必要と考えますが、当市の地域は、73%の進捗率の中でするには大きな困難が伴います。このまま進めるのであるならば、事業者である県に、責任ある人口計画をつくらせ、その計画の責任をとらせていくことなしには、市のまちづくりは成立しません。

市長は予算編成で、地方分権がいよいよ実効の段階を迎え、総合的な市民サービスを提供する責務を負う地方自治体には、みずからの判断と責任で、地域の特性を十分に生かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが強く期待されています。地域間競争が激化する中、個性的で魅力的な都市づくりのためには、今後も、行政サービスの充実、市民生活の向上に努めるほか、より地域の特性や資質を生かした事業の推進が求められていると述べられました。しかし、ここで述べている個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくということが、十分に行われた決算ではないと思います。

昨年度暮れから正月にかけて首都東京に、仕事も住まいも失った方たちの派遣村ができました。これは、貧困と格差を表面化させ、今の日本社会を鋭く問うこととなりました。今こそ、一人一人が人間らしく生きる権利を保障している憲法を生かした地方自治体の仕事 that 求められています。厳しい生活の中から納められた税金は、厳しく精査し、むだをなくし、きめ細かい施策で、暮らし、命を守り、子供たちが豊かに育つ環境づくりの取り組みに、積極的に生かすよう求めて反対の討論といたします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

10番横張光男君。

〔10番 横張光男君 登壇〕

○10番（横張光男君） それでは、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定に対しまして、賛成の立場から、ただいまより討論をいたします。

まず、平成20年度の決算につきましては、歳入決算額143億4,567万円あまりでございます。これらは、対前年度比で約2.1%の増、一方、歳出決算額につきましては、136億898万円余となっており、対前年度比で3.9%の増となっております。

これらをまず、歳入から見てみますれば、まず、地方交付税が22億1,454万円、前年度と比較しますと6.7%、金額で申しますと、約1億5,799万円の大幅な減少となっております。しかし、市税については、不景気の中でありまされども、年度後半からの幾分なり

の景気の上昇傾向から、最終的に64億4,485万円と、対前年度比を見まして0.8%の微増にとどまりました。しかし、一方、市債につきましては、これらにつきましては、伊奈・谷和原の合併に伴いますいわゆる合併特例債事業が大幅に増加したことによって、13億7,053万円ということで、前年度比で見ますれば、約66%の大幅な増となっております。これらの非常に厳しい財政事情の中で考えますと、やはり予算編成、さらには予算執行には、大変ご苦労された足跡が伺えます。

そして、一方、そういう中であっても、やはり歳出については、一つには、板橋コミュニティセンターの完成、そして、先ほどの起債の中で申し上げましたように、合併特例債事業であります東檜戸台線及び（仮称）豊体横町下宿線の整備事業、そして、守谷小絹線などの整備が推進されました。これらは、やはり谷和原地区・伊奈地区の一体化が、これらによって一層図られるのではないかと、私は考える次第でございます。一刻も早く、これらの道路が供用開始されるよう、さらに、一層の努力をお願いする次第でございます。

さらに、都市計画マスタープランや道路体系の整備計画の策定事業、また、みらい平駅周辺においては、下水道を初めとする都市インフラの整備が推進されるなど、これらの各種事業は、今後、つくばみらい市の発展に欠くことのできない重要な事業であったと、私は評価するものであります。

また、市民の安心安全の確保のために、消費生活センターの開設、さらには、A E Dの設置、そして、平成21年度の稼働を目指した全国瞬時警報システムとの接続工事、そして、豊小学校の屋内運動場の耐震補強、さらには、大規模改修などが実施されました。このほかには、がんばる商店街支援事業によるあぶに一るへの支援、さらには、保育所における保育時間の延長、そして、休日における各証明書等の発行事務の実施がなされたことは、市民ニーズを的確にとらえた市民サービスの向上が図られたのではないかと、私は考える次第でございます。

そして、さらに、市職員の削減にも、市長を初め積極的に推進され、行財政改革の一層の推進を図られるなど、厳しい市の財政事情の中でありながら、本市発展のための事業が実施されたものと評価をする次第でございます。

そして、もう一つ評価をするものでございますけれども、税収の中で、平成20年度の決算では、不納欠損額が424万8,000円と、前年度で1,000万円以上あった不納欠損処分が、約60%減の600万円の減額であったということを、私は大変好ましい、そして、努力の結果である、私は申し上げたいと思います。そして、過年度分、いわゆる滞納繰越分の徴収率でも34.9と、いまだかつてない徴収率を誇り、茨城県下のトップの徴収率であったということも、私は高く評価をする次第でございます。

しかし、一方で、収入未済額、いわゆる滞納累計額が約2億7,000万円強があるということを考えますと、今後も引き続き、これら徴収率の向上と、不納欠損処分の厳正なる処分を図られるよう、私から要望いたしたいと思います。なぜかと申しますと、まじめな納税者が報われるような、やはり努力が、この不納欠損処分と、そして、滞納の収納率の努力があると思うんであります。そういうことから、私は、今後、市においては、平成20年度の決算におごることなく、さらに次年度も、滞納の徴収、そして、不納欠損処分の厳正なる処分をされるよう、私は強くお願いをする次第でございます。

最後になりましたけれども、今回提案された平成20年度決算につきましては、つくばみ

らい市の基本構想、基本目標である、いわゆる活力に満ちたうるおいとやすらぎのまちを目指した、いわゆる総合計画の推進に適切に施行されたものと、私は認める次第でございます。

どうか、議員各位におきましては、この内容を十分お酌みいただきまして、賛同いただけるよう強くお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（今川英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから認定第1号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定さ

れました。

次に、認定第4号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから認定第4号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから認定第5号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから認定第6号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから認定第7号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 認定第8号 後期高齢者医療特別会計決算認定について反対をします。

私は、この制度そのものに反対をするものです。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から切り離して、保険料値上げか、それが嫌ならば医療の制限かという選択に追い込んでいく最悪の制度です。75歳以上を他の世代と区切る理由として、政府は、心身の機能が低下し入院も増えることなどを上げていました。元厚労省幹部も、うば捨て山と批判したように、後期高齢者医療制度は、医療がかかるからと高齢者を医療から追い出すもので、高齢者が大きな怒りを上げたのは当然のことです。この怒りが、高齢者のみならず、国民全体の弱者切り捨ての政治ノーの声となり、自民・公明政権を退場させる大きな力となりました。

先日15日に、日本高齢者大会が大分県で開催されましたが、全国各地から4,000人を超える参加者が集まり、実行委員長の、ここにいる皆さんが政権をかえた、これは誇れること、さらに高齢者の力を結集して頑張ろうというあいさつに、大きな拍手が起きたといいます。参加した方は、新政権が後期高齢者医療制度の廃止を掲げ、絶好の機会が生れている、ぜひ実現をし、さらに高齢者医療無料化を目指して、引き続き運動を進めたいと語っています。

新政権の廃止案が早急にまとまり、高齢者にとっても、そして、国民にとっても、納得できる医療改革が行われ、後期高齢者医療特別会計の審議をしなくてもよくなることを強く願って、私は反対の討論といたします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから認定第8号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数です。よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから認定第9号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、請願第3号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し賛成の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 請願第3号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書について賛成の討論をいたします。

請願が付託された経済常任委員会での審査の結果は、不採択と報告されました。私は、この請願に賛成をいたします。このままいけば、地球は回復不能な環境破壊に陥るとの世界の科学者の警告を受け、温室効果ガスを2050年には基準年比50%の削減をしようと世界が大きく動き出しています。日本は既に福田内閣当時、2050年には60から80%削減を決めており、2020年までにどこまで減らすかが、今、問われていることです。市民団体からの請願は、持続可能な地域社会をつくり、よりよい地球環境を次の世代に引き継いでいくためにも、一人一人が温暖化防止のために取り組みやすくするためにも、中間目標値を定め、温室効果ガス削減を進める仕組みをつくる法律をつくるよう国に求めるものです。

委員会審査では、先ほども報告がありましたけれども、削減をする目標値を決めれば、経済が悪化し家計への負担が大きくなる、こういう産業界が言っている、それに沿った意見が出されました。家庭からの二酸化炭素排出量は、マイカーなどを入れても全体の11%ぐらいで、約9割は事業所や産業によるものです。しかし、政府が出しているデータなどは、企業の排出量目標を極端に低くしていることが現実です。

排出量の30%を占める発電所が、天然ガス火力発電所を、もっと効率のよいものに取りかえて、旧式の石炭火力をやめることができれば、国全体の6%を削減でき、全家庭の燃料消費による二酸化炭素排出量4.8%分よりもはるかに多く削減できると言われています。同様に、鉄鋼やセメント会社の自家発電や炉を取りかえるだけでも、相当量が削減できます。

アメリカのカリフォルニア州サクラメントの電力会社は、原発の新規建設をやめて、企業や家庭に省エネ機器を無償で提供して、省エネを進めました。その方が得になると考えたからだそうです。見方をかえれば、日本が今行っている使用電力量をふやしてもうけるという、この経営戦略を見直すことや、エネルギー産業など、新しい分野への産業構造の変革での産業発展の可能性もたくさん出てまいります。企業が目標値を持って削減に取り組めば、30%削減目標値は不可能ではありませんし、そのことで極端に経済の悪化を招くことや家庭の負担が増えるということにはなりません。

そして、2050年に世界の温室効果ガスを半減させたとしても、日本でも洪水や熱中症の被害で2100年には年間11兆円もの被害が出るというふうに、環境省温暖化影響総合予測チームが出しています。こういう数値を出しています。既に国が沈みかけ、災害で大被害を受けているときに、温室効果ガス削減目標30%が人々の暮らしを後退させ、経済を停滞させるものだと、この請願を否定するのには、あまりにも後ろ向きではないでしょうか。二酸化炭素の温室効果ガスを中期的にわたって大幅に削減していくために、法律として、その目標を定めるということは、政権がかわっても、国の方針として揺るがないものとすることです。地球温暖化問題は、これから数十年にわたって対処しなければならない重要な問題ですから、法律という手続が重要であると思います。

このことを住民から負託された議会議員が、前向きな態度を示すことは、とても重要です。委員会では不採択ですが、ぜひ採択をして、地方議会の役割を果たそうではないかということを申し上げて、請願に賛成の討論といたします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対し反対の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから請願第3号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立少数です。よって、請願第3号は不採択することに決定しました。

次に、請願第5号 教育予算の拡充を求める請願について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから請願第5号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書

○議長（今川英明君） 日程第2、発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番直井誠巳君。

〔9番 直井誠巳君 登壇〕

○9番（直井誠巳君） それでは、発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書というようなことで、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

平成21年9月17日提出

つくばみらい市議会議長今川英明様

提出者	つくばみらい市議会議員	直井	誠巳
賛成者	つくばみらい市議会議員	横張	光男
賛成者	つくばみらい市議会議員	染谷	礼子
賛成者	つくばみらい市議会議員	秋田	政夫
賛成者	つくばみらい市議会議員	高木	寛房
賛成者	つくばみらい市議会議員	川上	文子

提案理由でございますが、子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。しかしながら、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっている。

よって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、1、「子供と向き合う時間の確保」を図り、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次、高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。2、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。3、家庭の所得の違いによって子供たちの教育や進路に影響が出ないように、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置を行うこと。あわせて、奨学金制度について、「貸与」から「給付」方式に改善すること。4、学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。5、教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、40年ぶりに実施した文部科学省の勤務実態調査の結果を施策に反映し、実効ある超過勤務縮減対策を行うこと。以上、5項目を実現されるよう、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に別紙意見書を提出するものでございます。

なお、皆さん方のお手元の方にも、同資料が配付されていると思いますが、その裏面に意見書が載っております。ひとつ十二分にお目通しの中、賛同していただくようお願いを申し上げるところでございます。

同文、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成21年9月17日

茨城県つくばみらい市議会

以上でございます。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第5号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第5号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

発議第6号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

○議長（今川英明君） 日程第3、発議第6号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番坂 洋君。

〔2番 坂 洋君 登壇〕

○2番（坂 洋君）

発議第6号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成21年9月17日提出

つくばみらい市議会議長今川英明様

提出者	つくばみらい市議会議員	坂	洋
賛成者	つくばみらい市議会議員	秋田	政夫
賛成者	つくばみらい市議会議員	高木	寛房
賛成者	つくばみらい市議会議員	染谷	礼子

提案理由を読み上げます。

前政権下において、我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立しています。総額で14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して、準備を行っているところです。

しかし、新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、既に、関係事業を執行中、あるいは執行準備が完了し、当該事業の広報・周知が済んでいる地方自治体にとって、まことに憂慮すべき事態の発生が懸念されます。

よって、政府においては、政策の見直し、税制の改革及び制度の変更に当たっては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって、地方自治体の進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生じることのないよう行われることを強く求め、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣に別紙意見書を提出するものです。

以上、提案理由を申し上げました。

意見書は別紙のとおりです。議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第6号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

最初に、原案に対し反対の方の発言を許します。

5番中山栄一君。

〔5番 中山栄一君 登壇〕

○5番（中山栄一君） 発議第6号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書、この意見書について反対の立場で討論をいたします。

先般の国政選挙において、民主党が圧倒的な勝利で国民の支持を得て政権が樹立されま

した。そして、このつくばみらい市においても、同じように圧倒的支援で民主党が市民の支援を得ました。そういう状況の中で、民主党がマニフェストに掲げた今後の政策運営において、その政策をきちっと提示した上での選挙で、市民が圧倒的に支援をしたわけです。

そして、これから、このマニフェストを基本として政権運営がなされるわけですが、その中で政権政党が一番中心としていることは、地方分権を確立することを、まずこれを基本にしております。そして、地方の権限、そして、財源をきちっと守るために、いろいろな意味で、特に今年度の補正予算も見直すということも発表されました。しかし、いざ政権が発足しまして、昨今のメディア等の報道を見ますと、執行している補正予算、また、未執行のもの等をきちっと区分けをして、精査をして、そして、未執行部分の中でも、これが地方自治のために執行しなければならない事業なのか、そこまできちっと見きわめた上で、地方自治体の行政運営の支障のないように、今後、この補正予算も最低限で見直すということが発表されております。

そういう中で、この民主党の政権運営に対して、もちろん、国民も、市民も、圧倒的な支援を出したわけです。そういう、このつくばみらい市においても、市民がこれだけ支援をした政党の行政運営に対して、地方自治体として、その方向を否定するような、こういう予算をこのままつけてくれというようなことは、私は間違っていると思います。ですから、そういう意味において、民主党がどうか、自民党がどうかということ以上に、やはり市民、国民がきちんと支援をしたこの政策、これをもとに運営しておるという政権政党の運営に対して否定をするようなことは、私は反対です。

以上です。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第6号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数です。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査の件

○議長（今川英明君） 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、次回定例会の議会運営について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉

会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報特別委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、議会の広報発行について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、今定例会に付議された事件は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成21年第3回つくばみらい市議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成21年9月17日

つくばみらい市議会議長 今 川 英 明

つくばみらい市議会議員 坂 洋

つくばみらい市議会議員 高 木 寛 房